

第 5 回 川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会

日時：平成 25 年 11 月 29 日（金）

午後 1 時 30 分～

場所：中央公民館 第 2・3 研修室

次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 協議

協議事項 1 中心市街地活性化基本計画（案）について

(2) その他

4 その他

5 閉会

川俣町中心市街地活性化基本計画（案）

平成 25 年 11 月

目 次

○ 基本計画の名称	1.
○ 作成主体：福島県川俣町	1.
○ 計画期間	1.
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1.
[1] 川俣町の概要	1.
[2] 中心市街地の現状分析	3.
(1) 中心市街地の概況	3.
(2) 中心市街地の既存ストック	4.
(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	6.
(4) 住民意向の把握・分析	28.
(5) 商業者意向の把握・分析	39.
[3] 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価	42.
[4] 中心市街地の課題整理	46.
[5] 中心市街地活性化の方針	47.
(1) 基本コンセプト	47.
(2) 中心市街地活性化の基本方針	47.
2. 中心市街地の位置及び区域	49.
[1] 位置	49.
[2] 区域	50.
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	51.
3. 中心市街地の活性化の目標	57.
[1] 中心市街地活性化の目標	57.
[2] 計画期間の考え方	58.
[3] 目標指標設定の考え方	58.
(1) 「目標1：中心市街地利用者を増やす」の数値目標指標の考え方	58.
(2) 「目標2：人口の減少に歯止めをかける」の数値目標指標の考え方	58.
[4] 数値目標の設定	59.
(1) 目標指標：歩行者交通量（中丁・絹蔵前の平均値）	59.
(2) 目標指標：中心市街地の定住人口	61.

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	63.
〔1〕市街地の整備改善の必要性	63.
〔2〕具体的事業の内容	64.
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	66.
〔1〕都市福利施設の整備の必要性	66.
〔2〕具体的事業の内容	67.
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	69.
〔1〕街なか居住の推進の必要性	69.
〔2〕具体的事業の内容	70.
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	72.
〔1〕商業の活性化の必要性	72.
〔2〕具体的事業等の内容	73.
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	74.
〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	74.
〔2〕具体的事業の内容	74.
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	76.
〔1〕市町村の推進体制の整備等	76.
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	76.
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	77.
（1）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施	77.
（2）さまざまな主体と相互連携	77.
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	78.
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	78.
（1）第5次川俣町振興計画（平成22年9月策定）	78.
（2）川俣町都市マスタープラン（平成10年3月策定）	79.
〔2〕都市計画手法の活用	79.
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	79.
（1）低未利用地の有効活用	79.
（2）中心市街地における公共公益施設等の立地動向	79.

(3) 大規模集客施設の立地状況	79.
[4] 都市機能の集積のための事業等	80.
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	81.
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	81.
(1) まちづくり会社の活動	81.
[2] 都市計画等との調和	81.
(1) 第5次川俣町振興計画（平成22年9月策定）	81.
(2) 川俣町都市マスタープラン（平成10年3月策定）	81.
12. 認定基準に適合していることの説明	82.

○ 基本計画の名称：川俣町中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：福島県川俣町

○ 計画期間：平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 川俣町の概要

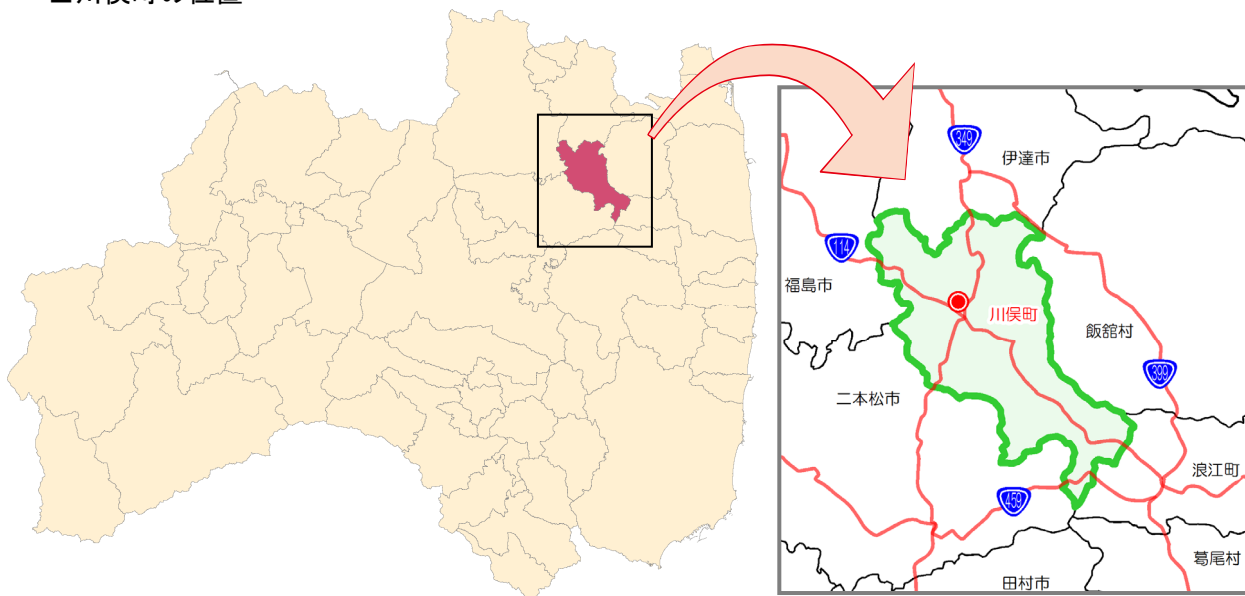
川俣町は、福島県北東部、阿武隈山地西斜面の丘陵地帯に位置し、東は相馬郡飯舘村・双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市に接しており、面積は 127.66km²である。

北部阿武隈の山並みには、秀麗な花塚山（918m）、高太石山（836m）がそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地が開けている。丘陵地であり集水面積が小さく、大河川の発達は見られない。

耕土は広瀬川、口太川、女神川の流域にややまとまるほかは、山間をぬう傾斜地が多く、標高 500m 以上の高冷地も少なくない。

古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた歴史があり、また、県都福島市と浪江町を連絡する国道 114 号や伊達市と二本松市を縦貫する国道 349 号が通るなど交通の要衝地、周辺地域の商業の中心地として発展してきた。

■川俣町の位置



川俣町には縄文時代の遺跡が数多く残されており、原始時代の 1 万年も前より祖先の足跡が刻まれている。

古代末から中世にかけて、川俣地方は小手保と呼ばれ、奈良興福寺の荘園として繁栄した。室町時代の初めは、川俣氏が支配しており、16 世紀ころからは伊達氏の支配に属し、天正 19 年（1591 年）豊臣秀吉の奥州再仕置による蒲生氏郷の支配、そして、慶長 3 年（1598 年）に上杉景勝の支配となり、寛文 4 年（1664 年）からは、幕府直轄地となった。

慶長年間（1596 年～1614 年）から生糸や絹織物取引の市が立ち、江戸城御用の川俣絹を生産するなど、国内で有数の絹織物産地に発展し、明治・大正・昭和の時代には輸出花形商品の羽二重を織り出した。

昭和 30 年 3 月 1 日に、川俣町・富田村・福田村・小島村・飯坂村・小綱木村・大綱木村、安達郡山木屋村の 1 町 7 カ村が合併して川俣町となり現在に至っている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、694 棟の建物被害や 101 箇所の町道の被害など、

全町的に被害が生じたほか、東日本大震災の津波による東京電力福島第一原子力発電所における事故により、平成 23 年 4 月 22 日に山木屋地区が計画的避難区域に指定され、地区住民 1,252 名が避難を強いられたほか、飛散した放射性物質による農林業の被害やそれに起因する商工業の風評被害の発生など大きな被害を受けている。

そのため、川俣町復興計画において、「安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興」「雇用が確保され、住民が生きがいを感じるまちへの復興」「結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまちへの復興」を基本理念とした「まちの再生・復興」を目指したまちづくりを進めている。

〔2〕 中心市街地の現状分析

（1） 中心市街地の概況

本町の中心市街地は、町域の北西部、国道 114 号と 349 号の交差部の北西に位置し、広瀬川沿いの限られた平坦地に広がっており、瓦町、鉄炮町、中丁といった商店街は、旧街道に沿って形成されている。

中心市街地には商店街のほか、行政機関や金融機関、病院などが立地しており、町民生活を支える地域となっている。

また、中心市街地では、国内最大のフォルクローレの音楽祭である「コスキン・エン・ハポン」や特産地鶏である川俣シャモを使った「川俣シャモまつり」などのイベントが開催され、多くの人々が訪れる。

町民の購買は、最寄り品については町内で行われているものの、東日本大震災の影響により、中心市街地内の中核的商業施設が閉店に追い込まれ、「道の駅」周辺の郊外商業施設の利用割合が高くなっている。さらに、購買行動の広域化に伴い、買い回り品については、隣接する福島市への購買流出が顕著であり、中心市街地内で空き店舗の増加など、商業機能の低下が見られる。また、限られた平坦地に形成された市街地では、住宅機能の更新が遅れ、人口減少・高齢化の進行が顕著となっている。

■コスキン・エン・ハポン



■コスキンパレード



■川俣シャモまつり



(2) 中心市街地の既存ストック

①社会資本資源

ア. 公共交通

町内唯一の鉄道であった川俣線が昭和 47 年に廃止された後は、バス交通による公共交通サービスが提供されており、乗合バス（福島交通・JR バス東北）や自治体バスが運行されているほか、町内の交通空白地域解消を図るための交通手段として、ふれあいタクシー（デマンド型乗合タクシー）が運行され、町内各地区と中心市街地を連絡している。

イ. 主要施設

中心市街地には、町役場（東日本大震災による被災により建て替え中）や中央公民館などの公共施設のほか、病院や診療所等の医療機関、老人福祉施設などが立地しており、町民生活を支えている。

■町役場建設予定地



■川俣町中央公民館
(川俣町役場仮庁舎)



■済生会川俣病院



②自然景観資源

中心市街地を南北に流下する広瀬川は、住民生活に潤いを与える景観となっている。

また、中心市街地に位置する中央公園は、さくらまつりが開催されるサクラの名所であるとともに、町に絹織物を伝えたと言われる「小手姫像」や「コスキン野外音楽堂」が設置され町民に親しまれている。

■広瀬川



■小手姫像



③歴史文化資源

本町は養蚕の町として発展してきた経緯から、中心市街地には蔵が点在しているほか、瓦町、鉄炮町、中丁の商店街には旧来の街並みを想像させる家屋や店舗が点在している。

また、銅造金剛界大日如来坐像などの文化財や中島の石塔婆などの史跡も点在している。

中心市街地では、まちづくり会社であるまちづくり川俣が、廃業した織物工場の蔵を改修し、無料休憩所やギャラリーとして活用している「絹蔵」を設置・運営している。

■点在する蔵



■旧来の街並みを想像させる家屋や店舗



■絹蔵



(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

①人口に関する現状分析

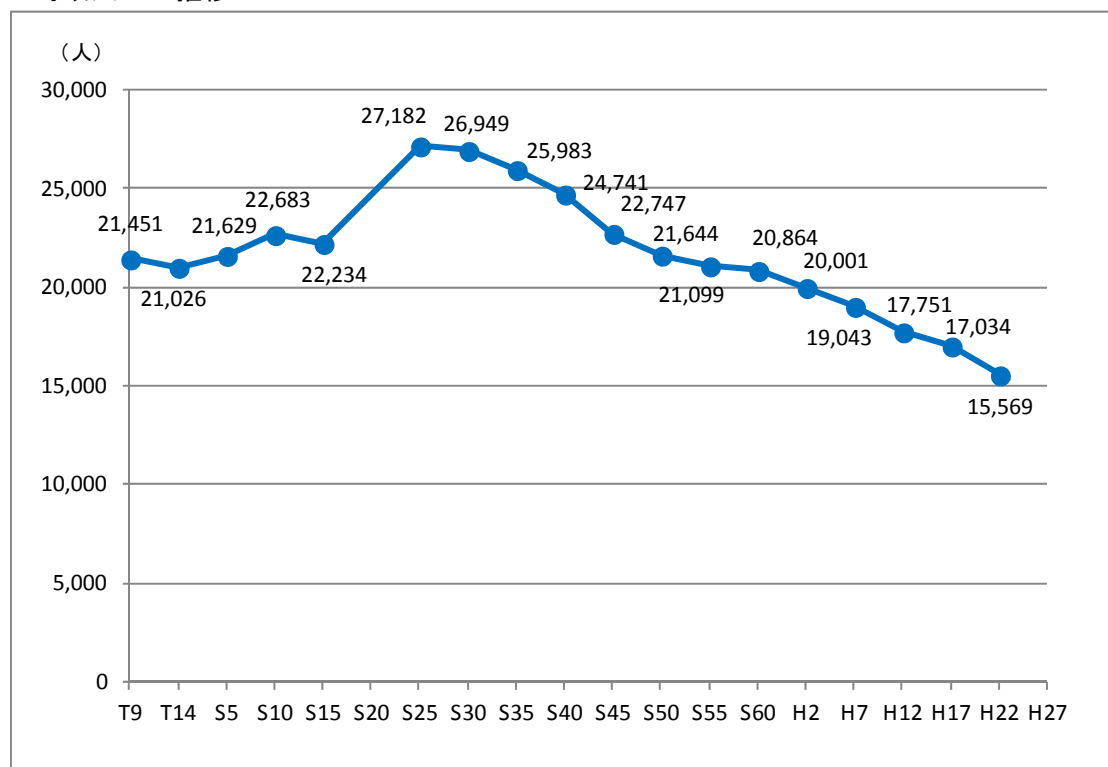
ア. 人口・世帯の状況

本町の人口は、15,569人（平成22年国勢調査）であり、昭和25年をピークに減少の一途をたどっている。

中心市街地の人口は、町域の人口の20.1%を占め、町域人口と同様に減少傾向を示しており、近年は町域の減少率を上回り減少している。

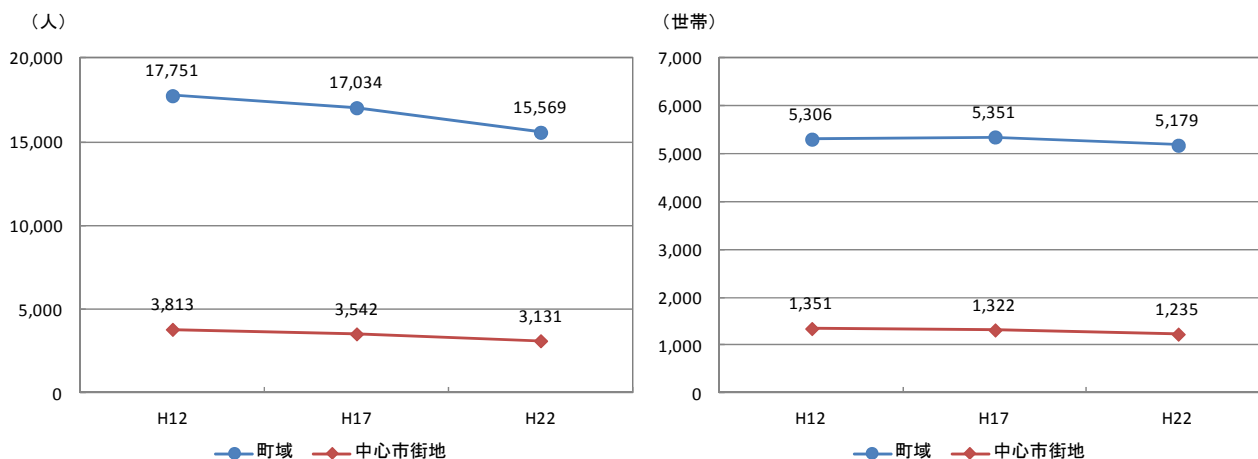
町域の世帯数は5,179世帯（平成22年国勢調査）であり、平成17年から平成22年にかけて減少傾向に転換したが、中心市街地の世帯数は、平成12年以降一貫して減少傾向にあり、町域と比べ減少率が高い。

■町域人口の推移



（資料：国勢調査）

■町域・中心市街地の人口・世帯数の推移



（資料：国勢調査）

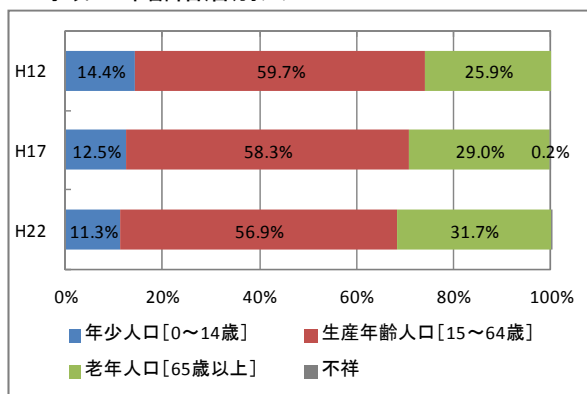
イ. 年齢階層別人口の状況

高齢化率は町域で31.7%、中心市街地で36.4%であり、町域と比べ中心市街地は高齢化が進行している。

また、年少人口率についても、町域で11.3%、中心市街地で10.1%となっており、少子化の進行も中心市街地が早くなっている。

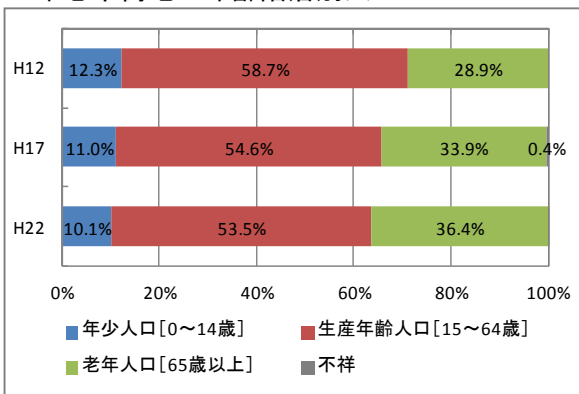
町域、中心市街地ともに、年少人口や生産年齢人口の構成比が減少し、老年人口比が増加する傾向にあり、少子高齢化が継続的に進行している状況で、出生数の減少や単身高齢者世帯の増加が見られる。

■町域の年齢階層別人口

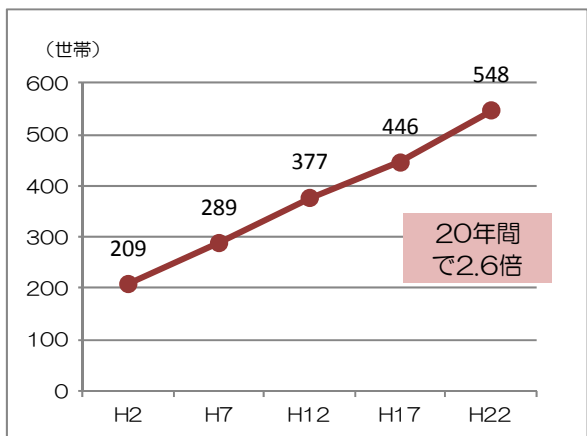


(資料：国勢調査)

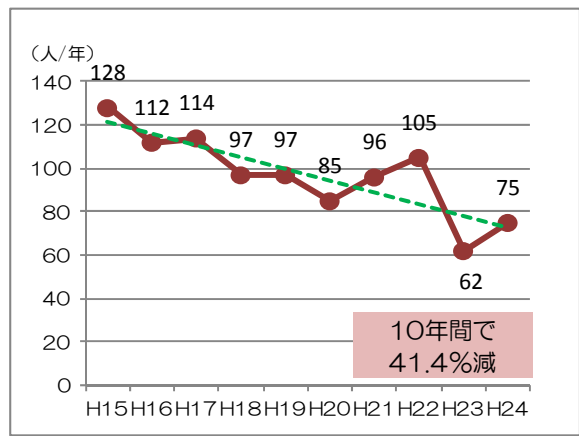
■中心市街地の年齢階層別人口



(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)



(資料：庁内資料)

ウ. 東日本大震災による人口への影響

東日本大震災の津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるなどの影響で、平成 25 年 5 月時点で 595 人の町民が町外に避難している。

また、平成 25 年 5 月時点で他市町村から本町への避難者は、695 人となっている。

■町民の避難状況

		山木屋地区		自主避難		合計	
		人数	構成	人数	構成	人数	構成
町内		777	63.9%	－	－	777	56.6%
町外	県内	399	32.8%	17	10.9%	416	30.3%
	県外	40	3.3%	139	89.1%	179	13.0%
合計		1,216	100.0%	156	100.0%	1,372	100.0%

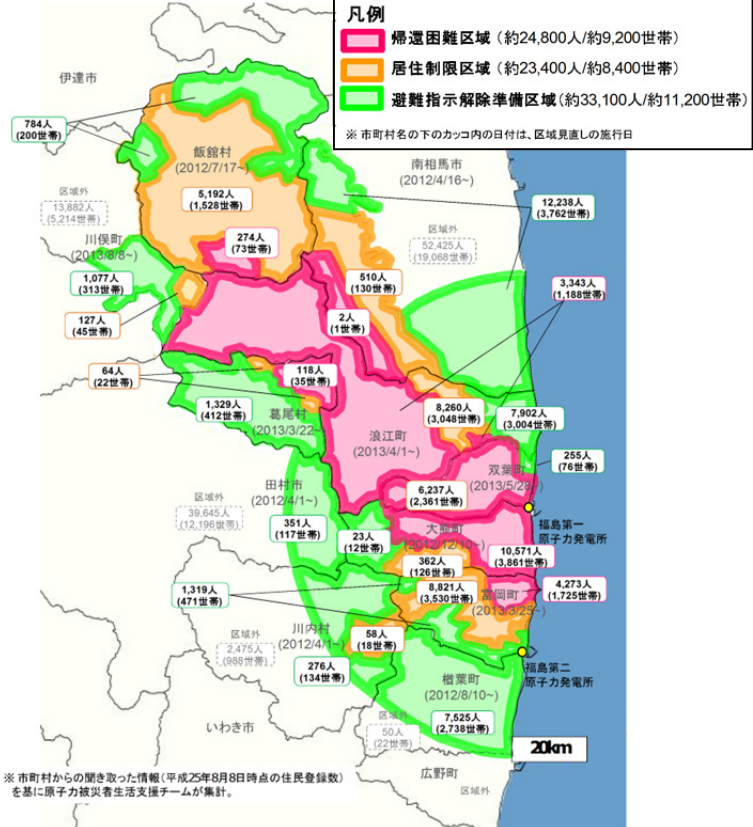
(資料：庁内資料（平成 25 年 5 月 20 日現在）)

■避難者受入状況

	世帯		避難者数			
	世帯数	構成	総数		18 歳以下 人数	65 歳以上 人数
			人数	構成		
南相馬市	17	5.7%	31	4.5%	9	3
葛尾村	3	1.0%	8	1.2%	2	2
双葉町	1	0.3%	3	0.4%	0	2
飯館村	214	72.3%	525	75.5%	120	51
富岡町	1	0.3%	1	0.1%	0	0
浪江町	58	19.6%	123	17.7%	31	22
大熊町	2	0.7%	4	0.6%	0	0
合計	296	100.0%	695	100.0%	162	80

(資料：庁内資料（平成 25 年 5 月 20 日現在）)

■避難指示区域



(資料：内閣府公表資料)

エ. 通勤・通学の状況

本町の自町就業率は62.7%（平成22年）となっており、10年前と比べると8.8ポイント減少している。

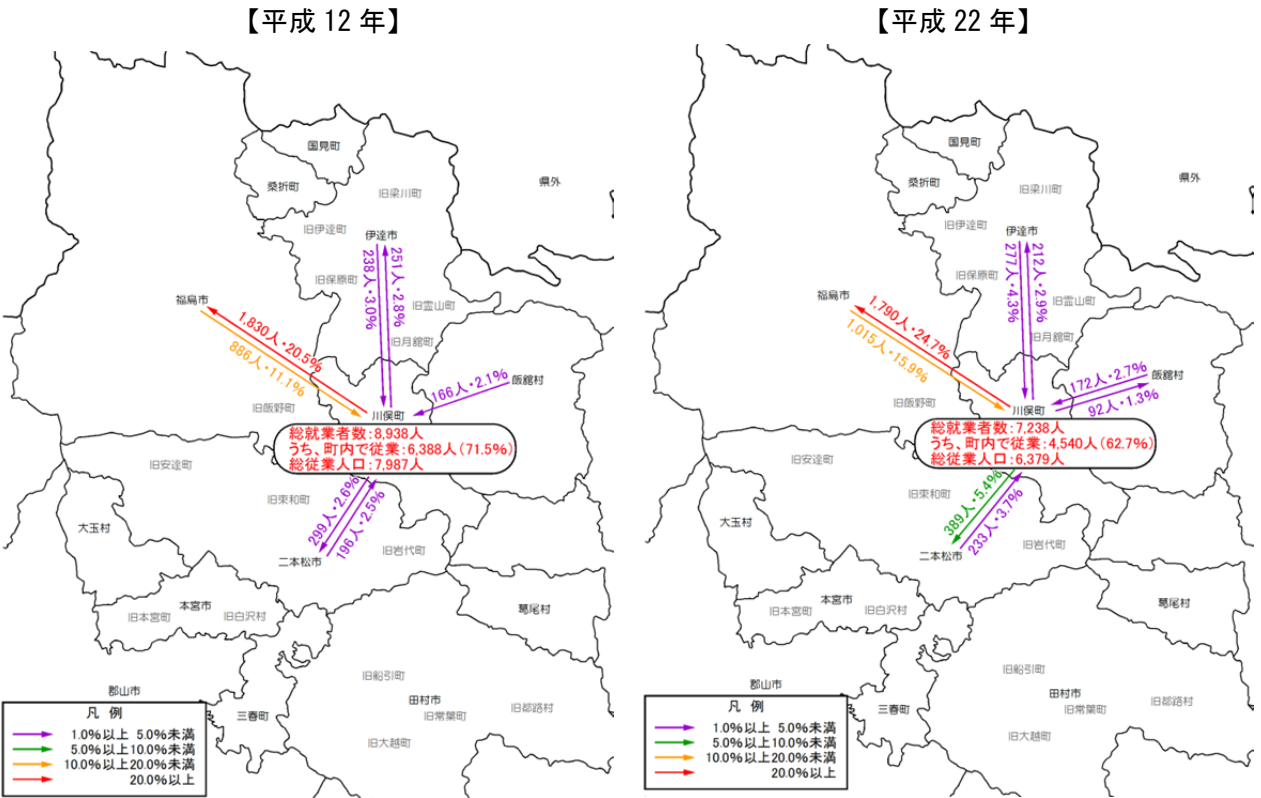
最も結びつきが強い市町村は福島市であり、町内就業者の24.7%が働きに出ている。

平成22年の通勤状況は、859人の流出超過となっており、福島市への流出超過が775人と最も多く次いで二本松市の106人である。

伊達市及び飯舘村については、流入超過となっている。

なお、東日本大震災の影響により飯舘村は全村避難となっており、現況は不明である。

■通勤流動



	平成12年		平成22年	
	流出		流出	
総数	8,938	(100.0%)	7,238	(100.0%)
町内で従業	6,388	(71.5%)	4,540	(62.7%)
町外で従業	2,550	(28.5%)	2,698	(37.3%)
福島市	1,830	(20.5%)	1,790	(24.7%)
郡山市	45	(0.5%)	57	(0.8%)
二本松市	229	(2.6%)	389	(5.4%)
伊達市	251	(2.8%)	212	(2.9%)
飯舘村	52	(0.6%)	92	(1.3%)
その他	143	(1.6%)	158	(2.2%)

	平成12年		平成22年	
	流入		流入	
総数	7,987	(100.0%)	6,379	(100.0%)
町内に在住	6,388	(80.0%)	4,540	(71.2%)
町外に在住	1,599	(20.0%)	1,839	(28.8%)
福島市	886	(11.1%)	1,015	(15.9%)
郡山市	14	(0.2%)	21	(0.3%)
二本松市	196	(2.5%)	283	(4.4%)
伊達市	238	(3.0%)	277	(4.3%)
飯舘村	166	(2.1%)	172	(2.7%)
その他	99	(1.2%)	71	(1.1%)

※平成12年：流出超過（951人＝総流出数8,938人－総流入数7,987人）
平成22年：流出超過（859人＝総流出数7,238人－総流入数6,379人）

本町の自町就学率は 45.7%（平成 22 年）となっており、10 年前と比べると 14.8 ポイント減少している。

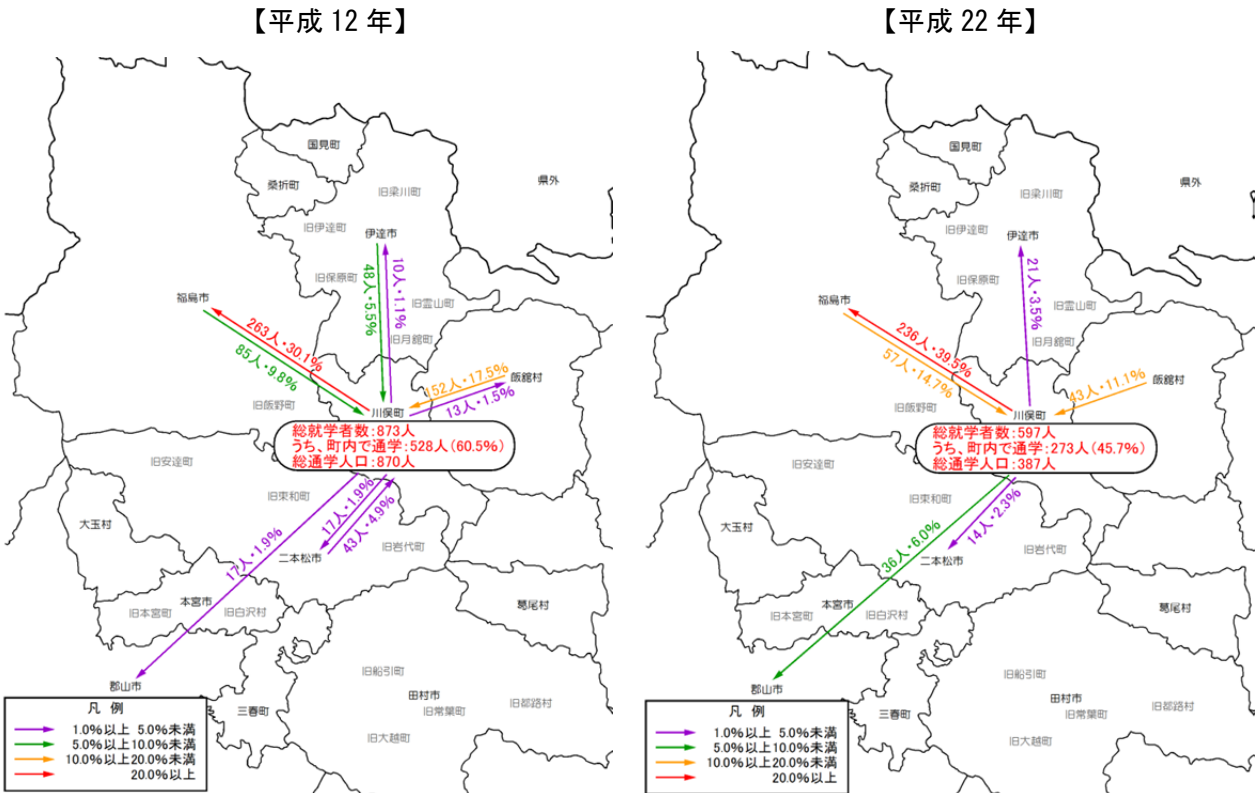
最も結びつきが強い市町村は福島市であり、町内就学者の 39.5%が通学している。

平成 22 年の就学状況は、210 人の流出超過となっており、福島市への流出超過が 179 人と最も多く次いで郡山市の 35 人である。

平成 12 年では伊達市、二本松市、飯舘村について、流入超過となっていたが、平成 22 年では飯舘村のみが流入超過となっている。

なお、東日本大震災の影響により飯舘村は全村避難となっており、現況は不明である。

■通学流動



（資料：国勢調査）

	平成12年		平成22年	
	流出		流出	
総数	873	(100.0%)	597	(100.0%)
町内で就学	528	(60.5%)	273	(45.7%)
町外で就学	345	(39.5%)	324	(54.3%)
福島市	263	(30.1%)	236	(39.5%)
郡山市	17	(1.9%)	36	(6.0%)
二本松市	17	(1.9%)	14	(2.3%)
伊達市	10	(1.1%)	21	(3.5%)
飯舘村	13	(1.5%)	2	(0.3%)
その他	25	(2.9%)	15	(2.5%)

	平成12年		平成22年	
	流入		流入	
総数	870	(100.0%)	387	(100.0%)
町内に在住	528	(60.7%)	273	(70.5%)
町外に在住	342	(39.3%)	114	(29.5%)
福島市	85	(9.8%)	57	(14.7%)
郡山市	0	(0.0%)	1	(0.3%)
二本松市	43	(4.9%)	5	(1.3%)
伊達市	48	(5.5%)	3	(0.8%)
飯舘村	152	(17.5%)	43	(11.1%)
その他	14	(1.6%)	5	(1.3%)

※平成 12 年：流出超過（3 人＝総流出数 873 人－総流入数 870 人）
平成 22 年：流出超過（210 人＝総流出数 597 人－総流入数 387 人）

◇人口に関するまとめ◇

◇中心市街地の人口減少・少子高齢化が進行している

町域では少子高齢化が進行しており、中心市街地も同様の傾向で、近年は町域の人口減少率を上回っている。また、世帯数についても町域に先立ち減少傾向を示しており、中心性の低下が懸念される。

◇東日本大震災による影響が発現している

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、山木屋地区避難者や自主避難者が町外へ流出している。また、周辺市町村では本町と結びつきの強い飯舘村が全村避難になるなど、他市町村から本町へ避難している方々も見られる。

原子力発電所事故に関連する避難については、本町を含めた避難区域の再編が完了し、今後帰還に向けた取り組みが加速されることとなるが、「居住制限区域」等の長期避難者に対し、避難生活の場として中心市街地を活用することも検討する必要がある。

②建物・土地利用に関する現状分析

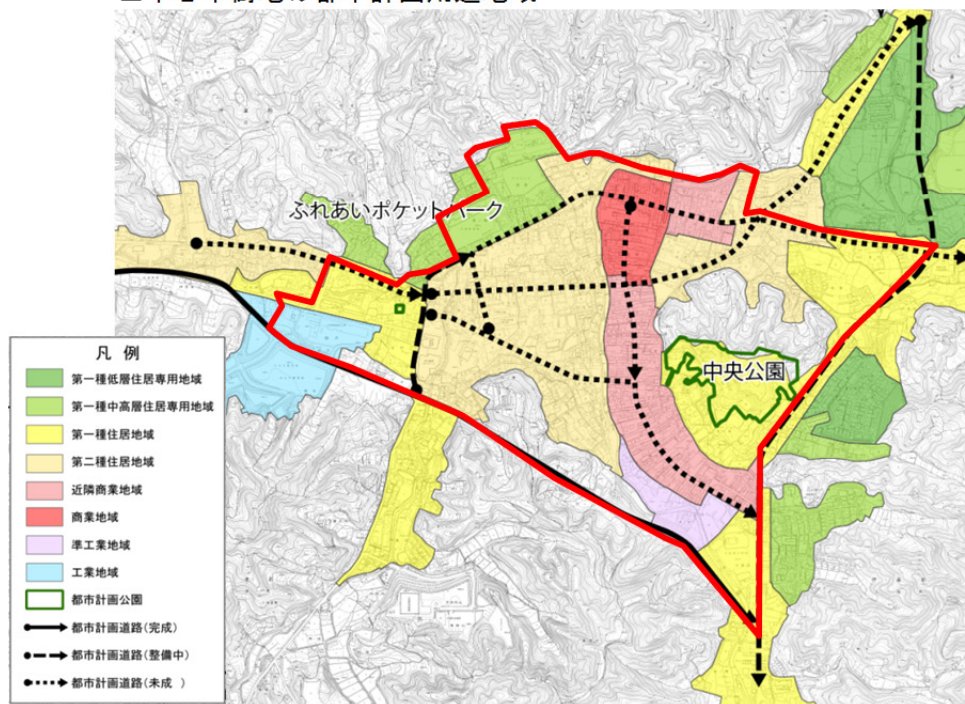
ア. 土地利用

中心市街地では、住居系土地利用を基本として、中央部の商業地域及び近隣商業地域の指定を受けている商店街に、商業系土地利用が集積している。

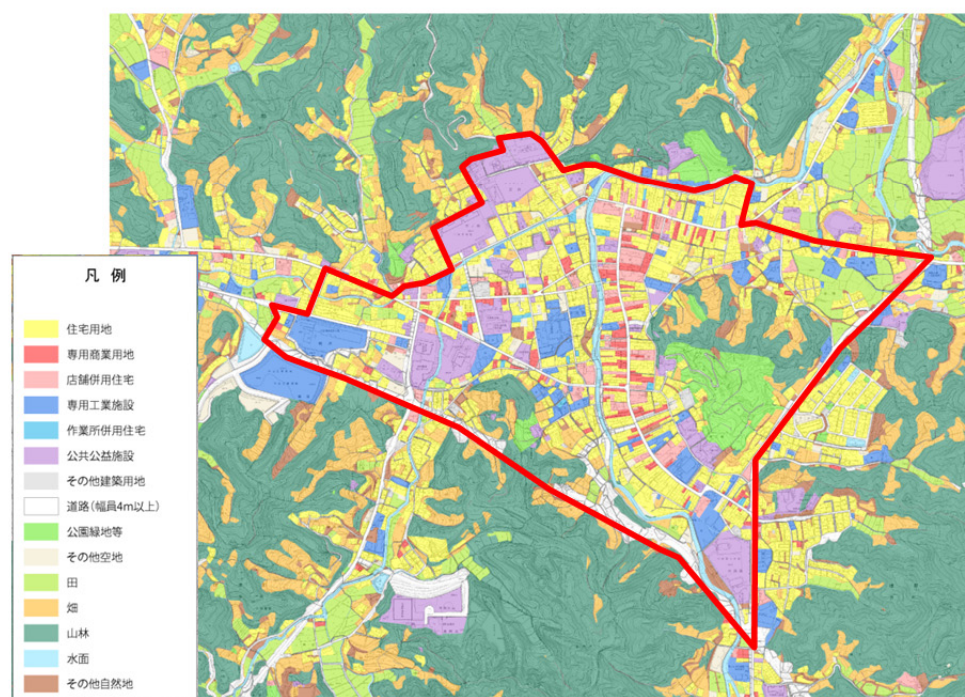
また西部では、町役場や中央公民館、済生会川俣病院等の公共公益系土地利用が集積している。

その他、中心市街地では工業系土地利用や空地が点在しており、工業系土地利用については、操業が行われていないものも散見される。

■中心市街地の都市計画用途地域



■中心市街地の土地利用現況



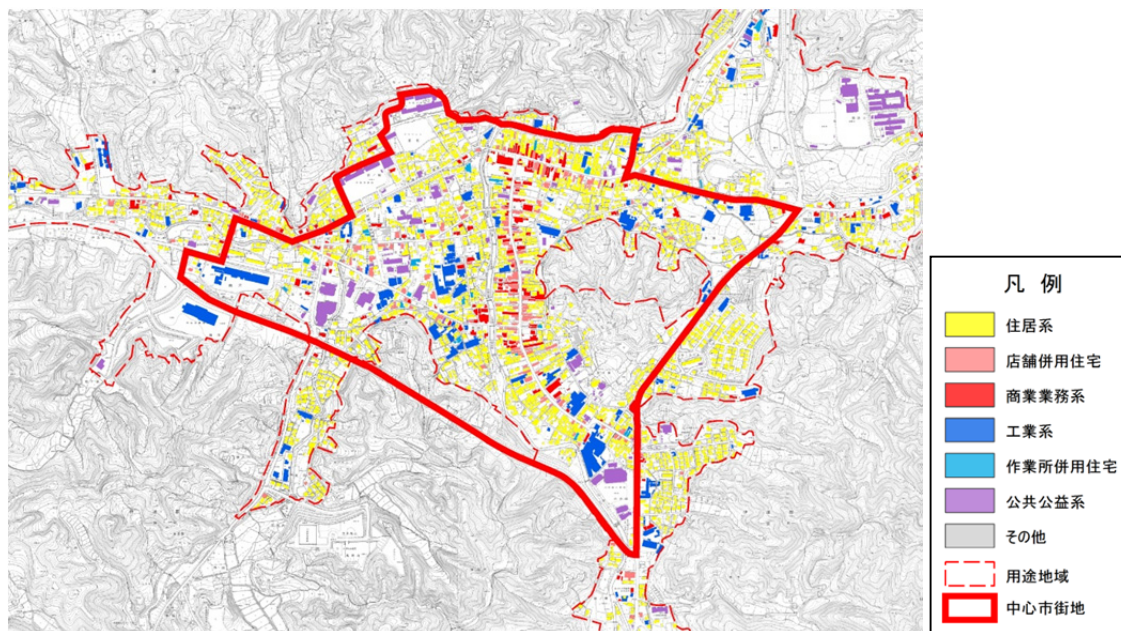
(資料：平成 24 年都市計画基礎調査)

イ. 建物現況

用途地域における中心市街地（集計範囲）の建物は、住居系が 72.4%、商業系が 7.4%、公共公益系が 6.0%となっており、用途地域内の中心市街地以外の建物現況と比較すると、商業系の建物割合が高く、これらの建物が集積している状況にある。

また、中心市街地の商店街における空き店舗数は 81 件（平成 25 年）であり、平成 12 年の調査と比較し 24 件増加し、空き店舗率は 34.9%となっている。

■中心市街地の建物現況

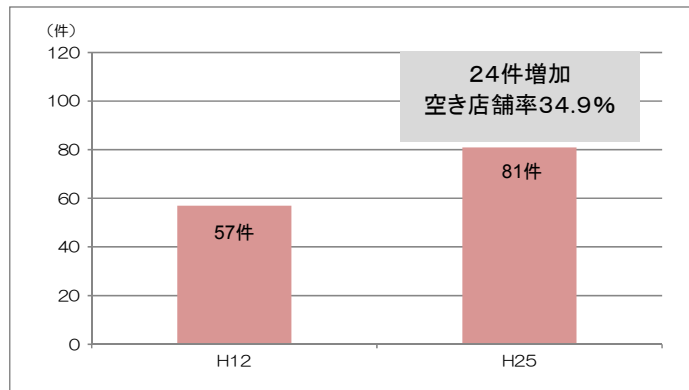


■建物の構成

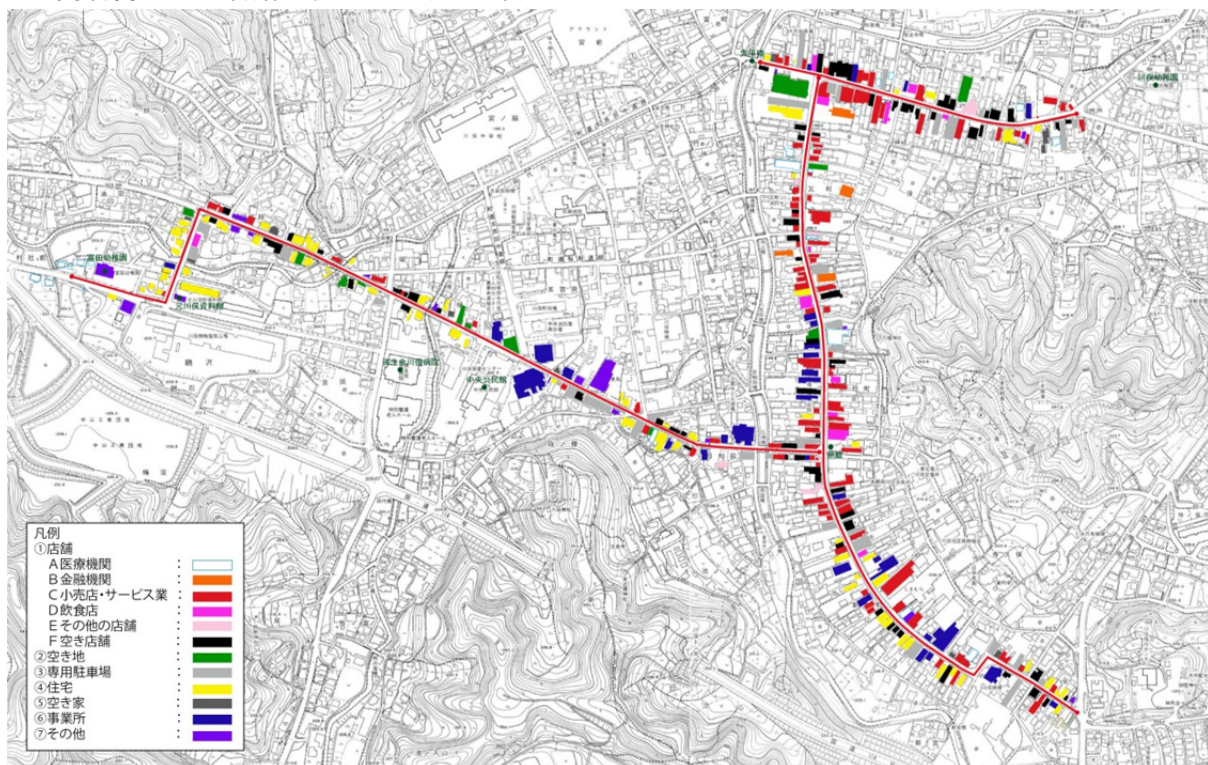
	住居系	商業業務系	工業系	公共公益系	その他	合計
中心市街地	1,807	185	166	149	31	2,495
	72.4%	7.4%	6.7%	6.0%	1.2%	100.0%
中心市街地以外	1,708	44	111	157	6	2,188
	78.1%	2.0%	5.1%	7.2%	0.3%	100.0%
用途地域合計	3,515	229	277	306	37	4,683
	75.1%	4.9%	5.9%	6.5%	0.8%	100.0%

（資料：平成 24 年都市計画基礎調査）

■空き店舗数の推移



■商店街の空き店舗の状況（平成 25 年）

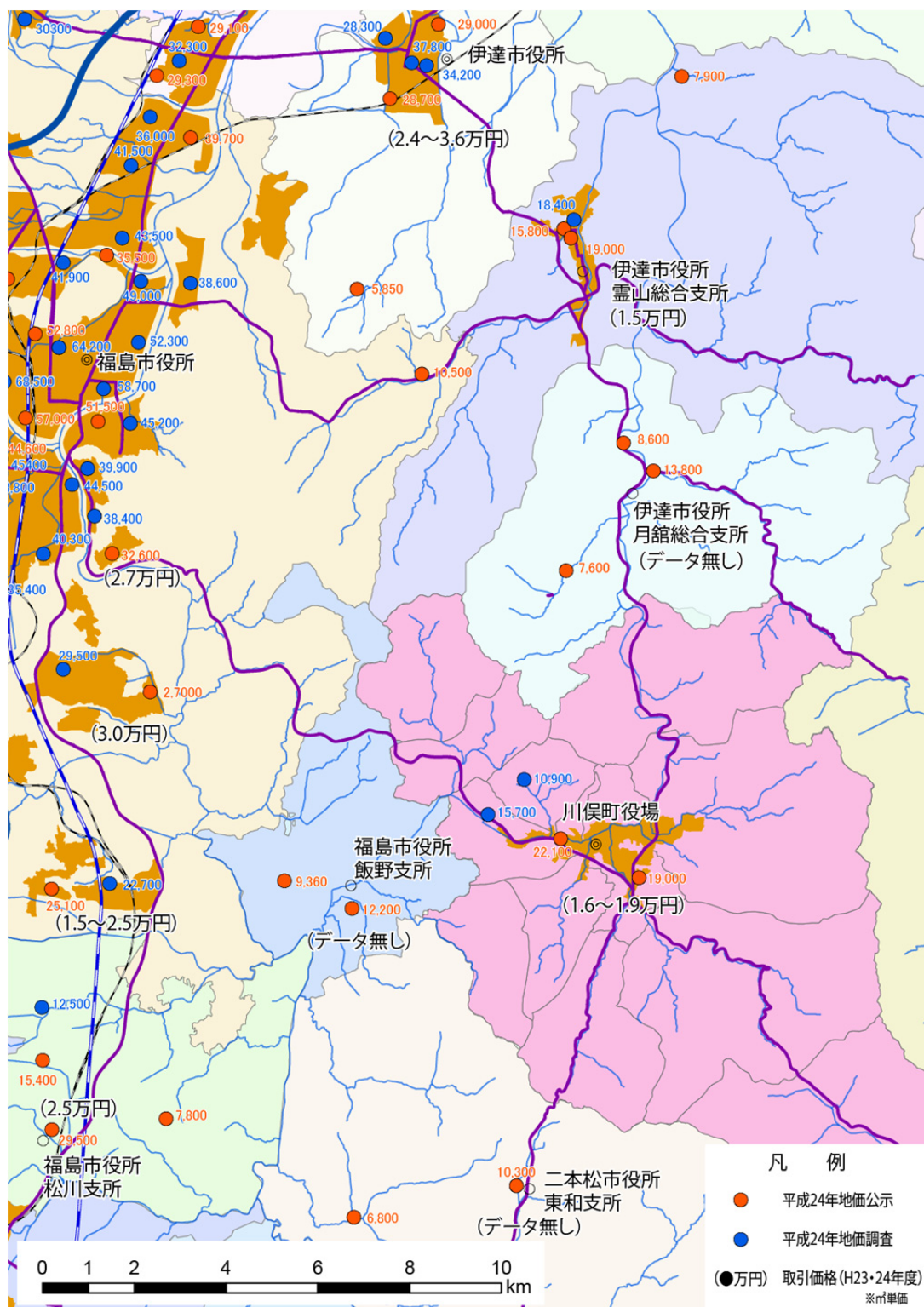


① 店舗							②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
A	B	C	D	E	F	小計	空き地	専用駐車場	住宅	空き家	事業所	その他	
医療機関	金融機関	小売店・サービス業	飲食店	その他の店舗	空き店舗								
12	4	117	12	6	81	232	22	57	89	11	18	35	464
2.6%	0.9%	25.2%	2.6%	1.3%	17.5%	50.0%	4.7%	12.3%	19.2%	2.4%	3.9%	7.5%	100.0%

ウ. 地価

中心市街地の地価は町内の中心市街地以外と比べ高くなっているが、周辺都市の中心部と比較すると低くなっている。（伊達市霊山総合支所周辺を除く）

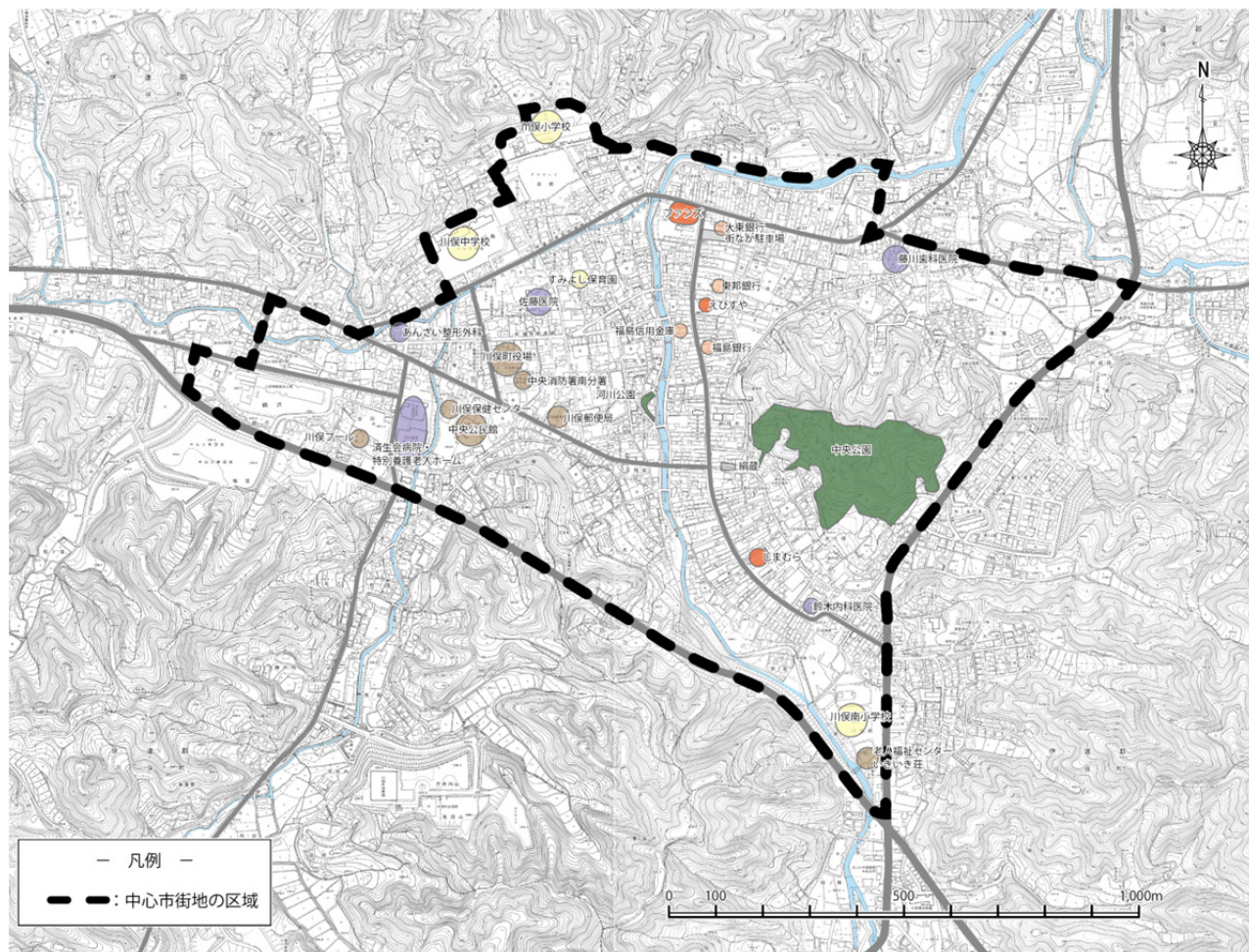
■地価の状況



エ. 主要施設

中心市街地には、町役場や中央公民館などの公共機関や教育・保育機関のほか、病院等の医療福祉機関、金融機関など町民生活を支える主要施設が多く立地している。

■中心市街地の主要施設立地状況



◇建物・土地利用に関するまとめ◇

◇都市機能が集積している

中心市街地は、商店街やスーパーマーケット等の商業施設、町役場や中央公民館等の町民生活に密着した公共施設が集積しているほか、病院や金融機関も多数立地しており、生活利便性が高い。

◇低未利用地や空き店舗が点在している

中心市街地は、住居系を中心とした土地利用となっているが、操業を停止した工場や空地等の低未利用地が散見される。

また、中心市街地商店街の空き店舗が増加する傾向にあり、これら低未利用地や空き店舗の増加は、中心市街地の空洞化の一因となっている。

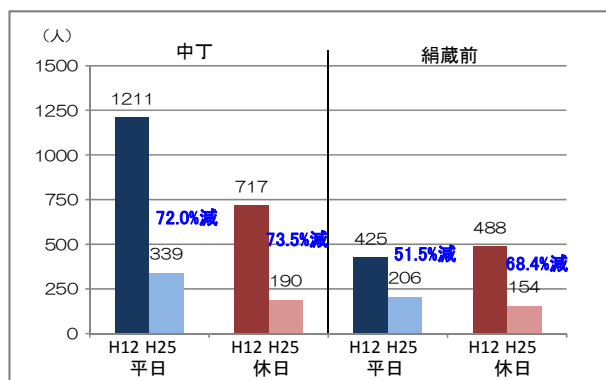
③商業・観光に関する現状分析

ア. 中心市街地の交通量・通行量

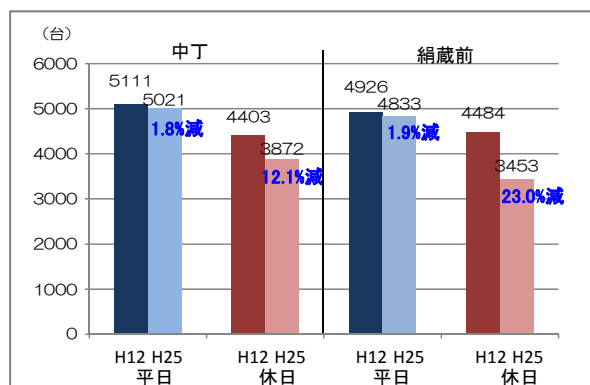
中心市街地の歩行者通行量は、平成12年と平成25年を比較すると、中丁では平日が72.0%減、休日が73.5%減、絹蔵前では平日が51.5%減、休日が68.4%減となっている。

一方、自動車交通量は減少しているものの、中丁では平日が1.8%減、休日が12.1%減、絹蔵前では平日が1.9%減、休日が23.0%減と、歩行者通行量と比較して減少率が小さくなっている。

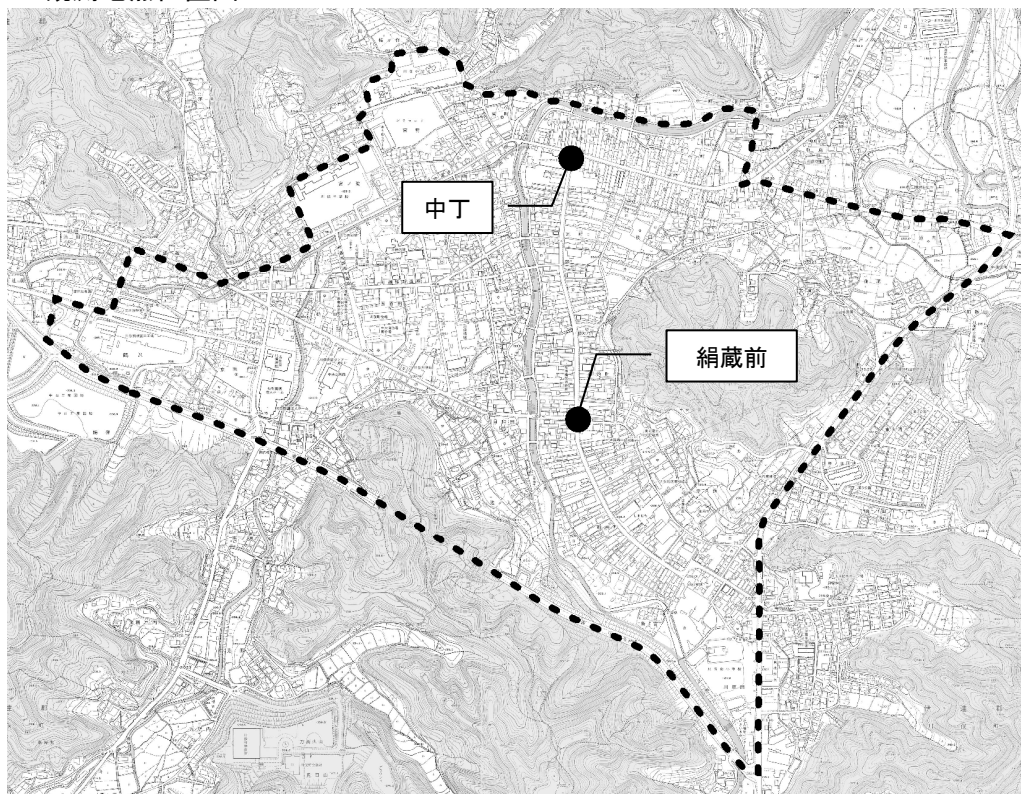
■歩行者通行量の推移



■自動車交通量の推移



■観測地点位置図



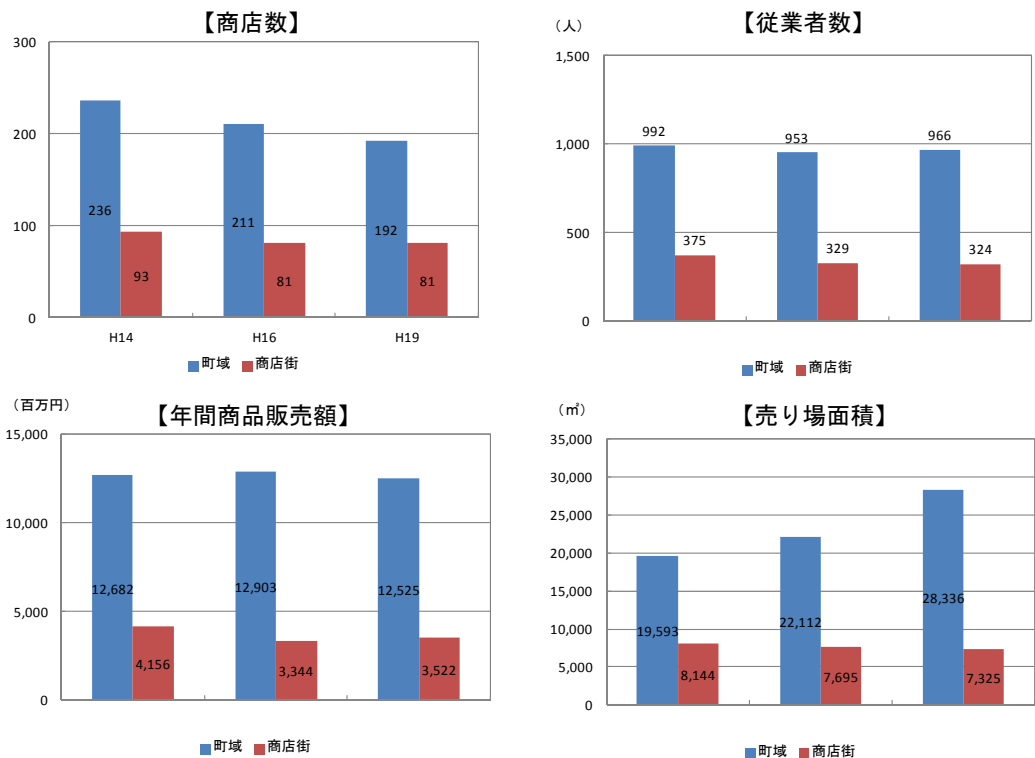
イ. 商業活動の状況

町域の商店数は減少傾向にあるが、従業者数や年間商品販売額は横ばいであり、売場面積は増加傾向にある。

一方、中心市街地内の商店街では、商店数や従業員数、売り場面積が減少傾向を示しており、年間商品販売額については、平成 14 年から平成 16 年にかけて大きく落ち込んでいる。

町域に占める商店街の割合は、商店数が 42.2%であるのに対し、年間商品販売額が 28.1%、売り場面積は 25.9%と低くなっている。

■小売業の推移



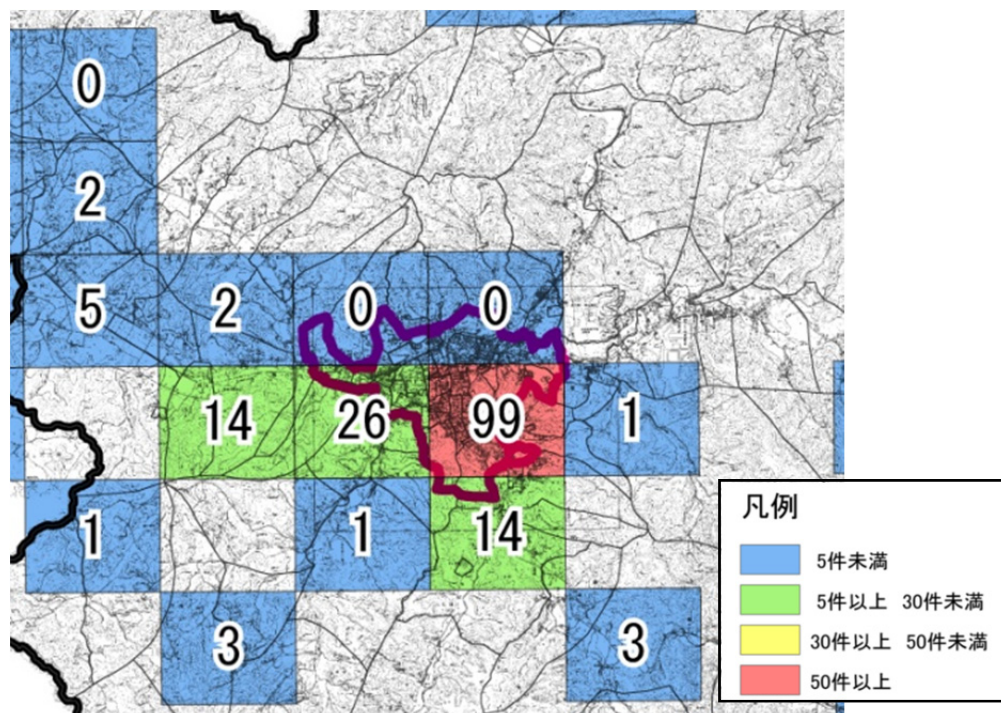
	町域											
	商店数			従業者数			年間商品販売額			売場面積		
	実数 (件)	増減 数	増減 率	実数 (人)	増減 数	増減 率	実数 (百万円)	増減 数	増減 率	実数 (㎡)	増減 数	増減 率
H14	236	—	—	992	—	—	12,682	—	—	19,593	—	—
H16	211	-25	-10.6%	953	-39	-3.9%	12,903	221	1.7%	22,112	2,519	12.9%
H19	192	-19	-9.0%	966	13	1.4%	12,525	-378	-2.9%	28,336	6,224	28.1%

	商店街（中丁・瓦町・鉄炮町合計）											
	商店数			従業者数			年間商品販売額			売場面積		
	実数 (件)	増減 数	増減 率	実数 (人)	増減 数	増減 率	実数 (百万円)	増減 数	増減 率	実数 (㎡)	増減 数	増減 率
H14	93	—	—	375	—	—	4,156	—	—	8,144	—	—
H16	81	-12	-12.9%	329	-46	-12.3%	3,344	-812	-19.5%	7,695	-449	-5.5%
H19	81	0	0.0%	324	-5	-1.5%	3,522	178	5.3%	7,325	-370	-4.8%
シェア	42.2%			33.5%			28.1%			25.9%		

（資料：商業統計調査）

■小売店舗数の分布（平成 19 年）

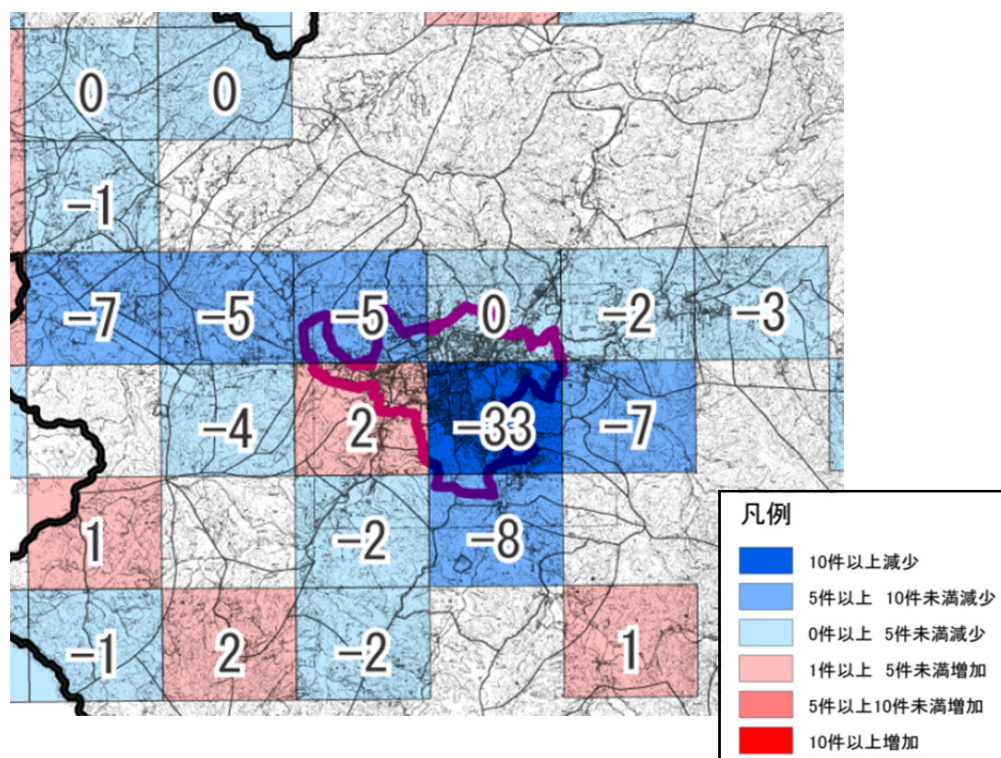
中心市街地への集積が見られる。



（資料：商業統計調査）

■小売店舗数の増減数（平成 9 年～平成 19 年）

中心市街地の減少件数が多い。

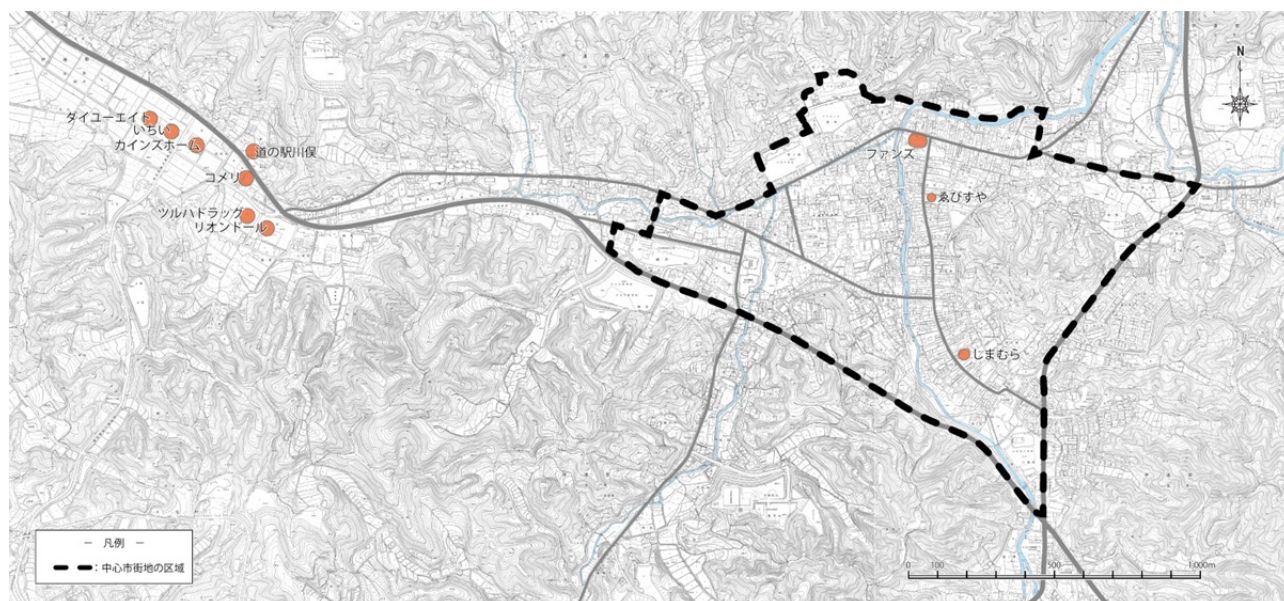


（資料：商業統計調査）

■中心市街地と「道の駅」周辺（中心市街地西側地区）における大型店舗の立地状況

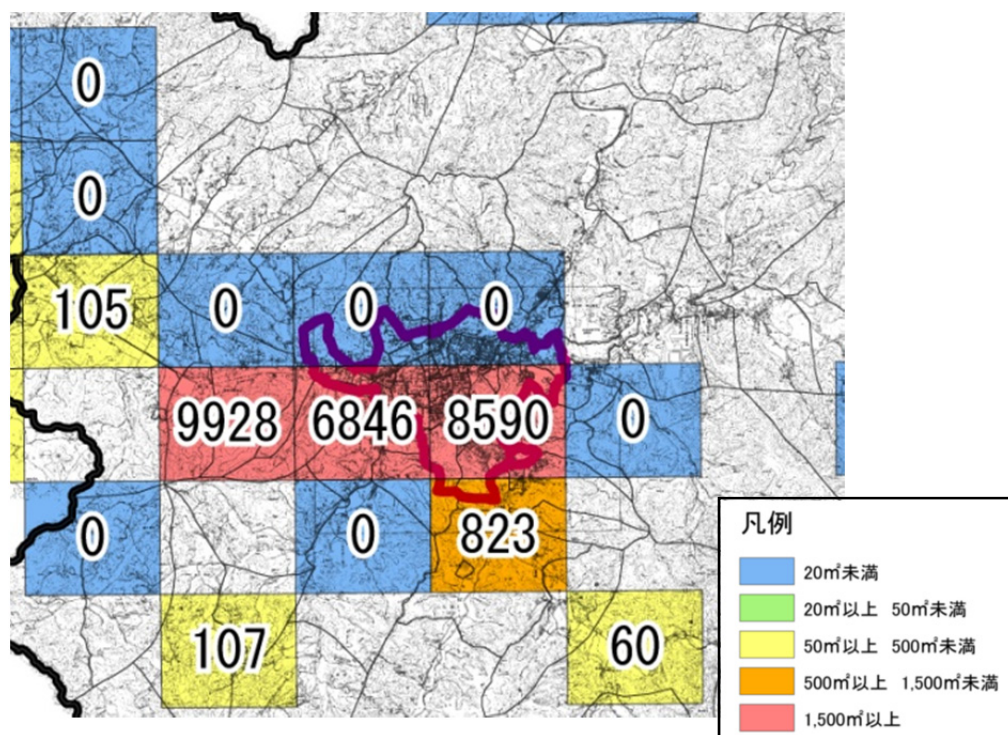
国道 114 号バイパスの開通を契機とし、「道の駅」周辺に大型店舗が集積している。

中心市街地	開店	生協		ファンズ新中町店（運喜）		ゑびすや			しまむら			ファンズ中丁店		ファンズ中丁店					
	閉店											生協閉店	ファンズ中丁店	ファンズ新中町店（運喜）					
道の駅周辺	開店	S48		S54		S61	S62		H4	H5	H6	H7		H15	H17		H21	H23	H25
							コメリ		カインズホーム	道の駅登録	（リオンモールR114BP開通）		ツルハドラッグ	ダイユーエイトいちい					



■売り場面積の分布（平成 19 年）

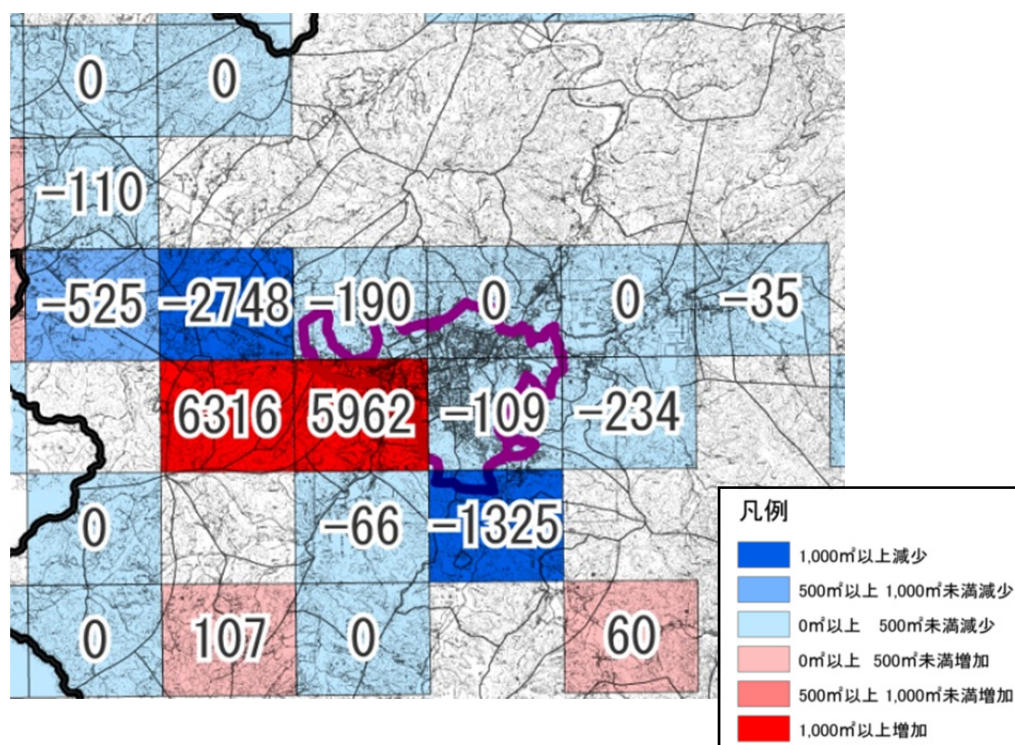
中心市街地と比べ、小売店舗数の少ない「道の駅」周辺の売り場面積が、中心市街地部を上回っている。



（資料：商業統計調査）

■売り場面積の増減（平成 9 年～平成 19 年）

中心市街地の売り場面積は微減であるが、「道の駅」周辺において売り場面積が大きく増加している。



（資料：商業統計調査）

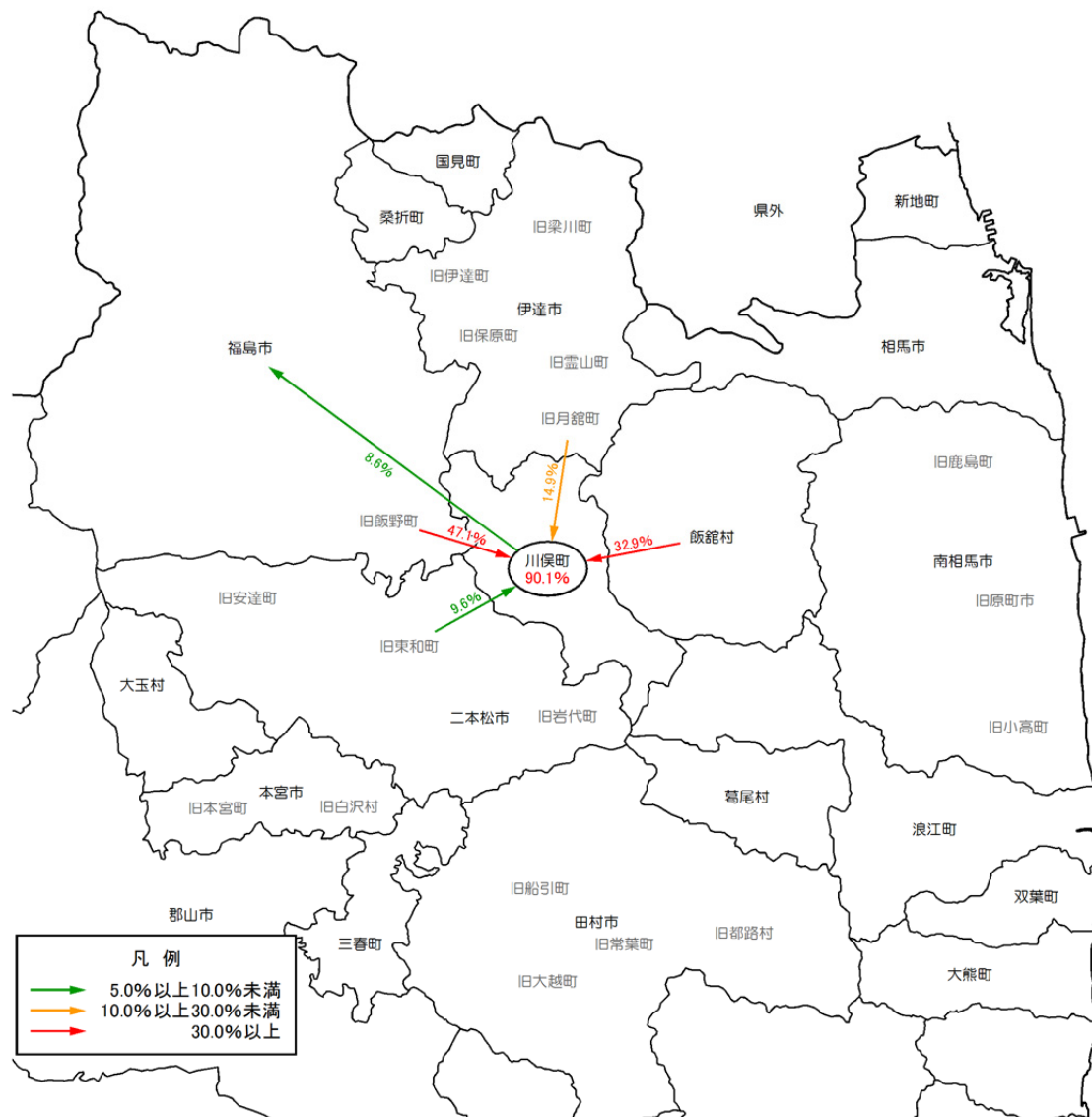
ウ. 買い物流動

(最寄り品)

最寄り品の町内購買率は90.1%となっており、飯舘村や福島市飯野町など周辺の地域からの流入も見られる。

なお、東日本大震災の影響により飯舘村は全村避難となっており、現況は不明である。

■最寄り品の買い物流動（平成21年）



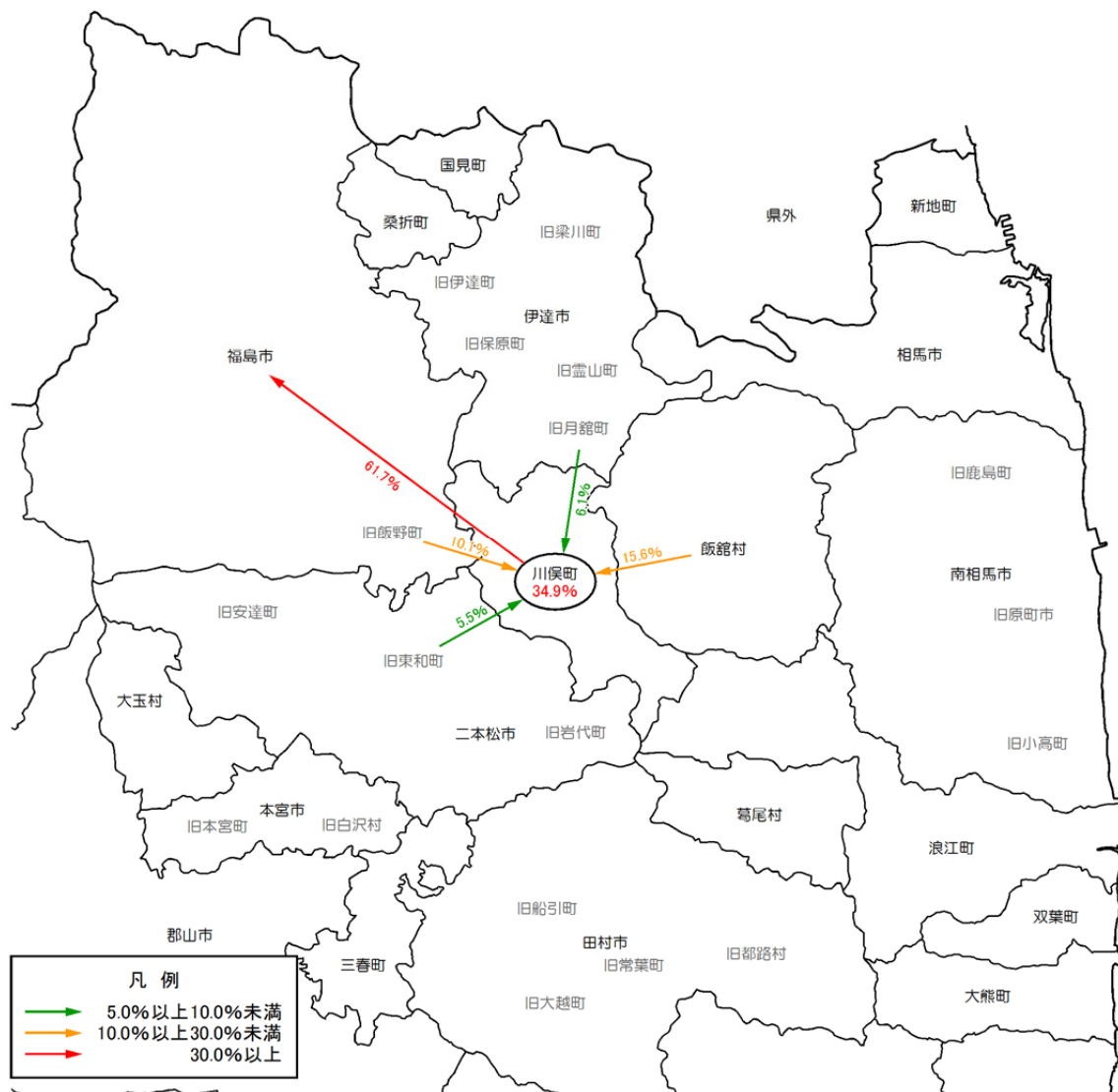
(資料：平成21年消費購買動向調査：福島県)

(買い回り品)

買い回り品の町内購買率は34.9%となっており、福島市に61.7%が流出している。

なお、東日本大震災の影響により飯舘村は全村避難となっており、現況は不明である。

■買い回り品の買い物流動（平成21年）



(資料：平成21年消費購買動向調査：福島県)

エ. 購買人口・商圈人口

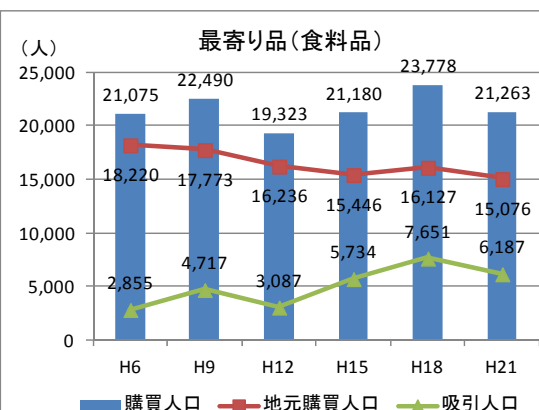
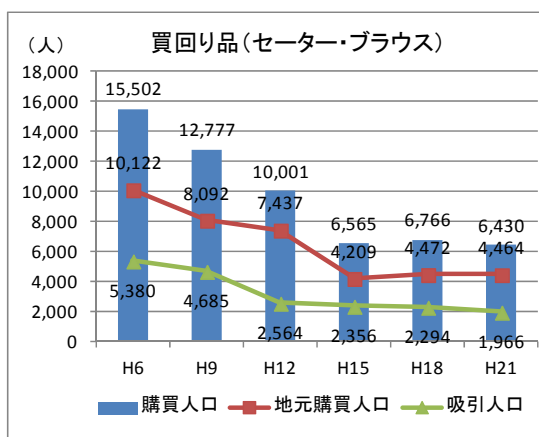
買い回り品の購買人口は平成6年から平成15年にかけて半数以上減少し、近年は6千人程度で推移している。

最寄り品の購買人口は、地元購買人口が減少している一方で、吸引人口が増加し、2万人強で推移している。

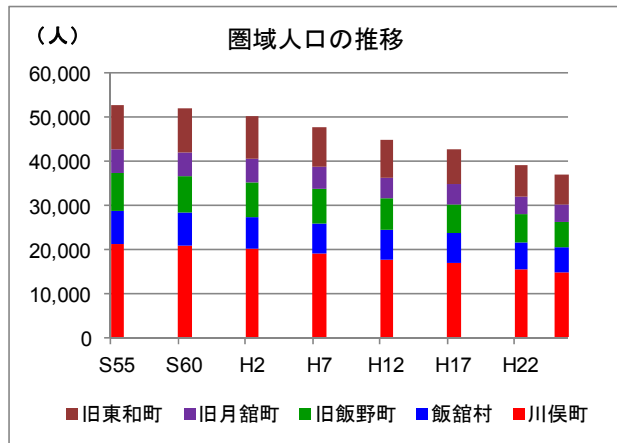
商圈人口（5%以上の購買流入が確認された地域の人口）は、約5.3万人（昭和55年）から、約3.7万人（平成25年）程度に減少している。

商圈に含まれる飯館村は、原発事故により全村避難となっているとともに、その他の地域においても自主避難する住民もいることから、商圈人口も減少していることが想定される。

■購買人口の推移



■商圈人口の推移



【参考：商圈人口に与える震災の影響の推計】

影響人口＝川俣町受入避難者数

－山木屋地区町外避難者数

－飯館村避難者数－自主避難者数

影響人口（推計値）＝5,730人

※H25年商圈人口の約16.0%が流出と想定される。

「川俣町受入避難者数」＝695人

「山木屋町外避難者数」＝439人

「飯館村避難者数（全村）」＝5,649人

「自主避難者数」＝川俣町自主避難者率1.1%で推計
＝337人

川俣町＝156人

旧飯野町＝5,931人×1.1%＝65人

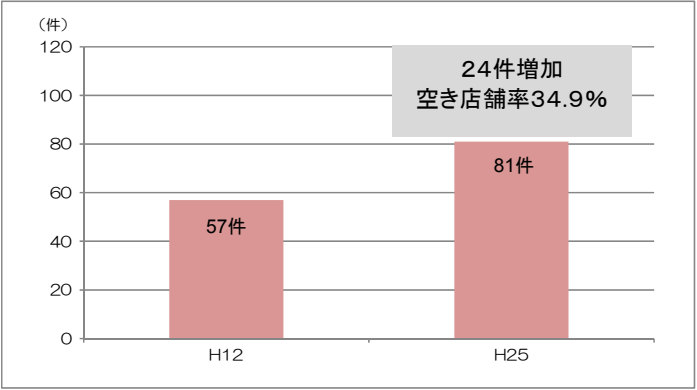
旧月舘町＝3,809人×1.1%＝41人

旧東和町＝6,685人×1.1%＝73人

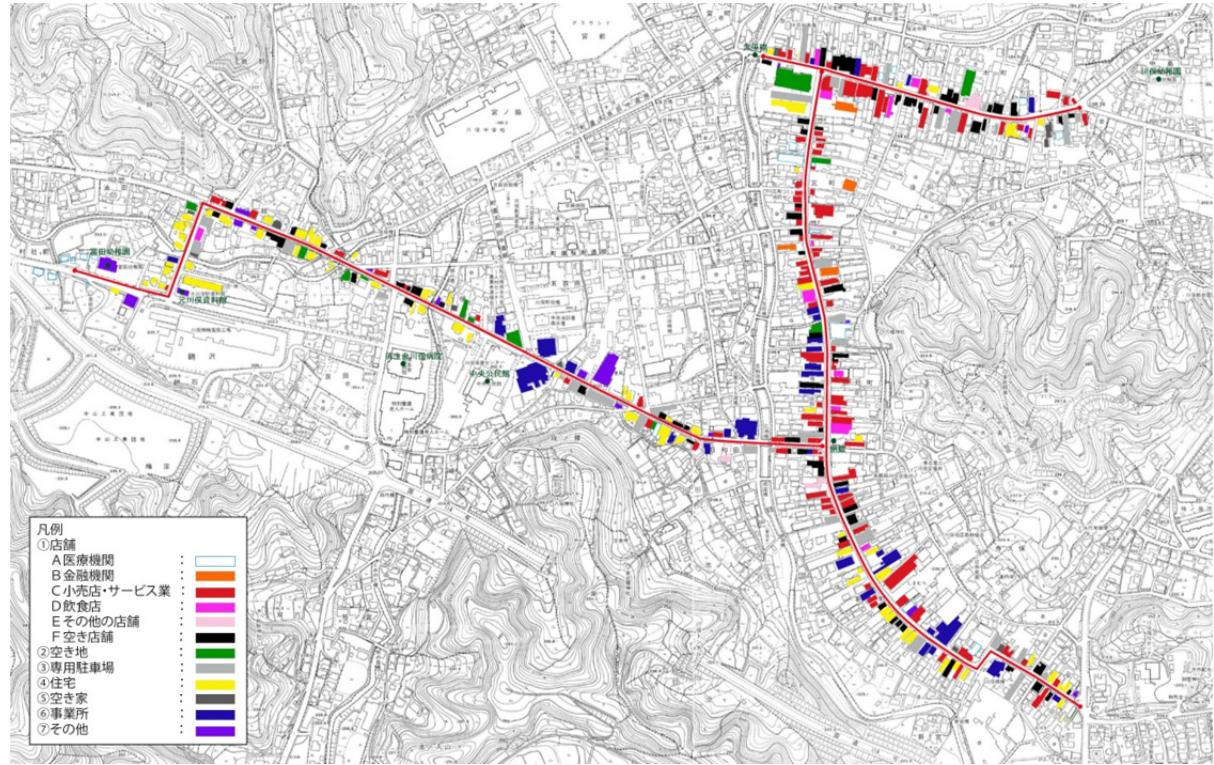
オ. 空き店舗の状況（再掲）

中心市街地の商店街における空き店舗数は81件（平成25年）であり、平成12年の調査と比較し24件増加し、空き店舗率は34.9%となっている。

■空き店舗数の推移



■商店街の空き店舗の状況（平成25年）



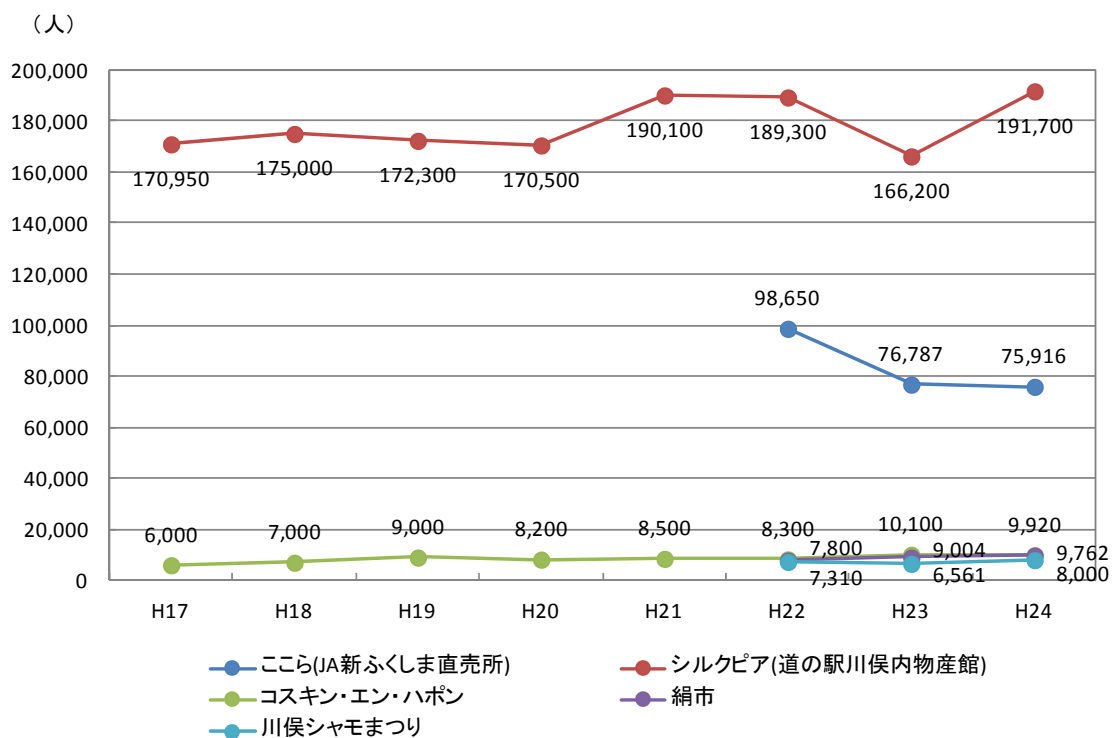
① 店舗							② 空き地	③ 専用駐車場	④ 住宅	⑤ 空き家	⑥ 事業所	⑦ その他	計
A 医療機関	B 金融機関	C 小売店・サービス業	D 飲食店	E その他の店舗	F 空き店舗	小計							
12	4	117	12	6	81	232	22	57	89	11	18	35	464
2.6%	0.9%	25.2%	2.6%	1.3%	17.5%	50.0%	4.7%	12.3%	19.2%	2.4%	3.9%	7.5%	100.0%

カ. 観光入り込み者数

本町の観光入り込み者数が最も多い施設は、中心市街地の西側に位置する「シルクピア（「道の駅」川俣）」であり、年間約 19 万人が訪れている。

中心市街地で行われるイベントである「コスキン・エン・ハポン」には約 1 万人、「川俣シャモまつり」には 8 千人の観光入り込みが見られる。

■川俣町の観光入り込み者数の推移



(資料：福島県観光客入込状況：福島県観光交流課)

◇商業・観光に関するまとめ◇

◇中心市街地の歩行者が大きく減少している

中心市街地の歩行者通行量は、平成 12 年から平成 25 年にかけて半数以下に減少している。

◇中心市街地の商業機能が低下している

中心市街地商店街では、商店数、従業員数、年間商品販売額、売場面積のいずれも減少傾向にある。「道の駅」周辺に大型店舗が集積してきたことにより、町域における店舗数のシェア率が 40.0%を超えているにもかかわらず、年間商品販売額や売り場面積のシェア率は 30.0%を下回っており、中心市街地の商業機能が低下してきている。

◇空き店舗が増加している

中心市街地商店街の空き店舗が増加しており、中心市街地の空洞化の一因となっている。

◇購買人口・商圏人口が減少している

買い回り品及び最寄り品ともに、購買行動の広域化等による影響から、地元購買人口が減少傾向にある。また、中心市街地購買人口も減少傾向にある。商圏人口についても減少傾向にある。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、結びつきの強い飯舘村が全村避難になるなど、商圏人口が更に減少していることが想定される。

◇一定の観光入り込み者数が確保されている

中心市街地では 8 千～1 万人程度を集客するイベントが開催されている。

また、中心市街地の西側地区に位置する「道の駅」には年間 19 万人の観光入り込みが見られる。

(4) 住民意向の把握・分析

ア. 買い物場所

身の回り品の買い物場所は、中心市街地西側の「道の駅周辺」との回答が 53.6%と最も多く、中心市街地は 22.4%となっている。

町内の買い物場所における中心市街地の占める割合は、平成 12 年が 56.9%と半数以上であったのに対し、平成 25 年では 26.9%と大きく減少している。

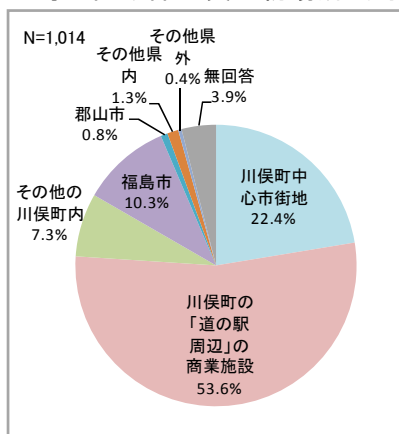
中心市街地居住者では、中心市街地での買い物割合が 33.0%になっており、町域全体と比較して 10.6 ポイント高くなっている。

子育て世代では、中心市街地での買い物割合が 16.5%になっており、町域全体と比較して 5.9 ポイント低く、福島市での買い物割合が 16.5%と高くなっている。

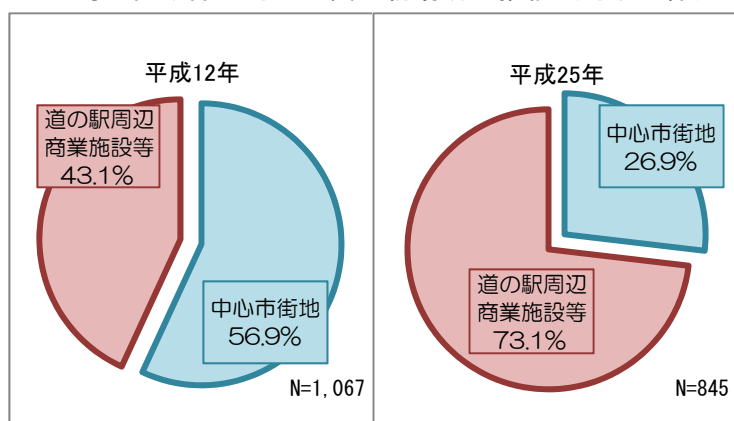
高齢者では、中心市街地での買い物割合が 30.7%になっており、町域全体と比較して 8.3 ポイント高くなっている。

一方、買い回り品については、福島市での買い物割合が 69.0%と最も高く、中心市街地は 11.9%と低くなっている。特に、子育て世代では福島市での買い物割合が高く、89.7%を占めている。

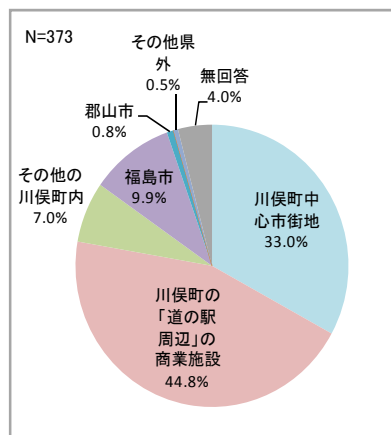
■身の回り品の買い物場所（町域全体）



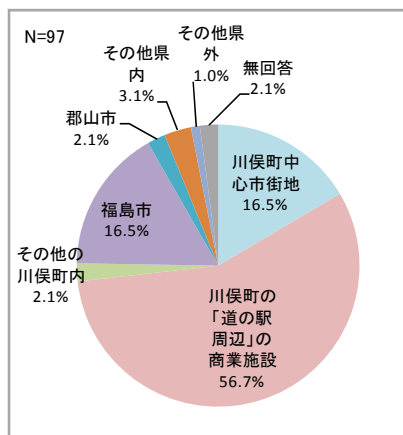
■身の回り品の町内の買い物場所の推移（町域全体）



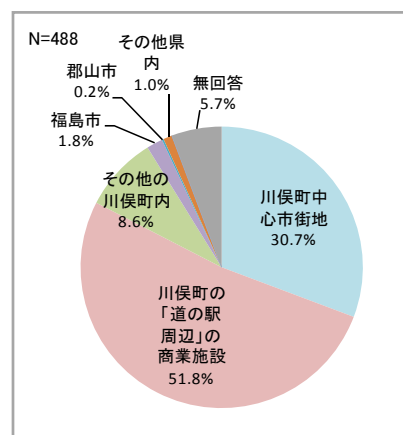
■身の回り品の買い物場所



【中心市街地居住者】

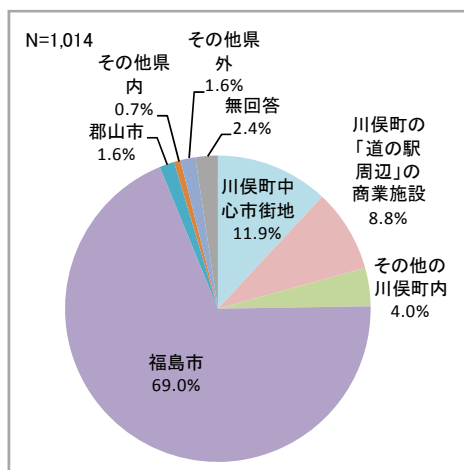


【子育て世代】

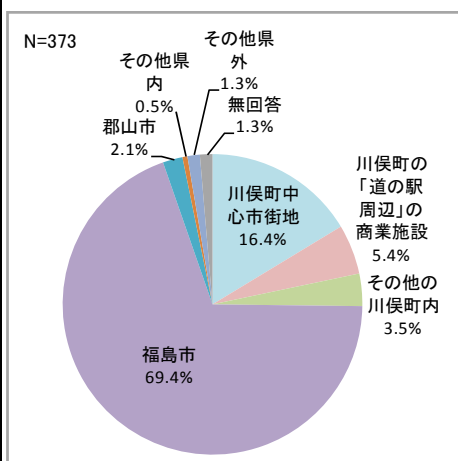


【高齢者】

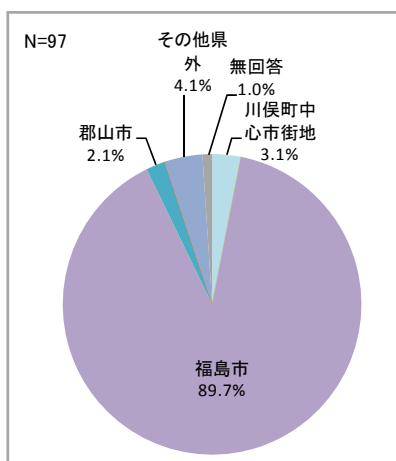
■買い回り品の買い物場所



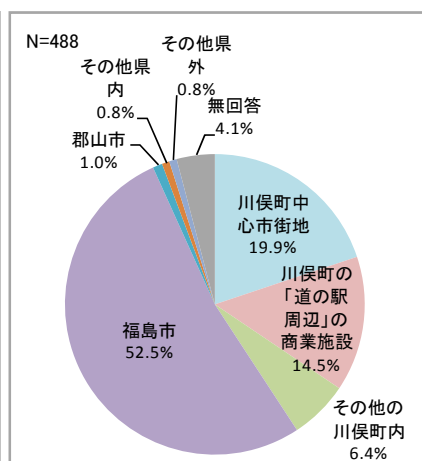
【町域全体】



【中心市街地居住者】



【子育て世代】



【高齢者】

イ. 来訪目的

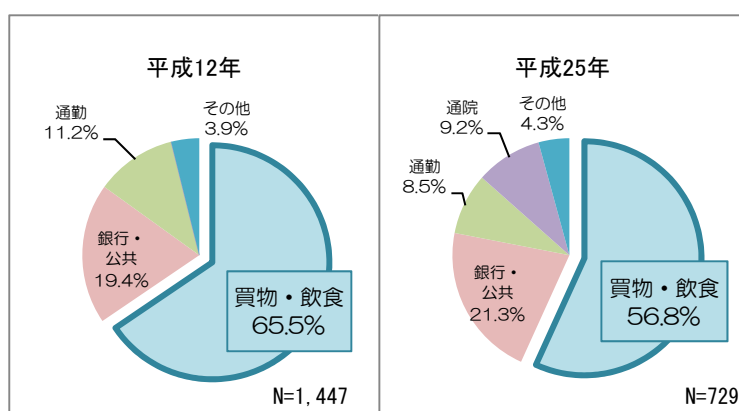
中心市街地への来訪目的は、平成12年では「買物・飲食」が65.5%であったのに対し、平成25年では56.8%と減少しているが、「銀行・公共施設利用」に大きな変化はない。

中心市街地居住者では、「買物・飲食」が69.2%になっており、町域全体と比較して12.4ポイント高くなっている。

子育て世代では、「買物・飲食」が40.0%になっており、町域全体と比較して16.8ポイント低く、「銀行・公共施設利用」が33.3%と高くなっている。

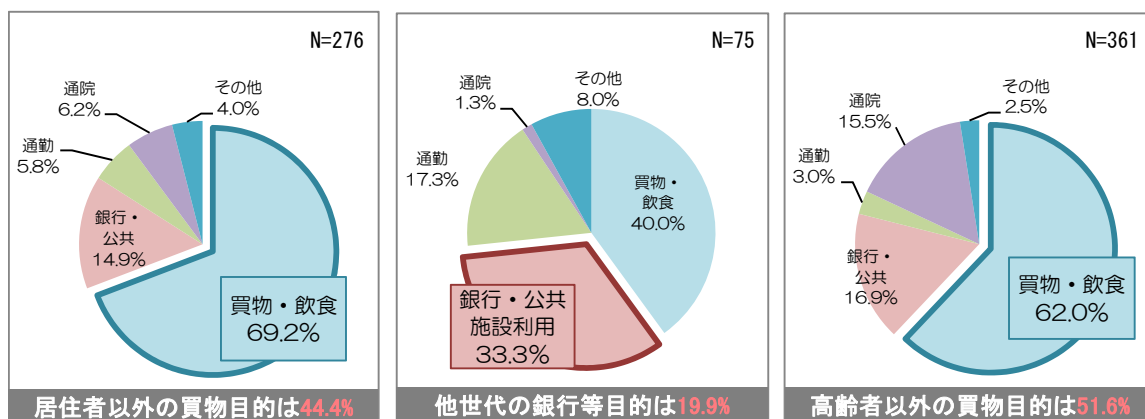
高齢者では、「買物・飲食」が62.0%になっており、町域全体と比較して5.2ポイント高くなっている。

■ 中心市街地への来訪目的の推移



【町域全体】

■ 中心市街地への来訪目的



【中心市街地居住者】

【子育て世代】

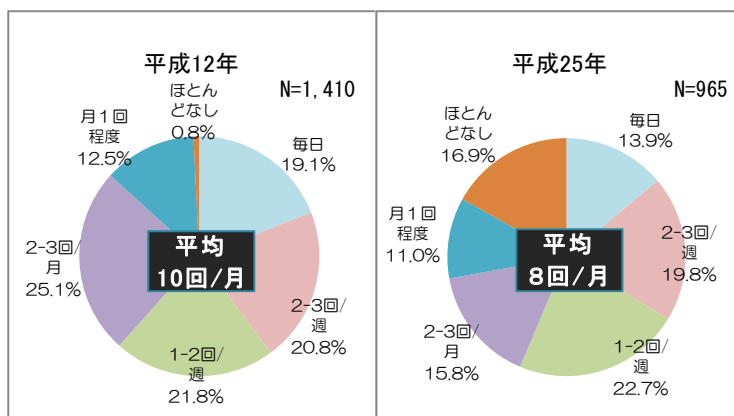
【高齢者】

ウ. 中心市街地の利用状況

中心市街地への来訪頻度は、平成12年が10回/月であったのに対し、平成25年では8回/月と減少している。また、「ほとんどなし」が16.9%になっており、平成12年と比較して16.1ポイント増加している。

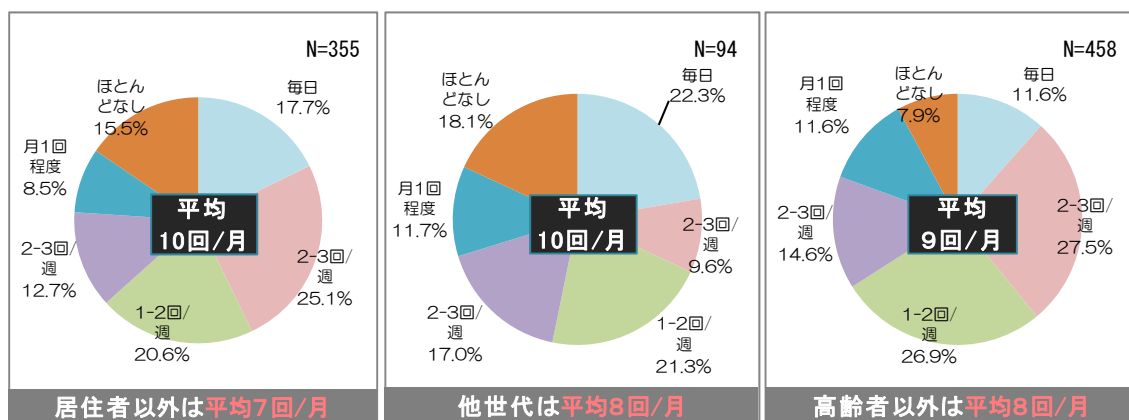
中心市街地居住者や子育て世代、高齢者は、町域全体と比べ来訪頻度が高くなっている。

■ 中心市街地への来訪頻度の推移



【町域全体】

■ 中心市街地への来訪頻度



【中心市街地居住者】

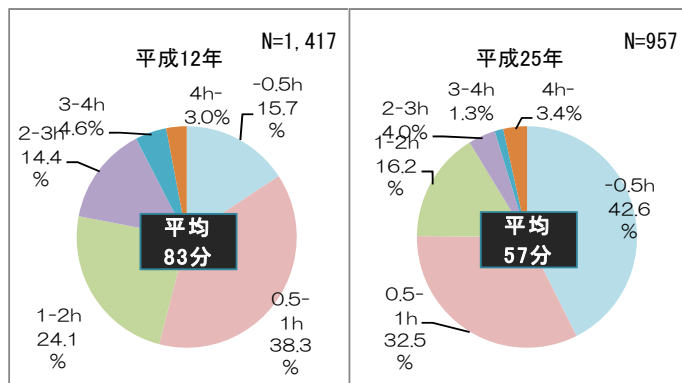
【子育て世代】

【高齢者】

エ. 中心市街地の滞在時間

中心市街地の滞在時間は、平成 12 年が平均 83 分であったのに対し、平成 25 年では平均 57 分と減少している。

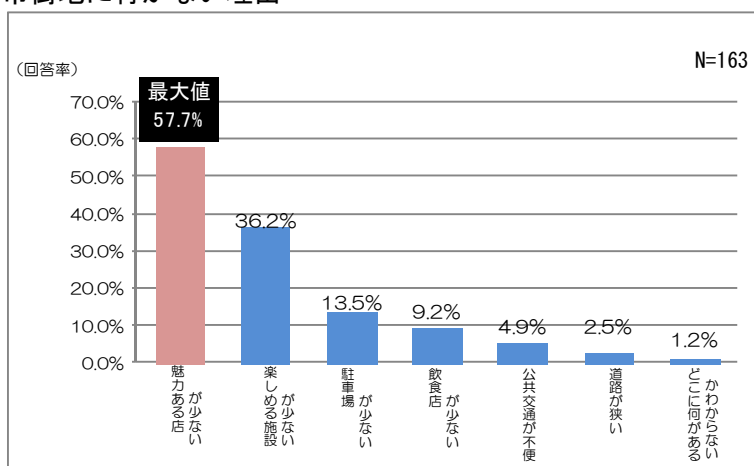
■ 中心市街地の滞在時間



オ. 中心市街地に行かない理由

中心市街地を利用しない人の理由として、「魅力ある店が少ない」が 57.7%と最も多く、次いで、「楽しめる施設がない」が 36.2%となっている。

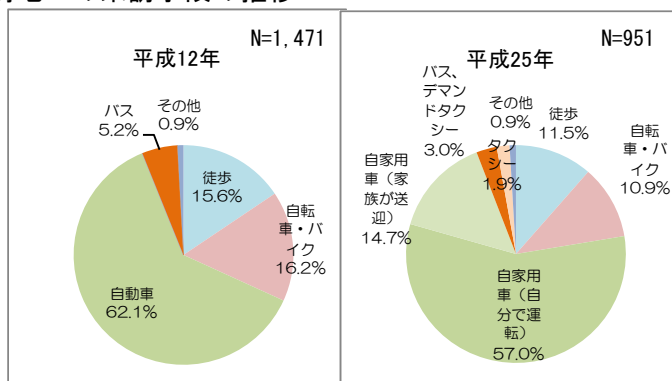
■ 中心市街地に行かない理由



カ. 中心市街地への来訪手段

中心市街地への来訪手段は平成 12 年と比較すると、「徒歩」や「自転車・バイク」の割合が低下し、「自動車」の割合が高まっている。一方、「バス」や「タクシー」利用者の割合は変化がない。

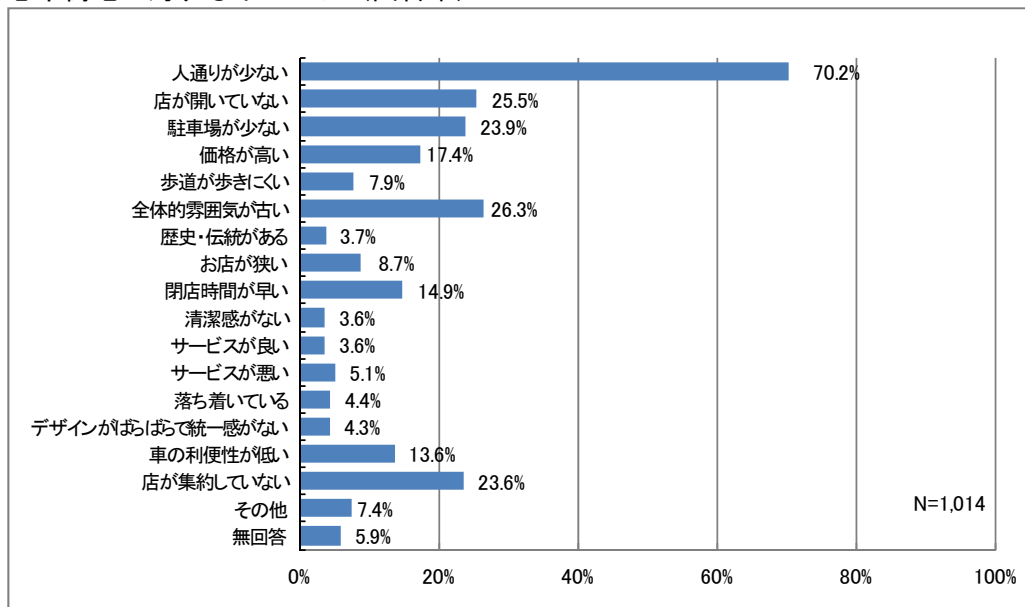
■ 中心市街地への来訪手段の推移



キ. 中心市街地に対するイメージ

「人通りが少ない」とのイメージを持つ回答者が 70.2%と最も多く、次いで「全体的雰囲気古い」「店が開いていない」「駐車場が少ない」「店が集約していない」の順となっている。

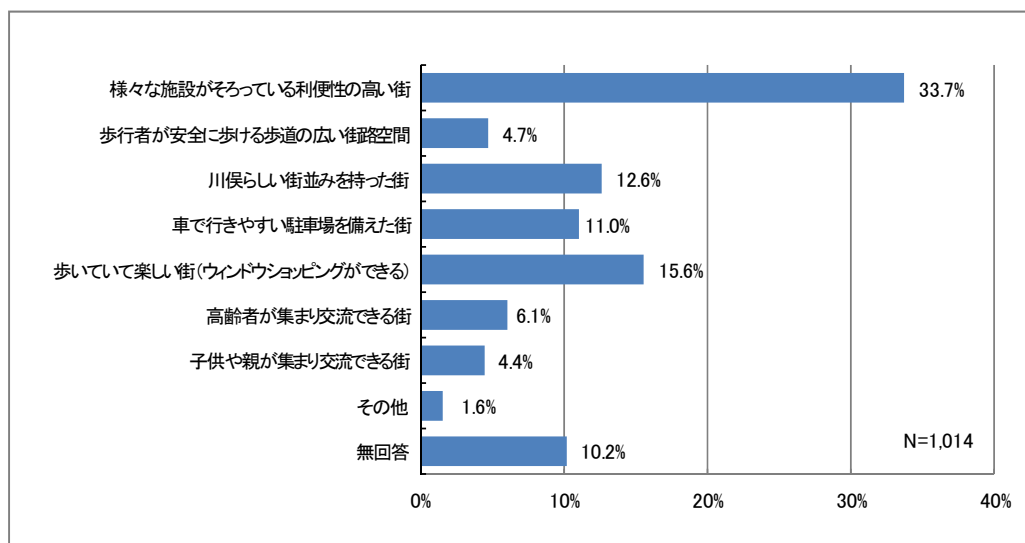
■ 中心市街地に対するイメージ（回答率）



ク. 中心市街地の将来像

中心市街地の将来像は「利便性の高い街」を求める回答者が 33.7%と最も多く、次いで「歩いて楽しい街」「川俣らしい街並みを持った街」の順となっている。

■ 望ましい中心市街地の将来像（回答率）



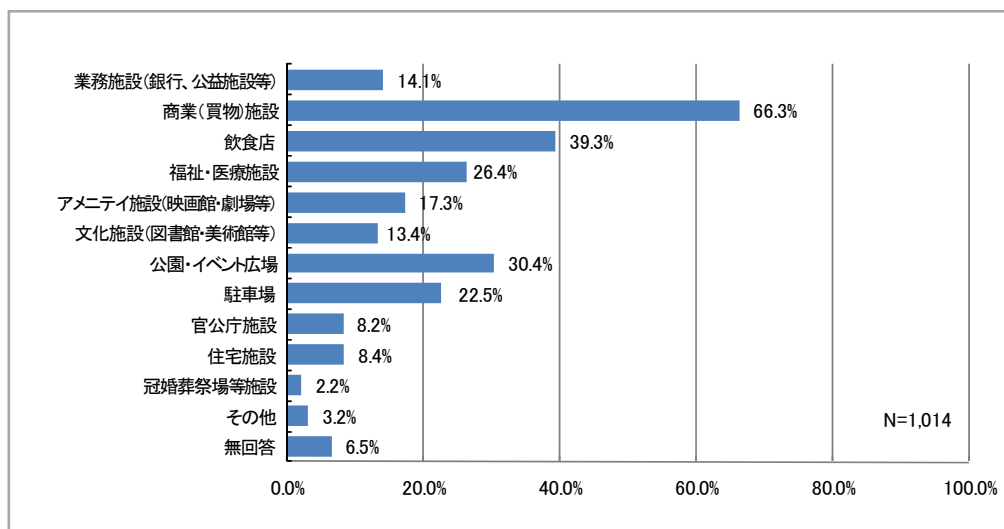
ケ. 中心市街地に必要な施設

中心市街地に必要な施設は、「商業（買物）施設」が 66.3%、「飲食店」が 39.3%と商業施設が上位を占め、次いで「公園・イベント広場」「福祉・医療施設」など商業施設以外の施設が続いている。

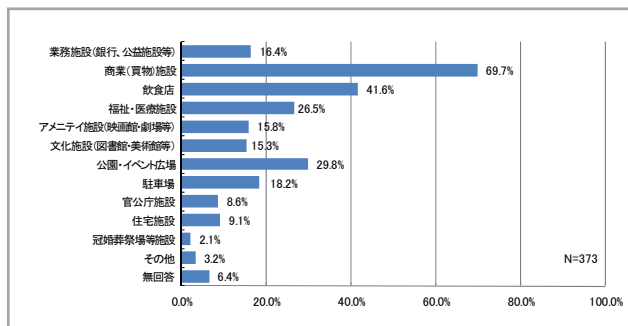
子育て世代では、「公園・広場」が 37.1%、「駐車場」が 32.0%となっており、町域全体と比較して、それぞれ 6.7 ポイント、9.5 ポイント高くなっている。

高齢者では、「福祉・医療施設」が 34.6%となっており、町域全体と比較して 8.2 ポイント高くなっている。

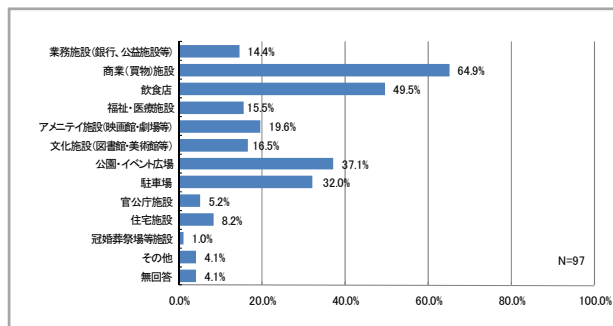
■ 中心市街地に必要な施設（回答率）



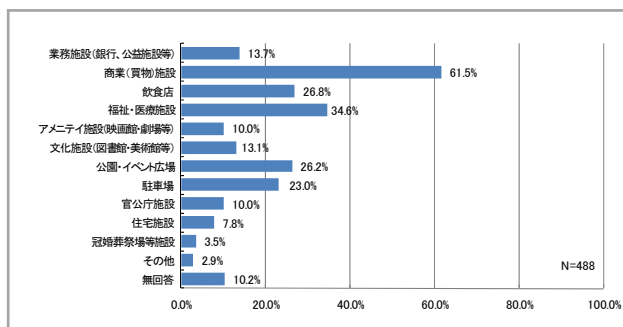
【町域全体】



【中心市街地居住者】



【子育て世代】

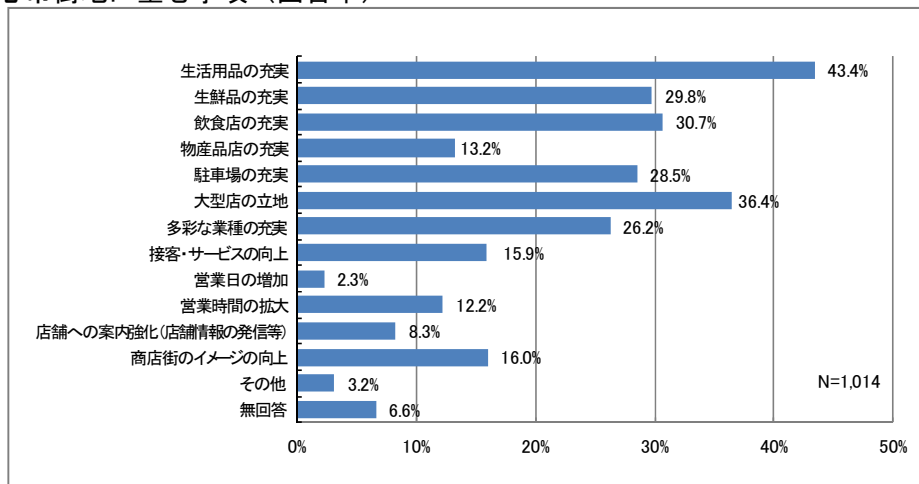


【高齢者】

コ. 中心市街地に望む事項

「生活用品の充実」が43.4%と最も高く、次いで「大型店の立地」「飲食店の充実」「生鮮品の充実」の順となっている。

■ 中心市街地に望む事項（回答率）

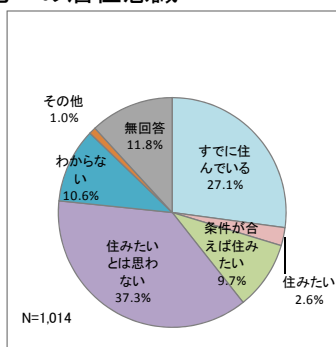


サ. 中心市街地への居住意識

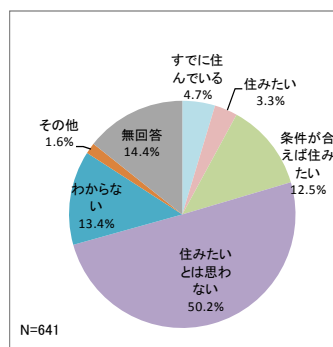
中心市街地に「住みたい」「条件が合えば住みたい」との回答は、全町民の12.3%である。中心市街地以外の居住者は15.8%、子育て世代は15.5%と町域全体をわずかに上回っている。

一方、山木屋地区避難者については、41.1%が住みたいと考えている。

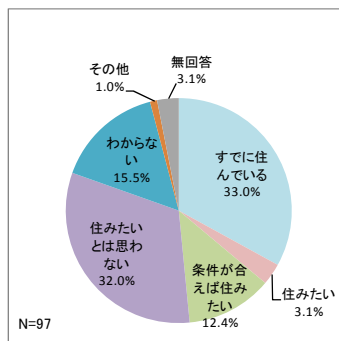
■ 中心市街地への居住意識



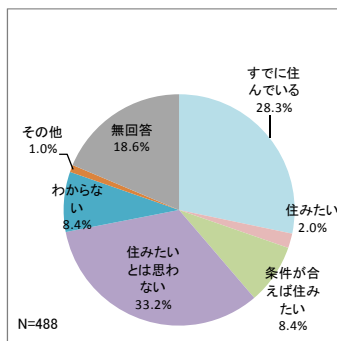
【町域全体】



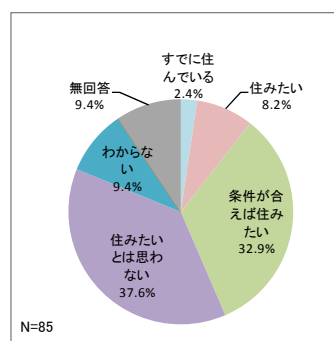
【中心市街地外居住者】



【子育て世代】



【高齢者】

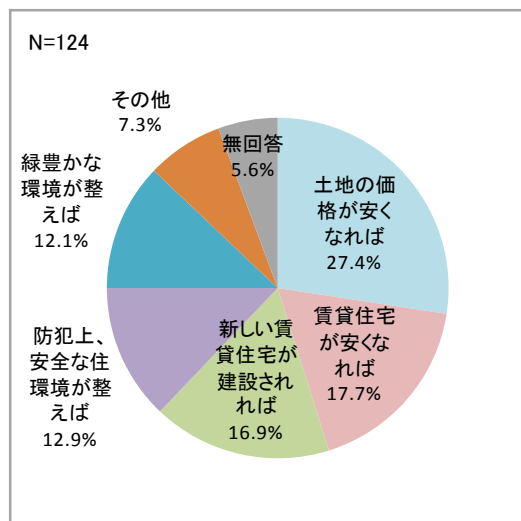


【山木屋地区避難者】

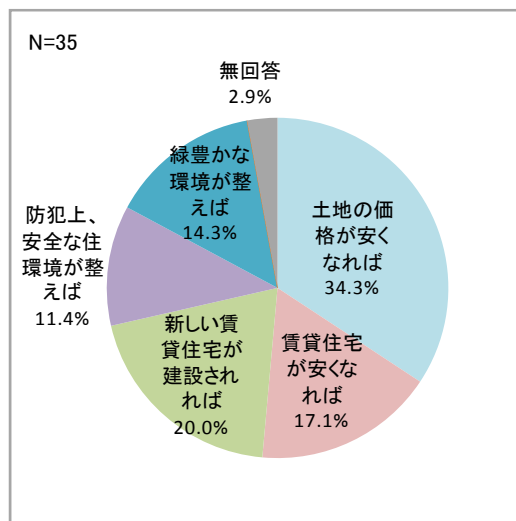
シ. 中心市街地に居住するための条件

「土地や家賃が安くなれば」との回答が町域全体で 45.1%、山木屋地区避難者で 51.4%を占めている。

■ 中心市街地の居住条件



【町域全域】



【山木屋地区避難者】

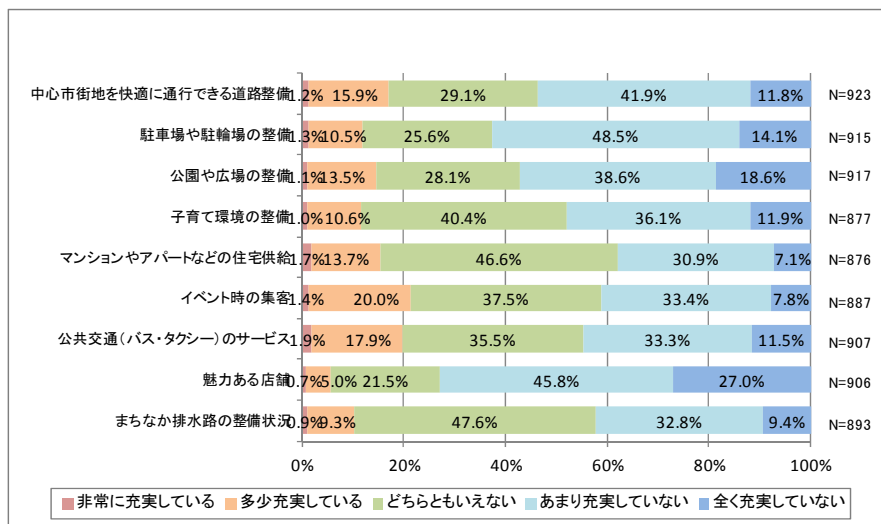
ス. 中心市街地に対する評価

肯定的な評価（「非常に充実している」「多少充実している」）は、全体的に低くなっている。

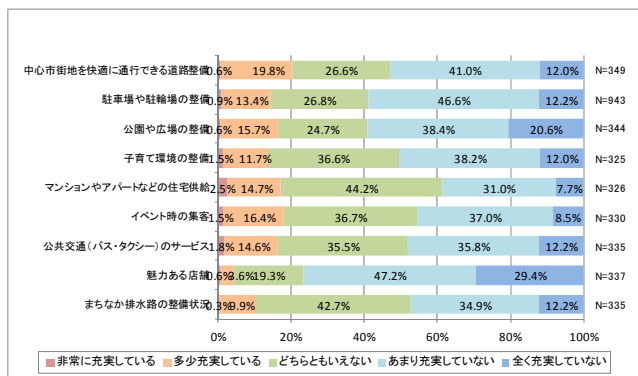
特に、「魅力ある店舗」は否定的な評価（「全く充実していない」「あまり充実していない」）が72.8%と最も高い。

子育て世代では、「公園や広場の整備」の否定的な評価が71.9%となっており、町域全体と比較して14.7ポイント高くなっている。

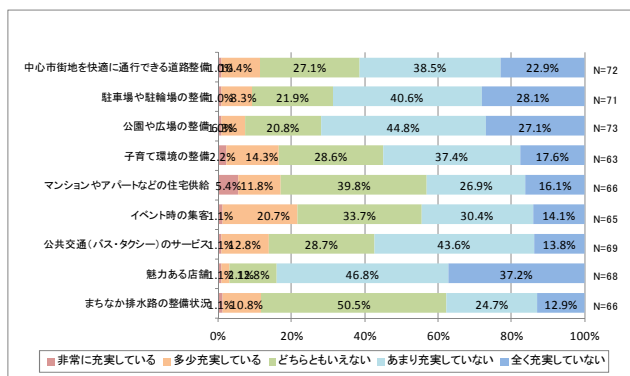
■ 中心市街地の評価



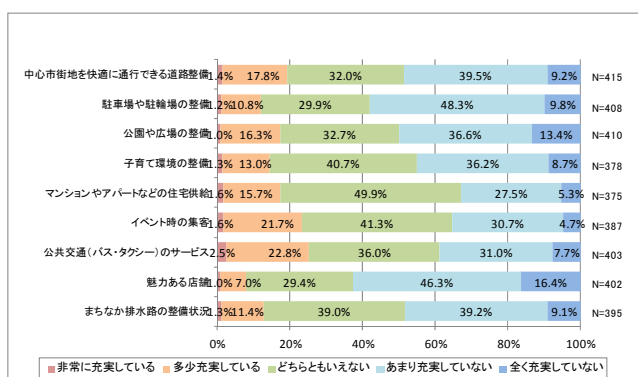
【町域全域】



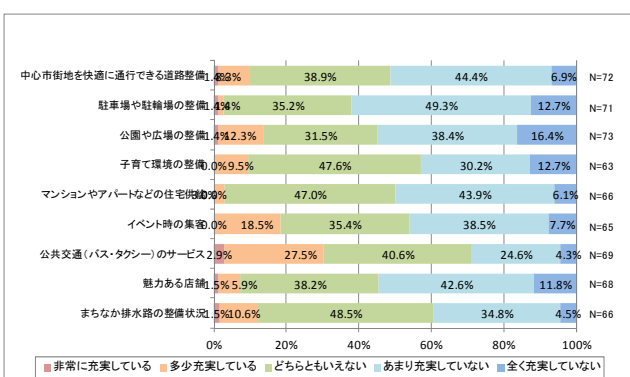
【中心市街地居住者】



【子育て世代】



【高齢者】



【山木屋地区避難者】

◇住民意向の把握・分析のまとめ◇

◇買い物の場としての機能が低下している

町内での身の回り品の買い物場所は、平成 12 年と比較して「道の駅周辺」が増加し、「中心市街地」が減少傾向にある。一方、買い回り品の買い物場所は「福島市」が多く、特に子育て世代の若い世帯はその傾向が顕著である。

中心市街地への来訪目的は、平成 12 年と比較して「買い物・飲食」の割合が低下しており、その背景として、中心市街地に行かない理由に「魅力がある店が少ない」との回答が多く挙げられている。

そのため、来訪頻度は平成 12 年と比較して 2 回/月減少し、平均滞在時間も 26 分減少している。

◇中心市街地の評価が低くなっている

中心市街地に対する評価は、総じて低くなっており、特に「魅力ある店舗」に対する否定的な評価が 72.8%と高くなっている。

また、子育て世代では、「公園や広場の整備」に対する否定的な評価が 71.9%と高くなっている。

◇利便性の高い中心市街地が求められている

町民は、現在の中心市街地のイメージとして「人通りが少ない」と感じており、中心市街地の将来像として「様々な施設がそろっている利便性の高い街」を望んでいる。

「利便性の高い街」の具体的な施設として、商業施設・飲食店のほか、公園・イベント広場、福祉・医療施設、駐車場の回答が多く挙げられている。

◇中心市街地居住者や高齢者の生活を支える重要な場として機能している

中心市街地居住者や高齢者は、町域全体と比較して 2 回/月程度来訪頻度が多く、主たる来訪目的は「買い物・飲食」となっていることから、両者にとって中心市街地が、生活を支える重要な場として機能しているものと考えられる。

◇中心市街地への居住意向が一定程度確認される

中心市街地以外の居住者の 15.8%が「中心市街地への居住意向」を示しており、その条件として、地価や家賃の低廉化が挙げられている。

また、山木屋地区避難者では、41.1%が「中心市街地への居住意向」を示しており、中心市街地を長期避難者の避難生活の場として活用することも、検討する必要がある。

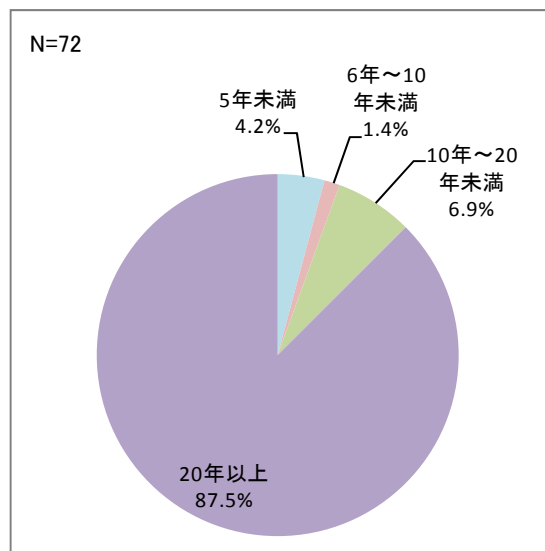
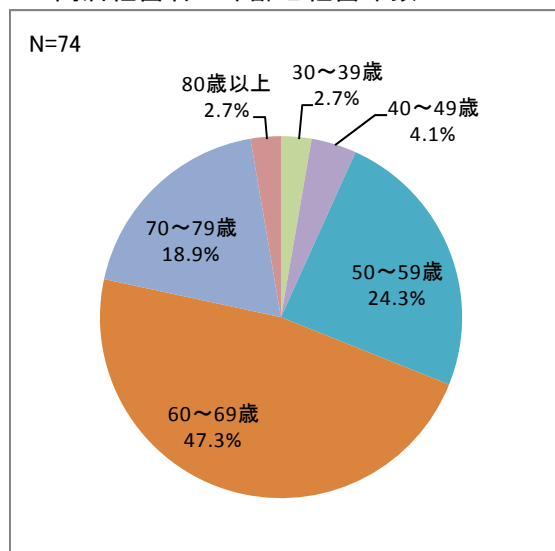
(5) 商業者意向の把握・分析

ア. 商店経営者の年齢と経営年数

商店経営者の年齢は60歳以上が68.9%を占めており、50歳未満は6.8%である。

経営年数は20年以上が87.5%であり、5年未満は4.2%となっている。

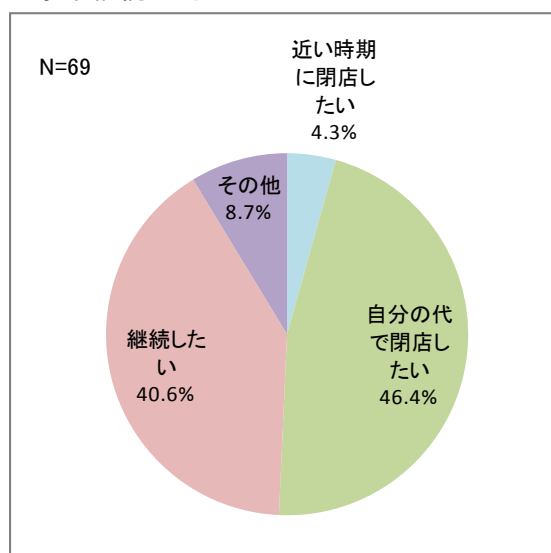
■商店経営者の年齢と経営年数



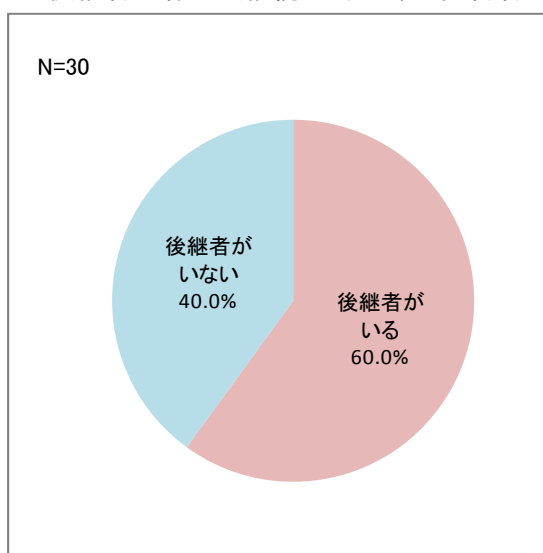
イ. 事業の継続意向

「閉店したい」との回答が、50.7%を占めている。「継続したい」との回答は40.6%となっているが、その中で「後継者がいない」との回答が40.0%を占めている。

■事業継続意向



■後継者の有無（継続意向のある回答者のみ）



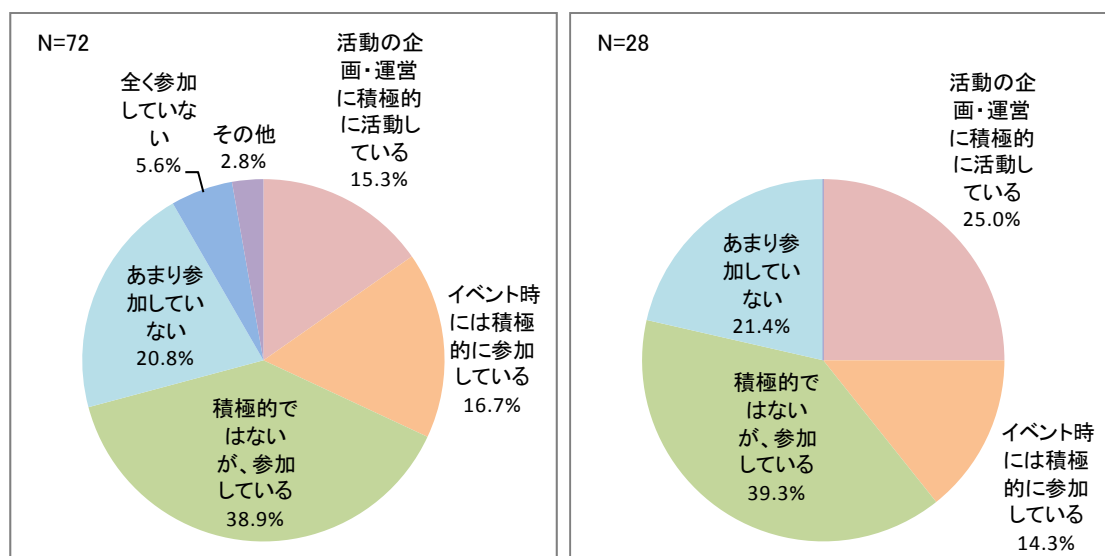
ウ. まちづくり活動への参加状況

まちづくり活動への参加状況は「積極的に参加」が 32.0%、「積極的ではないが参加」が 38.9%、「参加していない」が 26.4%となっており、それぞれ 1/3 程度の割合となっている。

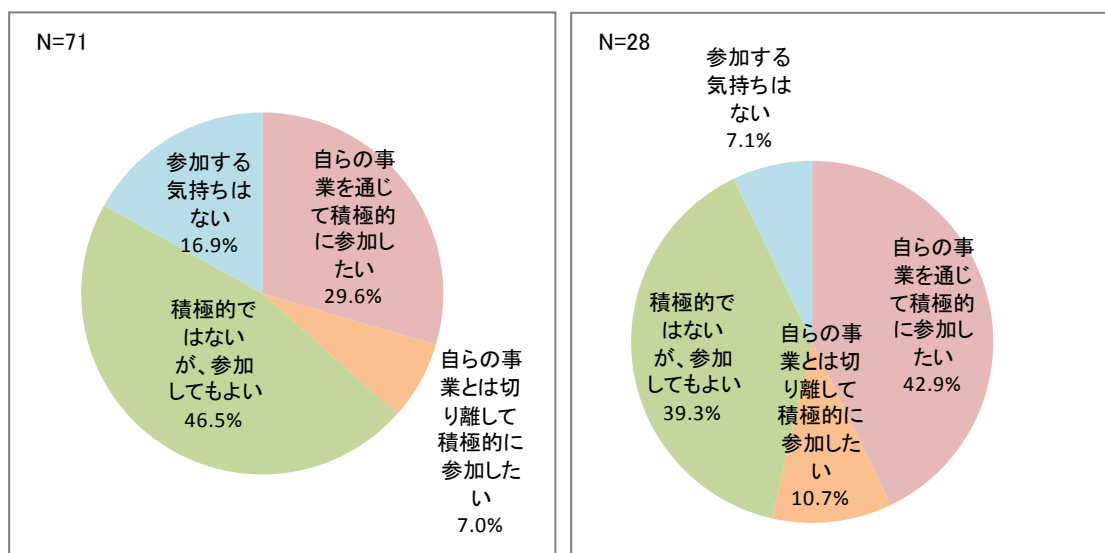
事業継続意向経営者では、「積極的に参加」が 39.3%を占め、全体と比較して 7.3 ポイント高くなっている。

今後の参加意向においては、「積極的に参加」が全体で 36.6%に対して、事業継続意向経営者は 53.6%と高くなっており、その参加形態は「自らの事業を通じて積極的に参加」する意向割合が高い。

■まちづくり活動への参加状況（全体）（事業継続意向回答者）



■今後のまちづくり活動への参加意向（全体）（事業継続意向回答者）



◇商業者意向の把握・分析のまとめ◇

◇高齢の経営者が多い

経営年数は20年以上と長い経営者が多く、60歳以上の経営者が約7割を占めている。

◇事業継続の不安

「閉店したい」との回答が約半数を占める一方、「継続したい」が約4割となっているが、そのうち後継者がいないとの回答が約4割を占め、時間経過とともに事業者の減少、さらには空き店舗の増加が懸念される。

◇まちづくり活動への積極的参加意向が弱い

商店街でのまちづくり活動への参加状況では、「積極的に参加」「積極的ではないが参加」「参加していない」がそれぞれ1/3程度となっており、今後の参加意向としても消極的な意見が半数を超えている。

なお、事業継続意向経営者は、全体と比較して「積極的に参加」する意向が強く、特に「自らの事業を通じて積極的に参加」することを希望している。

[3] 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価

中心市街地では、平成13年3月に旧法に基づく「川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画」を策定し、74の事業を位置づけ、中心市街地活性化に取り組んできたが、全体の25.7%にあたる19事業が実現し、74.3%にあたる55事業が実現に至らなかった。

実現に至らなかった事業を事業主体別にみると、町が主体となる道路整備事業や公園整備事業等のハード整備事業は、「事業費」や「用地取得」が確保できなかったことが、実現に至らなかった主たる要因となっている。一方、民間事業者等が主体となる商店活性化事業等のソフト事業や、管理・運営の民間委託を見込んだ観光施設整備事業は、「実施主体」が確定しなかったことが実現に至らなかった要因となっている。

実現した事業を事業主体別にみると、町が主体となる各種ハード事業やソフト事業が多い一方、民間等を主体とする商業活性化等に係る施策が少ない状況であり、改善点として、「まちづくり会社の継続的取り組みの展開」や「ソフトとハードの連携」を挙げている。

以上のことから、今後、中心市街地活性化対策を展開する上では、計画策定段階から「事業費」「用地」「実施主体」などについて、実現性を十分に検証することが重要である。

また、まちづくり活動を支える組織・体制づくりや、その組織が継続的に活動できる仕組みづくりも検討することが重要である。

■前計画に位置づけた施策の実現状況

施策区分	施策数	構成	
実現した施策	12	16.2%	25.7%
一部実現した施策	7	9.4%	
検討したが実現していない施策	1	1.4%	74.3%
全く実現していない施策	54	73.0%	
合計	74	100.0%	100.0%

■実現していない施策の要因と反省点

要因	実施主体・施策数	概要	反省点
事業費が莫大	町：16 町・民間等：1 民間等：9	「道路整備事業」や「公園整備事業」等のハード施策が中心で、施策の事業費が莫大であり、予算措置が困難であった	事業規模を勘案し身の丈に合った事業を計画することが必要
用地確が困難	町：8	「道路整備事業」が中心で、施策実施にあたり沿道状況等から用地確保が困難であった	用地確保の可能性など実現性を考慮した計画とすることが必要
主体施策が未実施	町：7	道路整備事業と連携した「案内・サイン施設整備事業」が中心で、「道路整備事業」が未実施のため実施が不可能であった	
事業主体が不明確・不確実	町・民間等：4 民間等：2	「商店活性化事業」が中心で、民間の事業主体を想定していたが、主体が確定できず実施が困難であった	事業主体を明確にし、実現性の検証を行った計画とすることが必要
施の熟度が低	町：1 町・民間等：2 民間等：1	「住環境整備事業」や「観光施設整備事業」が中心で、施策内容がアイデアレベルであり、目的や必要性が不明確で実施に向けた合意が不調に終わった	施策の目的や必要性を明確にした上で、実現に向けて関係機関と調整を図った計画とすることが必要
他事業で代替	町：3	「バス運行事業」「光ファイバー整備事業」「景観条例等の制定」は、施策の目的が他事業で達成された	計画のメンテナンスを行い、必要に応じた見直しが必要
事業主体が未実施	1	「広瀬川自然環境整備事業」は、国や県が実施する施策であり、事業主体の判断で未実施であった	

■実現した施策の概要

事業種別	実施主体・施策数	実施施策の内容・効果	改善点
道路整備事業	町：2	側溝や歩道整備を行い、車両や歩行者の安全を確保した	未整備区間の対応や、街路樹等の維持管理を継続的に実施する必要がある
教育・福祉施設整備事業	町：5	川俣中学校ランチルームや川俣小学校水泳プール等の整備により、良好な教育環境を確保した。特に、「わいわいクラブ」の整備により保育所の待機児童解消にも貢献した	改修により整備を行った施設については、老朽部分が残るものもあり、引き続き整備を行っていく必要がある。また、各施設の効果的な管理・運営を行っていく必要がある
商業活性化補助事業	町：2 民間等：1	空き店舗対策事業として「活用事業補助金」を創設し空き店舗の活用を支援した。また、民間主導の「川俣シャモ親子丼のメニュー化」により、川俣シャモの地元消費促進に寄与した	中心市街地への来訪が減少しており、空き店舗活用や駐車場利用等のニーズも減少傾向にあることから、回遊・集客に効果的な施策が必要である。また、「川俣シャモ料理」の裾野を広げ、リピーターを確保するための新規メニュー開発の継続が必要である
公共交通整備事業	町：4	街なか駐車場を整備するなど活性化に向けた環境形成に寄与した。また、デマンドタクシーの導入により、中心市街地への来訪機会の増加促進に寄与した	
まちづくり支援事業	民間等：5	TMOとして「まちづくり川俣」を設置し、絹蔵（空き店舗）を活用した地域生活者支援サービスや商店街利用者サービス提供を行うほか、放課後児童保育「わいわいクラブ」の運営を実施し、賑わいの創出や子育て環境の向上に寄与した	国の活動費補助が打ち切りとなり、資金調達が困難となり、活動が停滞していることから、収益事業の創出やまちづくり川俣を活用したまちづくり活動の体系構築など、活動資金が確保できる仕組みづくりを進めるとともに、活動を担う人材育成を行う必要がある

■前計画に位置付けた施策と実現状況（1/2）

施策区分	No	事業名（仮称）	実施予定者		おおよその実施時期	当該事業の種類	概要	担当課
			事業主体	管理運営主体				
市街地の整備改善のための事業	1	都市計画道路中丁・鉄炮町線1	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路中丁・鉄炮町線の（都）五百田・中道線～（都）川端・壁沢線間を整備する。全延長L=550m（W=12m）のうち、L=260m（W=12m）	建設水道課
	2	都市計画道路五百田・中道線	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路五百田・中道線の昌平橋～中丁・寺前線付近までを整備する。全延長L=1,850m（W=12m）のうち、L=270m（W=12m）	建設水道課
	3	新規道路1（中丁本田タクシー～）	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路中丁・鉄炮町線の北端～大日堂橋までの新規道路を整備する。L=75m、W=12m	建設水道課
	4	中丁・寺前線拡幅（中丁常泉寺入口～）	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	中丁・寺前線の常泉寺橋～（都）五百田・中道線間を拡幅整備する。L=75m、W=7m	建設水道課
	5	緑道1	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸の昌平橋～常泉寺橋間に緑道を整備する。L=250m、W=4m	建設水道課
	6	緑道2	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸の昌平橋～（都）川端・壁沢線（向上橋付近）間に緑道を整備する。L=260m、W=4m	建設水道課
	7	新規道路2（瓦町町駐車場～）	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町線～広瀬川（八反田橋付近）の新規道路を整備する。L=70m、W=8m	建設水道課
	8	都市計画道路中丁・鉄炮町線2	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路中丁・鉄炮町線の（都）川端・壁沢線～網蔵前間を整備する。全延長L=550m（W=12m）のうち、L=280m（W=12m）	建設水道課
	9	中丁・寺久保線拡幅（後田）	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	中丁・寺久保線を拡幅整備する。L=210m、W=6m	建設水道課
	10	緑道3	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸の広瀬橋～（都）川端・壁沢線（向上橋付近）間に緑道を整備する。L=290m、W=4m	建設水道課
	11	緑道4	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	網蔵～中央公園～（都）川端・壁沢線間に緑道を整備する。L=540m、W=4～12m	建設水道課
	12	新規道路3（鉄炮町）	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町線～広瀬川（日和田橋付近）の新規道路を整備する。業 L=75m、W=7m	建設水道課
	13	ポケットパーク	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸沿いにポケットパークを5箇所整備する。（430㎡、520㎡、510㎡、4,750㎡、610㎡）	建設水道課
	14	交流ゾーン整備事業	町	-	H24年以内着手	街なか再生型の市街地再開発事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課）（国土交通省住宅局市街地整備課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町線と（都）川端・壁沢線交差点周辺の街区を交流ゾーンと位置づけ、街路や面整備を行う。	建設水道課
	15	地域情報端末の設置	町	-	H24年以内着手	マルチメディア館中にぎわい創出事業（総務省情報通信政策局地域通信振興課）	コミュニティ、防災、福祉、観光情報に関わる情報端末を設置する	企画財政課
	16	町道無/宮・京田線改良	町	-	H18年以内着手	賑わいのづくり事業（国土交通省道路局地方道・環境課地域道路調査課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	町道無/宮・京田線を改良・整備する。L=280m、W=13m	建設水道課
	17	シルバーハウジング整備事業	町	-	H24年以内着手	シルバーハウジングプロジェクト・高齢者世帯付住宅の整備（国土交通省住宅局住宅総合整備課）生活援助員派遣事業（厚生労働省老健局計画課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町線（網蔵北側）に高齢者住宅を整備する。A=6,900㎡	建設水道課
	18	ヤングハウジング整備事業	町	-	H25年以降	特定優良賃貸住宅供給促進事業（国土交通省住宅局住宅総合整備課）地域活性化住宅制度（国土交通省住宅局住宅総合整備課）住宅金融公庫の都市居住再生融資制度（国土交通省住宅局市街地整備課）	広瀬川左岸八反田橋～向上橋付近に若年者住宅や留学生寮を整備する。A=6,900㎡	建設水道課
	19	住環境整備	町	-	H25年以降	住居等のまちづくり活動支援（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室・都市防災対策室）	防災上危険な密集市街地を対象として、適用すべき事業手法が未確定な地区を含め、事業着手以前の段階での住民等の主体的なまちづくり活動を醸成し、これを積極的に支援する。（防災不燃化）	総務課
	20	川俣中学校ランチルーム整備	町	-	H18年以内着手	町単独事業	川俣中学校にランチルームを整備する。	こども教育課
	21	川俣小学校水泳プール建設事業（地域開放型）	町	-	H18年以内着手	社会体育施設整備費補助金（文部省体育局体育課）	川俣小学校のプールを地域開放型として建設する。	こども教育課
	22	川俣中学校大規模改修事業	町	-	H24年以内着手	文部省関連事業	川俣中学校を大規模に改修する。	こども教育課
市街地の整備改善のための事業	23	広瀬川周辺の景観保全整備	町	-	H24年以内着手	快適な河川空間の整備（国土交通省河川局河川環境課・治水課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川左岸の日和田橋～八反田橋間に河川公園を整備し、親水空間を創出する。A=4,700㎡	建設水道課
	24	都市軸から都市公園ゾーンへのサイン整備事業	町	-	H25年以降	国際交流拠点・快適な河川空間の整備（国土交通省総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室）	市街地内から都市公園に誘導するサインを整備する。	建設水道課
	25	都市計画道路川端・壁沢線1	町	-	H18年以内着手	都市内道路の整備に対する補助：街路事業費補助（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路川端・壁沢線の広瀬川以西の区間を歩車共有道路として整備する。L=590m、W=16m	建設水道課
	26	都市計画道路川端・壁沢線2	町	-	H18年以内着手	都市内道路の整備に対する補助：街路事業費補助（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路川端・壁沢線の広瀬川～中丁・寺久保線間を歩車共有道路として整備する。L=140m、W=12～16m	建設水道課
	27	都市計画道路川端・壁沢線3	町	-	H24年以内着手	都市内道路の整備に対する補助：街路事業費補助（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしし（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路川端・壁沢線の中丁・寺久保線以西の区間を歩車共有道路として整備する。L=390m、W=12m	建設水道課
	28	都市軸から各ゾーンへのサイン整備事業	町	-	H24年以内着手	国際交流拠点・快適な河川空間の整備（国土交通省総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室）	市街地内の各所を誘導するサインを整備する。	建設水道課
	29	■広瀬川自然環境再生事業	町	TMO 緊湊会	H17～27	自然環境再生事業（環境省）まちづくり交付金事業（国交省）快適な河川空間の整備（国交省）賑わいのづくり事業（国交省）	広瀬川に自然を取り戻し、情緒のある憩いとふれあいの場として再生する。自然を取り戻すことで、魚、鳥、草木等とふれあえるようにしていく。川ガキ（川遊びをする子供たち）を復活させて、川と親しみながら子育てできる環境をつつしていく。	建設水道課
	30	1)案内板・サイン設置事業	町	TMO 商工会	H18～20	賑わいのづくり事業（国交省）	広瀬川と商店街を散策道路によってつなげるため、案内サイン、誘導サイン、街灯などによってルートづくりをする。小手短彫刻、フォルクローレ楽器のオブジェなどを設置する。	建設水道課
	31	■広瀬川周辺ルート整備事業	町	TMO	H18～20	賑わいのづくり事業（国交省）	広瀬川と商店街を結ぶ散策道路の曲がり角等にオブジェや花、緑などを設置し、歩み楽しめを感じるルートづくりを行う。	建設水道課
	32	3)文化の香る橋づくり事業	町	TMO	H17～22	賑わいのづくり事業（国交省）	広瀬川と商店街を結ぶルートに架かる橋の欄干に地域文化や歴史の浪漫が薫るデザインを採用するなどして、風格のあるルートづくりを行う。	建設水道課
	33	4)ベンチ設置事業	町	TMO	H17～19	賑わいのづくり事業（国交省）	広瀬川周辺ルート各所にベンチを設置し、高齢者等がひとりで休むことができるようにする。	建設水道課
	34	1)小手短の道景観整備事業	町	TMO	H20～24	賑わいのづくり事業（国交省）	（中心市街地～中央公園）ルート上の曲がり角等に小手短にちなんだ案内板や値夫ずりの岩などをデザインしたオブジェを設置し、古の技と芸を感じる街道づくりを行う。	建設水道課
	35	2)城（しろ）の道景観整備事業	町	TMO	H20～24	賑わいのづくり事業（国交省）	（中心市街地～河段城）ルート上の曲がり角等に河段城にちなんだ歴史案内板等を設置する。また河段城から発掘された大甕などの遺物や「街角ギャラリー」として店先の一部等に設置する。	建設水道課
	36	■五街道整備事業	町	TMO	H20～24	賑わいのづくり事業（国交省）	（道の駅～中央公園・旧道）網の道として景観整備を行う。案内板やサインには網産業の歴史を記述する。また、職玉をデザインした街灯を設置するなどして、川俣町が網で栄えた町であることを実感できるようにする。	建設水道課
	37	4)門前の道景観整備事業	町	TMO	H22～26	賑わいのづくり事業（国交省）	（中心市街地～常泉寺）大正・昭和時代にあった「川俣屋」をイメージした演出を行う。国道349号から常泉寺を見上げる景観に配慮したサインを設置する。案内板やサインには寺の歴史を記述するなどし、常泉寺への関心も深めてもらう。	建設水道課
	38	5)神宮の道景観整備事業	町	TMO	H22～26	賑わいのづくり事業（国交省）	（春日神社～五百田橋～川）の信達一宮と呼ばれた春日神社の参道等を「神宮の道」として整備していく。古く静かな佇まいと「癒シル」をテーマとした「川の道」をつなぎ、歴史を感じるまちなみ形成と、健康・美容・長寿に関する産業育成を図る。	建設水道課
	39	■学童保育周辺環境整備事業	町	TMO	H18～	賑わいのづくり事業（国交省）	（橋）まちづくり川俣が実施している学童保育の周辺整備を実施する。	こども教育課

実現した施策

一部実現した施策

検討したが実現していない施策

全く実現していない施策

■前計画に位置付けた施策と実現状況（2/2）

施策区分	No	事業名（仮称）	実施予定者		おおよその実施時期	当該事業の種類	概要	担当課
			事業主体	管理運営主体				
商業等の活性化のための事業	40	景観条例等の制定	町	-	H18年以内着手	景観アドバイザー制度（福島県県民生活課）	景観アドバイザー制度を活用した景観条例等を制定する。	建設水道課
	41	■空き店舗対策事業	町	TMO	H18～	商店街空き店舗対策事業（経産省） （テナントミックス管理事業） 活力ある商店街整備事業（県） 中心市街地商業活性化推進事業（基金）	空き店舗でチャレンジショップなどを実施する。商店街全体としてMD（マーチャンダイジング）を活性化していく。	産業課
その他の事項	42	市町村生活バス運行事業	町	-	H18年以内着手	福島県市町村バス補助事業	新たに整備検討を図る「導入ゾーン」のバスプールへ生活バス路線を連携させ市街地のにぎわいの創出を図る。	企画財政課
	43	光ファイバーケーブルの導入	町	-	H18年以内着手	マルタメディア街中にぎわい創出事業（総務省情報通信政策局地域通信振興課）	「道の駅」とまち中を結ぶ光ファイバーケーブルの導入	企画財政課
商業の活性化のための事業	44	■広瀬川周遊ルート整備事業	町 TMO 商店組合	TMO 商店組合	H19～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕	広瀬川周遊ルート沿道の店舗や民家等において、門・塙、車庫、建物の色彩等に対し、沿道景観に配慮した工夫を行う。蔵などの古い建築物も町の遺産と捉え保全・改修を行い個性ある沿道景観づくりを行う。	建設水道課
	45	■道の設備整備事業	町	TMO	H16～18	コミュニティ施設活用商店街活性化事業	道の設備の補修を活用し、高齢者等交流と商店街利用者サービスに必要な施設を設置、運営する。	産業課
	46	2)セパイレブ跡地整備事業（拠点1）	町 TMO	TMO	H17～20	中心市街地整備推進機構による用地取得（国交省） 商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕 商業・サービス集積施設建設整備事業	補修活用事業の敷地と隣接するセパイレブ跡地において、リノベーション事業を実施し、テナントミックスを行う。特に中心市街地に不足している町独自の食材の供給と販売を行うことにより、農林水産物の振興と特産品の生産振興を図る。	産業課
	47	■川の設備整備事業（拠点2）	町 TMO	TMO	H19～21	中心市街地整備推進機構による用地取得（国交省） 商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕 児童遊園地施設等の整備に対する補助（経産省）	「癒しるく」をテーマに健康・美容・長寿に関する産業の集積を図る。また、自然・環境関連の産業や店舗、コミュニティビジネスの支援に必要な施設などを整備する。	産業課
	48	2)歴史民俗資料館整備事業	町 TMO	TMO	H19～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕	コブ周辺の川沿いに立地する蔵を活用し、歴史民俗資料館として再生する。川俣町には、河域域から発掘された遺物や、明治・大正・昭和にかけての貴重品も多い。町民や来訪者に町の魅力を再発見してもらう。	生涯学習課
	49	3)駐車場整備事業	町 TMO	TMO	H18～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕	現在、川俣町に不足している駐車場を補う。来街者の受け入れを十分行えるようにする。	産業課
	50	■蔵の設備整備事業	町 TMO	TMO	H21～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕	未利用の蔵を活用して親子丼（川俣シャモ）を中心に食をテーマにした店舗を集積する。	産業課
	51	2)蔵の街角ギャラリー事業（サブ拠点1）	町 TMO	TMO	H21～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕	蔵の一部を街角ギャラリーとして開放してもらい、絵画、工芸、書道など、様々なものを展示していく。	産業課
	52	■コスキン道場整備事業（サブ拠点2）	町 TMO	TMO	H20～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕 生涯学習の推進（文部科学省） 活力ある商店街整備事業（県）	町内外のフォルクローレファンが集い、いつでも練習ができ、その練習風景を見学できる「コスキン道場」を倉庫蔵を活用して整備する。	生涯学習課
	53	■川沿い店舗活性化事業	町 TMO	TMO 商工会	H22～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕 活力ある商店街整備事業（県） 中心市街地商業活性化推進事業（基金）	広瀬川沿いの店舗を川に向かって拓くことで、広瀬川とのつながりを持った店舗を整備していく。	産業課
	54	■横丁店舗活性化事業	町 TMO	TMO 商工会	H22～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経産省）〕 活力ある商店街整備事業（県） 中心市街地商業活性化推進事業（基金）	広瀬川周遊ルートに囲まれた地域（広瀬川とバス通りに挟まれた地域）を小粋な横丁として整備して店舗を活性化していく。例えば、テーマを昭和などとして独特の雰囲気づくりをしていく。	産業課
その他の事項	55	新多目的交通システムの導入	TMO	-	H18年以内着手	マルタメディア街中にぎわい創出事業（総務省情報通信政策局地域通信振興課）	ダイヤモンドタクシーの新多目的交通システム（運行管理システム）の導入	企画財政課
市街地の整備改善のための事業	56	コミュニティゾーン整備事業	民間企業	-	H18年以内着手	PF事業	庁舎の老朽化をふまえ、公共施設の再整備と再配置を検討し、多様化する住民ニーズに対応する「高度・多機能コミュニティゾーン」の形成を促進する特に「新しい行政センター機能」の整備を図り、地域コミュニティの核を形成する。役場庁舎・多目的ビル等 A＝23,000㎡	企画財政課
	57	学校給食センター整備事業（関連事業）	民間企業	-	H18年以内着手	PF事業	PF事業により給食センターを整備する。	こども教育課
	58	蔵の集積	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業実施時に蔵を移築する。	建設水道課
	59	歩行者専用道路 瓦町 1	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、(都) 中丁・鉄地町～中丁・寺久保線間に歩行者専用道路を整備する	建設水道課
	60	歩行者専用道路 瓦町 2	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、(都) 中丁・鉄地町～広瀬川間に歩行者専用道路を整備する	建設水道課
	61	歩行者専用道路 瓦町 3	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H25年以降	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、(都) 中丁・鉄地町～中丁・寺久保線間（連環橋付近）に歩行者専用道路を整備する	建設水道課
	62	拡幅道路（瓦町・五百田線）	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H25年以降	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、(都) 中丁・鉄地町～広瀬川間（連環橋付近）の道路を拡幅する。	建設水道課
商業等の活性化のための事業	63	バティオ整備事業	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業・中心市街地商店街リノベーション補助金等（経済産業省中小企業庁商業課） 高度化事業・商店街バティオ事業「融資事業」等（中小企業事業団） 都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） 優良建築物等整備事業（国土交通省住宅局市街地建築課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	区画整理地内においてバティオ（中庭）型の建物を整備する。	建設水道課
	64	新規商業施設	事業協同組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課）	バティオ型施設に新規商業施設を設置する。	産業課
	65	コスキン館（仮称）建設	TMO	-	H24年以内着手	優良建築物等整備事業（国土交通省住宅局市街地建築課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	コスキン館（仮称）を建設する。	生涯学習課
	66	ポケットパークの設置	TMO	-	H24年以内着手	中小小売商業高度化事業・商業・サービス集積施設建設整備事業等（経済産業省商務情報政策局流通産業課中心市街地活性化室）	商業ゾーンにおけるポケットパークの設置 A＝17,400㎡ 2,120㎡、480㎡、920㎡、790㎡の4ヶ所	建設水道課
	67	イベント広場・駐車場整備	TMO	-	H24年以内着手	中小小売商業高度化事業・商店街等活性化先進事業補助金「商店街駐車対策事業」等（経済産業省中小企業庁商業課）	バティオ施設と一体型のイベント広場や駐車場を整備する。	産業課
	68	駐車場の利用促進事業	TMO	-	H24年以内着手	中小小売商業高度化事業・商店街等活性化先進事業補助金「テナント・ミックス管理事業」等（経済産業省中小企業庁商業課）	TMOによる駐車場の利用促進対策（商店街内に点在する駐車場の共通駐車券システムの構築等）	産業課
	69	空き店舗対策事業	TMO	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業・商店街等活性化先進事業補助金「商店街空き店舗対策事業」等（経済産業省中小企業庁商業課）	TMOによる空き店舗対策を実施	産業課
	70	テナントミックス事業	TMO	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業・中心市街地商業活性化基金事業「テナント・ミックス管理事業」等（経済産業省中小企業庁商業課）	TMOによるテナントミックスを実施	産業課
	71	ダイヤモンドタクシーの導入	TMO	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業・商店街等活性化先進事業補助金「商店街駐車対策事業」等（経済産業省中小企業庁商業課）	先進モデルとしてダイヤモンドタクシーの実験を行う。	企画財政課
	72	TMO構想・TMO計画策定	TMO	-	H18年以内着手	タウンマネジメント計画策定事業（中小企業庁中小企業課）	TMO構想及びTMO計画を作成する。	産業課
	73	TMOの立ち上げ及び運営	人材育成	-	H18年以内着手	タウンマネージャー養成研修事業（中小企業庁中小企業課）	まちづくりの専門家を養成する。	産業課
	74	専門家派遣	TMO	-	H18年以内着手	タウンマネージャー派遣事業（中小企業庁中小企業課）	中心市街地活性化に関する各分野の専門家を長期にわたり派遣する。	産業課

実現した施策

一部実現した施策

検討したが実現していない施策

全く実現していない施策

[4] 中心市街地の課題整理

中心市街地の現状や住民のニーズを踏まえ、中心市街地の課題を以下のとおり整理する。

課題①：多様な賑わいの創出

- ・これまでの中心市街地は、商業機能や公共公益機能など、多様な機能が集積した地域であったが、購買活動の広域化や多様化により、町民の主たる購買活動の場所が中心市街地から「道の駅」周辺の商業施設に移りつつあり、町外への流出も確認される。
 - ・さらに、町民アンケートにおいて回答者の約7割が、「魅力ある店舗」に対し否定的な評価を行っており、中心市街地商店街の利用者数が減少しているほか、後継者不足などによる空き店舗が増加していることから、中心市街地の主要機能である商業機能の低下が見られる。
 - ・一方で、中心市街地は身の回り品の主要な買い物先であり、特に中心市街地居住者や高齢者の生活を支える重要な役割を担い続けている。
 - ・また、町民アンケートにおいて、回答者の約7割が、中心市街地に必要な施設として「商業（買い物）施設」を挙げており、「新規店舗の誘致」のほか、「既存店舗の継続」が望まれているものと考えられる。
 - ・中心市街地の将来像として、町民アンケートにおいて「様々な施設がそろっている利便性の高い中心市街地」が望まれており、「商業施設」のほか、「公園・イベント広場」や「福祉・医療施設」などの多様な交流機能が求められている。
- 「身の回り品の主要な買い物先」という重要な生活支援機能を維持するため、「道の駅」周辺の商業施設と連携しつつ、既存の商業機能を維持することが必要である。
- 様々な交流による賑わいの創出を図り、ひいては商業機能の維持・向上に結びつく循環を生み出すため、中心市街地が持つ多様な機能を強化・活用していく必要がある。

課題②：街なか居住の促進

- ・本町は、人口減少や少子高齢化が進行しており、人口や各種都市機能が集積している中心市街地において、その傾向が顕著で、地域コミュニティの弱体化が懸念される。
 - ・また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町外への避難者が生じており、更なる流出も懸念される。
 - ・さらに、中心市街地居住者の減少は、身の回り品の主要な買い物先である中心市街地商店街にとって、死活問題でもある。
 - ・中心市街地の地価は郊外部と比較して高い傾向にあり、民間主体による住宅供給が停滞している一因になっており、町民アンケートにおいて、中心市街地への居住意向を持つ回答者の主要な居住条件に、「地価や家賃の低廉化」が挙げられている状況である。
 - ・中心市街地には、低未利用地や空き店舗が点在しており、中心市街地の環境やイメージを低下させ、空洞化の一因となっている。
- 街なか居住を促進し、ひいては商業機能の維持・向上に結びつく環境を形成するため、従来より持つ利便性の高さを活かしつつ、低未利用地を活用した良好な居住空間を提供する必要がある。

[5] 中心市街地活性化の方針

(1) 基本コンセプト

中心市街地の活性化に向けたコンセプトを以下のとおり設定する。

～ 人々の元気・賑わいのあふれるまち ～

中心市街地の抱える2つの主要課題を解決し、「道の駅」周辺地域と連携を図りながら、人々が行き交う舞台として「元気・賑わい」を取り戻すため、町や商工会・商店会等の住民組織が一体となって、「様々な交流が行われる場」「住み良い環境を提供する場」を作り出す。

(2) 中心市街地活性化の基本方針

中心市街地の活性化に向けた基本方針を以下のとおり設定する。

基本方針①:人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。

中心通りに子育て支援機能や高齢者福祉機能、交流機能等を新たに導入することで、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に立ち寄り、多世代が遊び・語り合うことができる交流の場を形成する。

商業面では、「道の駅」周辺地区との連携を図りながら、地域生活を支える重要な商業機能を維持するため、商店街の活性化を支援する。

また、新たに公共交通ネットワークを配置するほか、中心商店街を中心とした歩行ネットワークを配置することで、中心市街地内の主要な機能や「道の駅」周辺地区と連携し、移動しやすい・歩きやすい環境を形成する。

これらの取り組みと合わせ、商店会や商工会等の住民組織が主体となった活動により、中心市街地における様々な交流を生み、人々の活動の舞台を再生する。

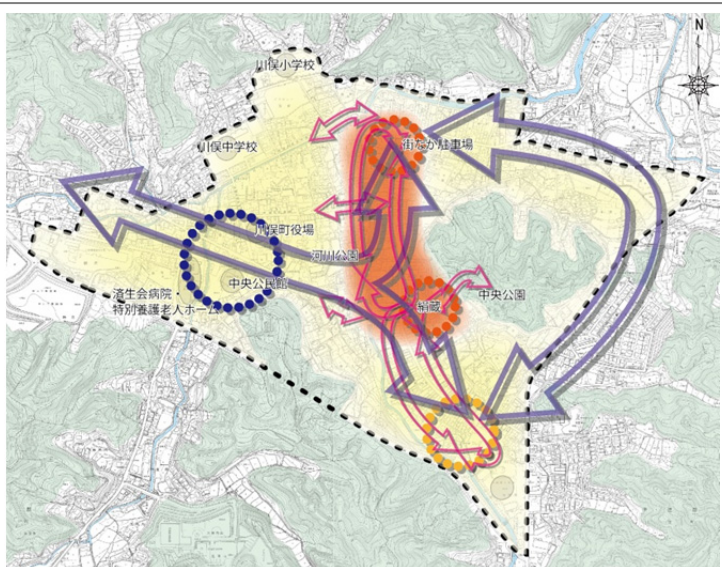
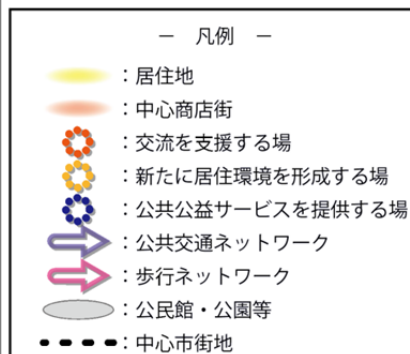
基本方針②:人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る。

集約された都市基盤、都市機能を活かしつつ、官・民が協働し、新たな居住者の受け皿となる宅地等の供給を促進する。

また、新たに公共交通ネットワークを配置するほか、中心商店街を中心とした歩行ネットワークを配置することで、利便性の高い生活環境を形成する。

さらに、生活環境整備や中心市街地への居住支援を実施することで、中心市街地の居住地としての魅力を高め、住んでみたいと思わせる居住の場を作り、定住人口の減少に歯止めをかけていく。

将来の中心市街地の姿



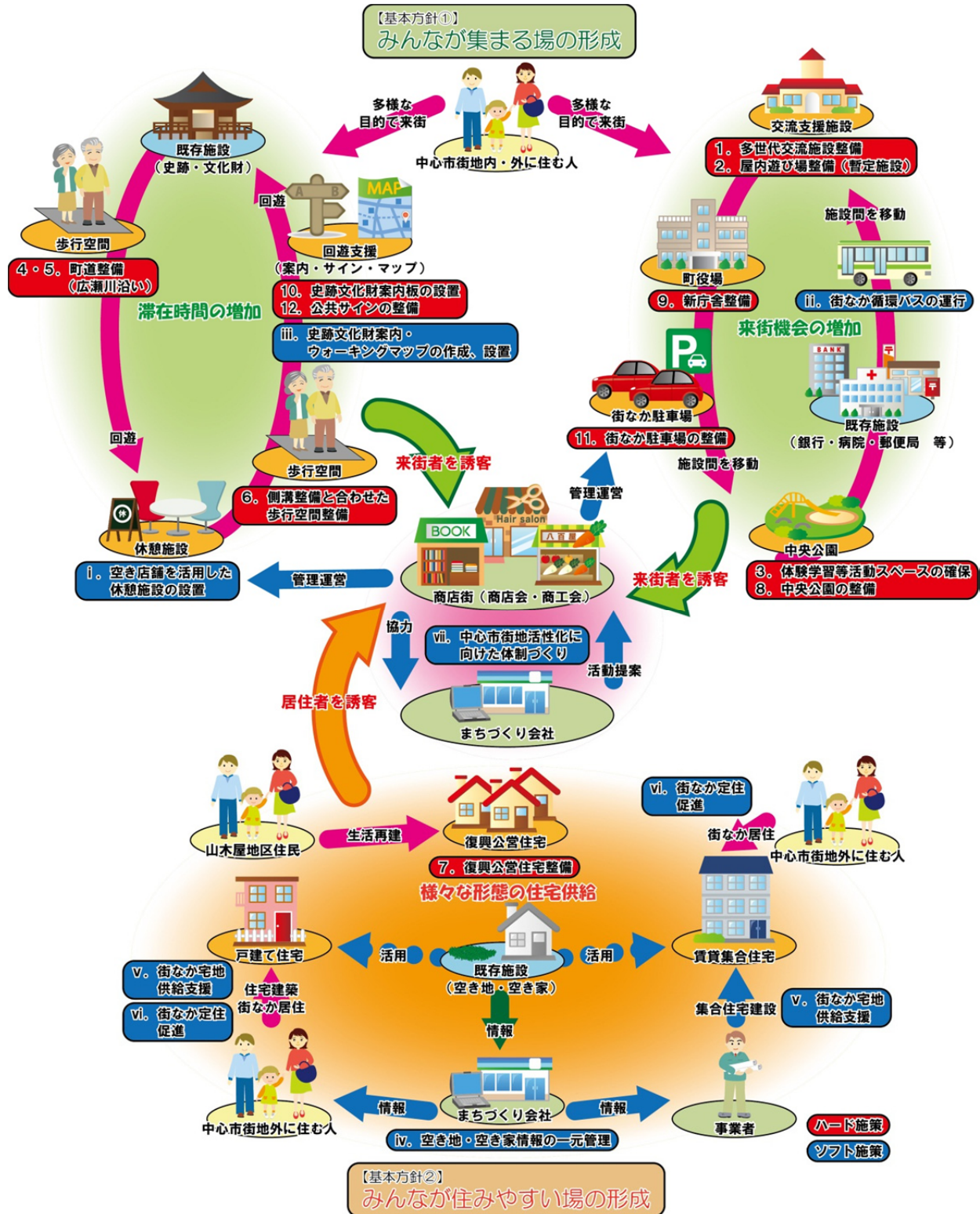
施策の体系

【基本方針①】

人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。（みんなが集まる場の形成）

【基本方針②】

人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る。（みんなが住みやすい場の形成）



2. 中心市街地の位置及び区域

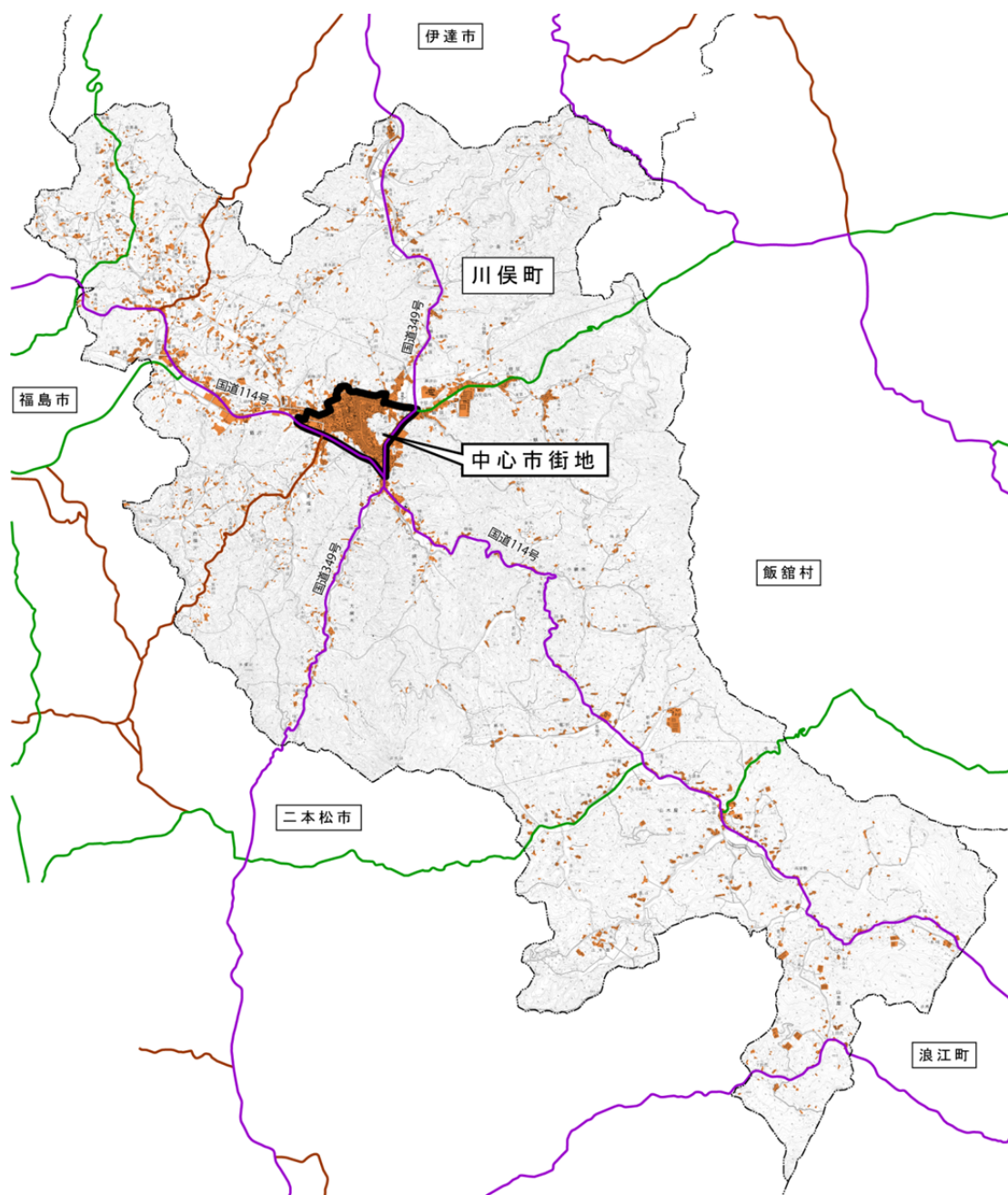
[1] 位置

位置設定の考え方

本町の中心市街地は、国道 114 号と国道 349 号が交差する交通結節点であり、町内で最も人口や都市機能が集積している地域である。

旧街道沿いには瓦町、鉄炮町、中丁等の商店街が形成されており、金融機関等も立地しているほか、町役場や中央公民館などの公共施設、総合病院など、各種生活利便施設が集積していることから、川俣町の中心市街地として設定する。

(位置図)



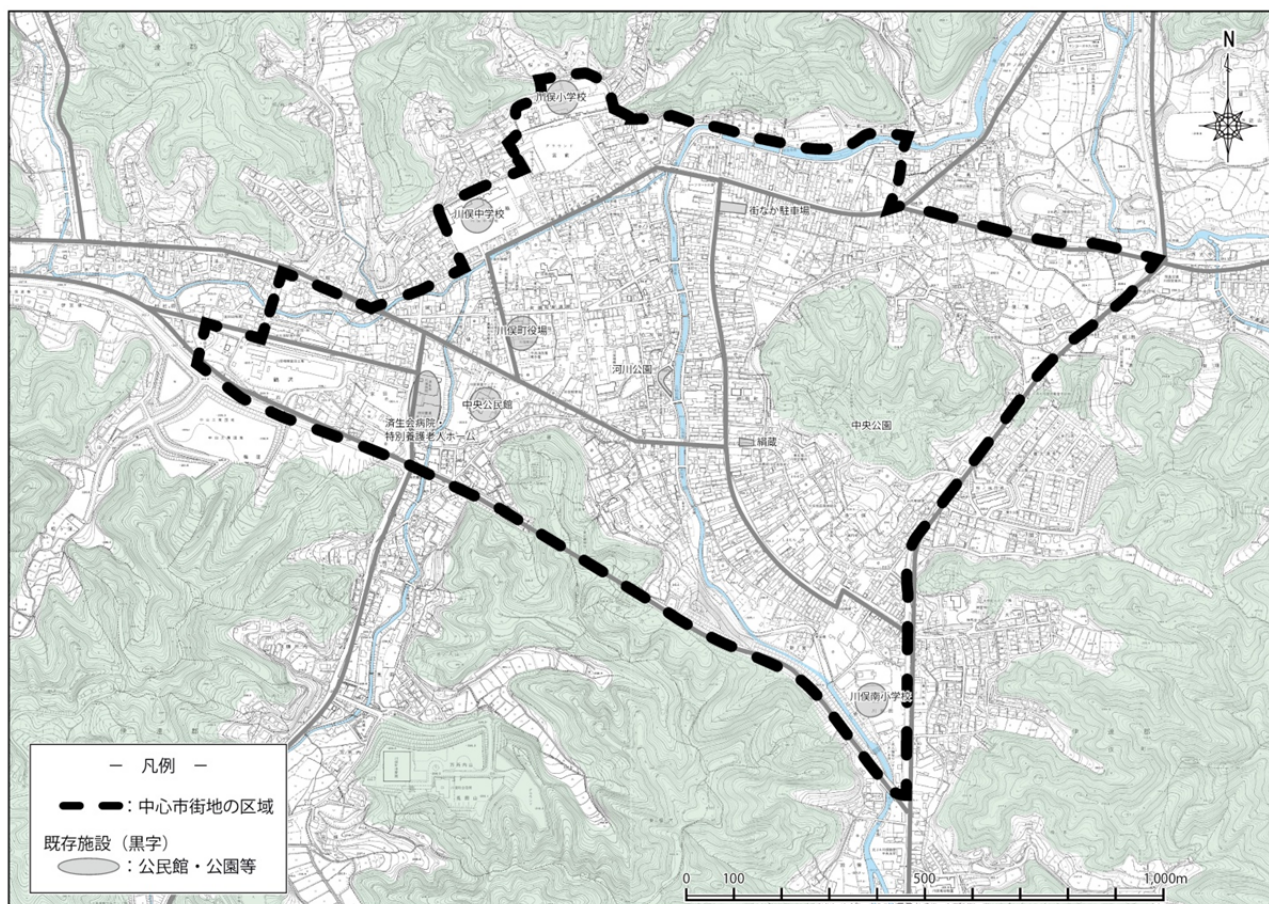
〔2〕 区域

区域設定の考え方

中心市街地の区域は、古くから地域の中心であった「川俣地区」を中心として、旧街道沿道に立地する商店街（商業地域・近隣商業地域）を中心として、町役場や中央公民館、小中学校などの主要な生活利便施設を包含した約 128ha のエリアを設定する。

区域の境界は、国道 114 号及び国道 349 号を境界とし、北部は幹線町道及び河川等を境界として、下図のとおり設定する。

（区域図）



〔３〕 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																																																																													
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	○小売業の集積 中心市街地に位置する中丁・瓦町・鉄炮町の商店街における小売業の町内シェアを見ると、店舗数が 42.2%、従業者数が 33.5%、年間販売額が 28.1%、売場面積が 25.9%となっており、当該市街地に相当数の小売商業者が集積している。 ■町域に占める中心市街地の小売業の割合 <table><tr><th colspan="2"></th><th>中心市街地 (商店街)</th><th>町域</th><th>中心市街地 シェア</th></tr><tr><td>商店数</td><td>件</td><td>81</td><td>192</td><td>42.2%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>人</td><td>324</td><td>966</td><td>33.5%</td></tr><tr><td>年間販売額</td><td>百万円</td><td>3,522</td><td>12,525</td><td>28.1%</td></tr><tr><td>売場面積</td><td>㎡</td><td>7,325</td><td>28,336</td><td>25.9%</td></tr></table> (資料：平成 19 年商業統計) ○都市機能の集積 都市計画区域に占める中心市街地の面積は 6.6%であるが、土地利用のシェアを見ると、専用商業施設用地が 58.2%、公共公益施設用地が 35.2%を占めるなど、中心市街地に商業機能や公共公益機能の多くが集積している。 ■都市計画区域に占める中心市街地の土地利用の割合 <table><tr><th></th><th>中心市街地(㎡)</th><th>都市計画区域(㎡)</th><th>中心市街地シェア</th></tr><tr><td>住宅用地</td><td>334,206</td><td>1,414,400</td><td>23.6%</td></tr><tr><td>専用商業施設</td><td>42,019</td><td>72,256</td><td>58.2%</td></tr><tr><td>店舗併用住宅</td><td>55,646</td><td>197,901</td><td>28.1%</td></tr><tr><td>専用工業施設</td><td>95,117</td><td>417,867</td><td>22.8%</td></tr><tr><td>作業所併用住宅</td><td>6,717</td><td>16,885</td><td>39.8%</td></tr><tr><td>公共公益施設用地</td><td>144,146</td><td>409,789</td><td>35.2%</td></tr><tr><td>その他の建築用地</td><td>7,400</td><td>24,717</td><td>29.9%</td></tr><tr><td>道路用地</td><td>197,511</td><td>1,453,652</td><td>13.6%</td></tr><tr><td>公園・緑地・レジャー施設等</td><td>65,443</td><td>191,585</td><td>34.2%</td></tr><tr><td>その他の空地</td><td>30,123</td><td>136,884</td><td>22.0%</td></tr><tr><td>田</td><td>35,216</td><td>1,803,602</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>畑</td><td>76,571</td><td>2,690,222</td><td>2.8%</td></tr><tr><td>山林</td><td>98,780</td><td>9,655,534</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>水面</td><td>57,202</td><td>384,851</td><td>14.9%</td></tr><tr><td>その他の自然地</td><td>33,903</td><td>529,854</td><td>6.4%</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,280,000</td><td>19,400,000</td><td>6.6%</td></tr></table> (資料：平成 24 年都市計画基礎調査)			中心市街地 (商店街)	町域	中心市街地 シェア	商店数	件	81	192	42.2%	従業者数	人	324	966	33.5%	年間販売額	百万円	3,522	12,525	28.1%	売場面積	㎡	7,325	28,336	25.9%		中心市街地(㎡)	都市計画区域(㎡)	中心市街地シェア	住宅用地	334,206	1,414,400	23.6%	専用商業施設	42,019	72,256	58.2%	店舗併用住宅	55,646	197,901	28.1%	専用工業施設	95,117	417,867	22.8%	作業所併用住宅	6,717	16,885	39.8%	公共公益施設用地	144,146	409,789	35.2%	その他の建築用地	7,400	24,717	29.9%	道路用地	197,511	1,453,652	13.6%	公園・緑地・レジャー施設等	65,443	191,585	34.2%	その他の空地	30,123	136,884	22.0%	田	35,216	1,803,602	2.0%	畑	76,571	2,690,222	2.8%	山林	98,780	9,655,534	1.0%	水面	57,202	384,851	14.9%	その他の自然地	33,903	529,854	6.4%	合計	1,280,000	19,400,000	6.6%
		中心市街地 (商店街)	町域	中心市街地 シェア																																																																																										
商店数	件	81	192	42.2%																																																																																										
従業者数	人	324	966	33.5%																																																																																										
年間販売額	百万円	3,522	12,525	28.1%																																																																																										
売場面積	㎡	7,325	28,336	25.9%																																																																																										
	中心市街地(㎡)	都市計画区域(㎡)	中心市街地シェア																																																																																											
住宅用地	334,206	1,414,400	23.6%																																																																																											
専用商業施設	42,019	72,256	58.2%																																																																																											
店舗併用住宅	55,646	197,901	28.1%																																																																																											
専用工業施設	95,117	417,867	22.8%																																																																																											
作業所併用住宅	6,717	16,885	39.8%																																																																																											
公共公益施設用地	144,146	409,789	35.2%																																																																																											
その他の建築用地	7,400	24,717	29.9%																																																																																											
道路用地	197,511	1,453,652	13.6%																																																																																											
公園・緑地・レジャー施設等	65,443	191,585	34.2%																																																																																											
その他の空地	30,123	136,884	22.0%																																																																																											
田	35,216	1,803,602	2.0%																																																																																											
畑	76,571	2,690,222	2.8%																																																																																											
山林	98,780	9,655,534	1.0%																																																																																											
水面	57,202	384,851	14.9%																																																																																											
その他の自然地	33,903	529,854	6.4%																																																																																											
合計	1,280,000	19,400,000	6.6%																																																																																											

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○小売業の衰退

中心市街地に位置する商店街では、平成14年から平成19年の5年間で、商店数が12.9%、従業者数が13.6%、年間販売額が15.3%、売場面積が10.1%減少している。

■中心市街地商店街の推移

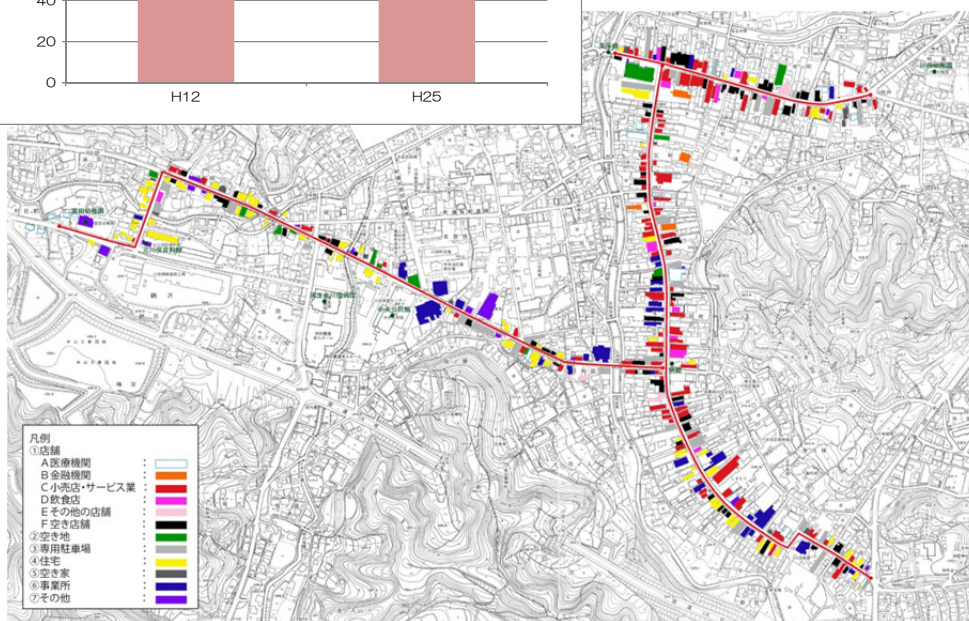
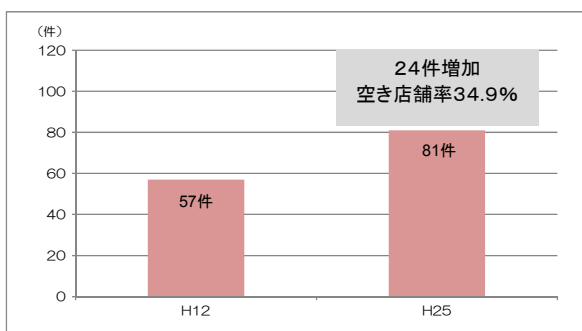
		平成14年	平成19年	増減
商店数	件	93	81	▲12(▲12.9%)
従業者数	人	375	324	▲51(▲13.6%)
年間販売額	百万円	4,156	3,522	▲634(▲15.3%)
売場面積	m ²	8,144	7,325	▲819(▲10.1%)

(資料：平成14・19年商業統計)

○空き店舗の増加

中心市街地商店街の空き店舗数は、平成12年と比べ24件増加し、空き店舗率が34.9%となっている。

■空き店舗数の推移及び空き店舗の状況（平成25年）



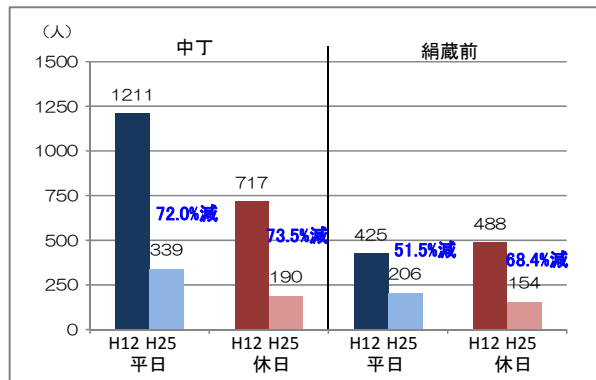
■中心商店街の建物の状況（平成 25 年）

① 店舗							②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
A 医療機関	B 金融機関	C 小売店・サービス業	D 飲食店	E その他の店舗	F 空き店舗	小計	空き地	専用駐車場	住宅	空き家	事業所	その他	
12	4	117	12	6	81	232	22	57	89	11	18	35	464
2.6%	0.9%	25.2%	2.6%	1.3%	17.5%	50.0%	4.7%	12.3%	19.2%	2.4%	3.9%	7.5%	100.0%

○歩行者通行量の減少

中心市街地における歩行者通行量は、平成 12 年と比較すると、中丁の平日で 72.0%減少しているなど、大幅に減少している。

■歩行者通行量の推移

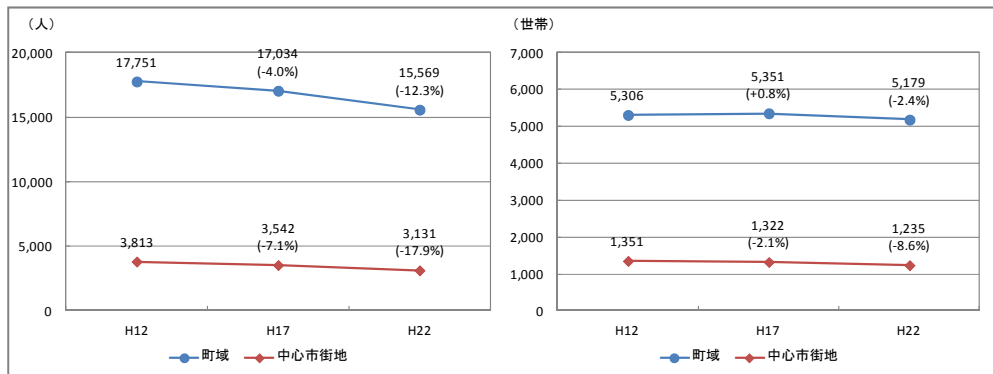


○人口・世帯数の減少

中心市街地の人口は平成 12 年から平成 22 年の 10 年間で 682 人（17.9%）減少しており、町域の減少率（12.3%）を上回って減少している。

世帯数は 10 年間で 116 世帯（8.6%）減少しており、町域の減少率（2.4%）を上回って減少している。

■中心市街地の人口・世帯数の推移

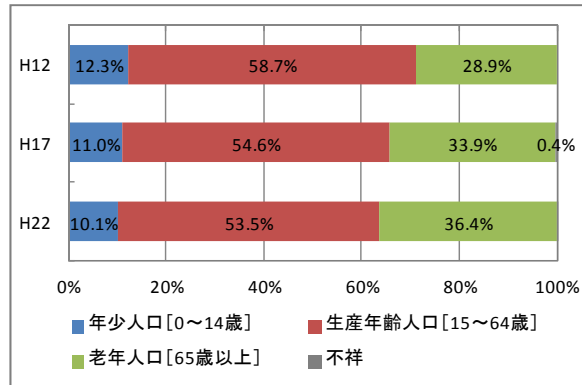


（資料：国勢調査）

○少子高齢化の進行

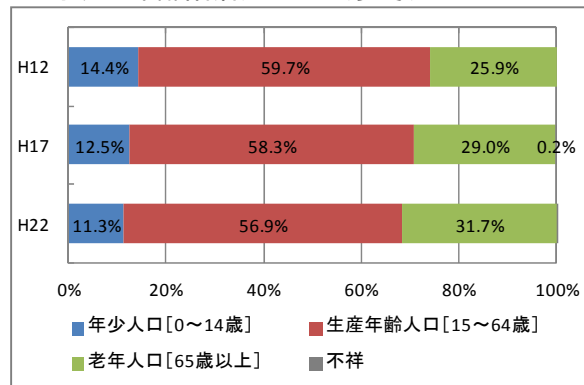
中心市街地の年齢階層別人口は、年少人口率が減少するとともに、老年人口率が増加しており、平成22年時点の高齢化率は36.4%と高く、町域の31.7%と比較しても高い。

■中心市街地の年齢階層別人口



(資料：国勢調査)

■町域の年齢階層別人口（参考）



(資料：国勢調査)

第3号要件

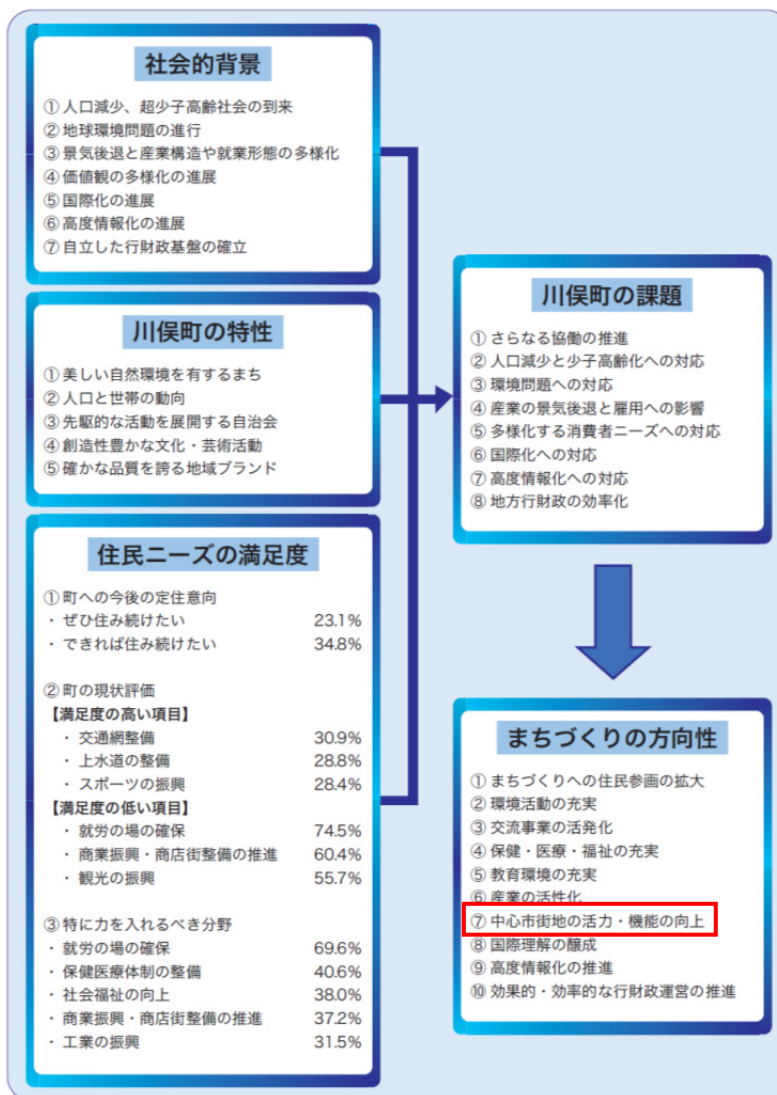
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

中心市街地の活性化は、振興計画等との整合性をもって進めることとしており、中心市街地の活性化は川俣町全体の発展に有効かつ適切である。

○第5次川俣町振興計画における位置づけ

第5次川俣町振興計画（構想の期間：平成23年度～平成34年度）の「まちづくりの方向性」において、「中心市街地の活力・機能の向上」が位置づけられているとともに、重点施策として「中心市街地の活性化」が位置づけられている。

■第5次川俣町振興計画における位置づけ（抜粋）（1/2）



【計画の背景と方向性】

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化に向けた、基本方針に対応した目標を以下のとおり定め、目標の実現に向けた活性化事業に取り組むこととする。

基本方針①:人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。

目標 1 : 中心市街地利用者を増やす

中心市街地は、これまで商業機能を主体として、多くの人々の交流が生じていたが、近年は商業機能の低下により、来訪者が減少している。

一方、中心市街地は商業機能以外にも、公共公益施設、金融機関、文化施設など様々な機能を有しており、多様な機能の集積が特徴となっている。

そのため、少子高齢社会を見据え、子育て世代や高齢者に着目しながら、新たな機能の導入や既存のストックとの連携を図ることで、様々な世代の人々を町内外から中心市街地に呼び込むことを目指す。

中心市街地に様々な人々を呼び込み交流を生み出すことで、町民が抱く「人通りが少ない」というイメージの脱却を図るとともに、衰退傾向にある商業機能の維持・向上へと結びつけていく。

- ◆子育て支援機能や高齢者福祉機能、交流機能等を新たに導入
- ◆「道の駅」周辺地区との連携を図りながら、地域生活を支える商店街の活性化を支援
- ◆各種機能が利用しやすくなるよう、移動しやすく、歩きやすい環境を形成
- ◆商店会や商工会等の組織が主体となった活動を支援

基本方針②:人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る。

目標 2 : 人口の減少に歯止めをかける

中心市街地では、これまで多くの人々が居住する生活空間としての役割を担ってきており、利便性の高い生活空間として、一定の居住ニーズが見られる。

しかし、近年は居住ニーズに反し、居住空間形成に向けた再投資が減少し、空き地や空き家が目立ち始めている。

そのため、生活利便性を高めつつ、新たな居住者の受け皿となる宅地や住宅供給を促進し、定住を促すことで、人口減少に歯止めをかけることを目指す。

- ◆官・民が協働し、新たな居住者の受け皿となる宅地等の供給を促進
- ◆生活利便性を高める公共交通や歩行ネットワークを形成
- ◆居住地としての魅力を高める生活環境整備や中心市街地居住の支援

〔2〕計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 5 年とし、その最終年度である平成 30 年度を目標年次とする。

〔3〕目標指標設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するため、目標毎に数値目標指標を設定する。

（1）「目標 1：中心市街地利用者を増やす」の数値目標指標の考え方

「人通りが少ない」という中心市街地に対する市民のイメージを踏まえ、「中心市街地利用者の増加」を示す数値目標を「歩行者通行量」と設定する。

数値目標指標：歩行者通行量（中丁・絹蔵前の平均値）

（2）「目標 2：人口の減少に歯止めをかける」の数値目標指標の考え方

「人口の減少に歯止めをかける」施策の達成状況を把握する数値目標を、「中心市街地の定住人口」と設定する。

数値目標指標：中心市街地の定住人口

※中心市街地に含まれる字の人口の合計

[4] 数値目標の設定

(1) 目標指標：歩行者交通量（中丁・絹蔵前の平均値）

①具体的な目標数値の考え方

実施施策は、中心市街地の来訪機会の創出と来訪者の回遊促進であることから、町民の来訪回数増加と来訪時の回遊回数増加の観点から、歩行者通行量を推計し目標値とする。

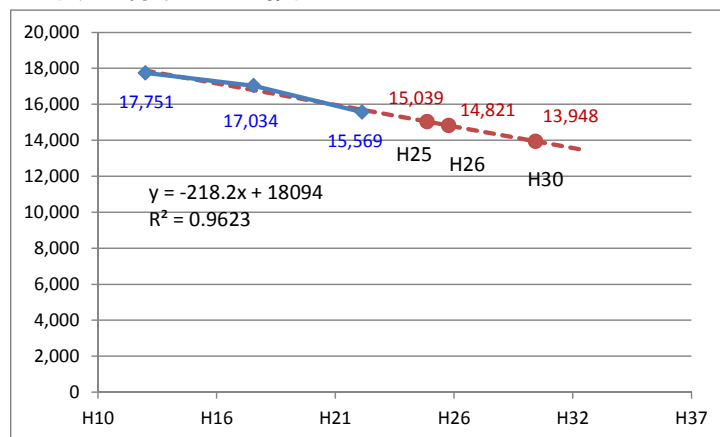
まず、川俣町の人口とアンケート調査による中心市街地来訪回数から、現在の中心市街地への来訪者数を想定し、歩行者通行量の実測値を用いて、現況の回遊率を設定する。

その上で、将来人口の推計を行い、施策による来訪回数増加及び回遊率の増加を加味して、歩行者通行量を推計し目標値とする。

②目標値の設定

平成12年から平成22年の国勢調査に基づく町域人口から、平成25年及び将来の人口を推計すると、平成25年が15,039人、平成26年（計画初年）が14,821人、平成30年（目標年）が13,948人と推計される。

■町域の将来人口の推計



※xは平成12年=1とし1年=1とした値

アンケート調査結果から、現在の中心市街地来訪回数は8.3回/月であることから、現在の中心市街地来訪者数は平均で4,160人/日（15,039人×8.3回/月÷30日）と推計される。

また、歩行者数の実測値及び来訪者が歩行者となる率（＝回遊率）は下表のとおりとなる。

■現在の回遊率の推計

		推計来訪者数 (人/日)	歩行者数 (人/12h) 実測値	回遊率
中丁	平日	4,160 (15,039人×8.3回/月÷30日)	339	8.1%
	休日		190	4.6%
絹蔵前	平日		206	5.0%
	休日		154	3.7%
平均	平日		272.5	6.6%
	休日		172.0	4.1%

同様に、平成 12 年時点における中心市街地来訪者数及び回遊率は下表のとおりとなる。

■平成 12 年時点の回遊率の推計

		推計来訪者数 (人/日)	歩行者数 (人/12h) 実測値	回遊率
中丁	平日	5,976 (17,751 人×10.1 回/月÷30 日)	1,211	20.3%
	休日		717	12.0%
絹蔵前	平日		425	7.1%
	休日		488	8.2%
平均	平日		818.0	13.7%
	休日		602.5	10.1%

各種施策の効果は、平成 12 年から平成 25 年までの 10 年間で減少した「中心市街地来訪回数」や「回遊率」について、平成 35 年度までの 10 年間で平成 12 年並みまで回復させることを目標とし、目標年度である平成 30 年度においては、それぞれ下表のとおり想定する。

■施策効果の想定

区分	関連施策	想定する効果 (平成 30 年度)	※参考：想定する効果 (平成 35 年度)
新たな機能 導入による 来訪回数の 増加	・多世代交流支援施設整備 ・屋内遊び場整備(暫定整備) ・体験学習等活動スペースの確保 ・中央公園の整備 ・街なか駐車場の整備 ・史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成	来訪回数を 9.2 回/月に増加させる	来訪回数を 10.1 回/月に増加させる
回遊促進策 による回遊 率の増加	・町道整備(広瀬川沿い)＜中丁＞ ・町道整備(広瀬川沿い)＜川原田＞ ・側溝整備と合わせた歩行空間整備 ・公共サインの整備 ・空き店舗を活用した休憩施設の整備 ・史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成	回遊率を平日で 10.2%、休日で 7.1%に増加させる	回遊率を平日で 13.7%、休日で 10.1%に増加させる

以上を踏まえ、目標年次における歩行者通行量の目標値を以下のとおり設定する。

平成 30 年度における歩行者数(平均)＝436 人(平日)
＝303 人(休日)

(推計式)

来訪者数＝13,948 人×9.2 回/月÷30 日＝4,277 人/日

歩行者数(平日)＝4,277 人/日×10.2%＝436 人

歩行者数(休日)＝4,277 人/日×7.1%＝303 人

(2) 目標指標：中心市街地の定住人口

①具体的な目標数値の考え方

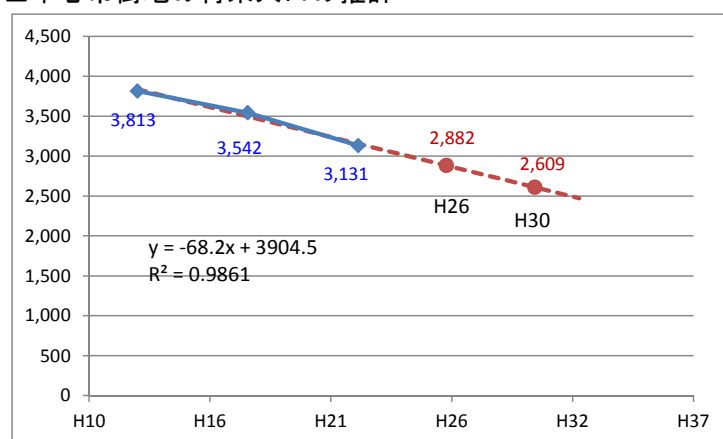
現在、中心市街地の定住人口は減少傾向にあることから、現状のまま推移した将来の人口を、近年の動向を踏まえ推計する。

その上で、施策実施によって、新たに中心市街地に居住する想定人口を加えて、目標数値とする。

②目標値の設定

平成 12 年から平成 22 年の国勢調査に基づく中心市街地の人口から、将来人口を推計すると、平成 26 年（計画初年）が 2,882 人、平成 30 年（目標年）が 2,609 人と推計される。

■中心市街地の将来人口の推計



※x は平成 12 年 = 1 とし 1 年 = 1 とした値

一方、計画に位置づけた施策の対象戸数は 105 戸であるが、施策の重複（供給者と居住者）を考慮し、増加戸数を 85 戸と設定する。

■施策による増加戸数の設定

施策名称	施策対象戸数	増加戸数 (重複考慮)
復興公営住宅整備	25 戸	25 戸
街なか宅地供給支援＜宅地造成助成＞	20 戸	30 戸*
街なか定住促進＜戸建取得助成＞	20 戸	
街なか定住促進＜家賃助成＞	20 戸	30 戸*
街なか定住促進＜集合住宅建設助成＞	20 戸	
合計	105 戸	85 戸

※2 施策をそれぞれ単体で活用する場合を 10 戸、2 施策を両方活用する場合を 10 戸想定

平成 22 年国勢調査における中心市街地の人口は 3,131 人で世帯数が 1,235 世帯であるため、世帯あたり人員は 2.54 人となる。

この値を用いて、増加する世帯数を人口に換算すると、215 人（ $=85 \text{ 戸} \times 2.54$ ）となる。

従って、目標年次における中心市街地人口の目標値を下記のとおり設定する。

平成 30 年度における中心市街地人口の目標値＝2,824 人（2,609 人＋215 人）

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(現状分析)

中心市街地における道路網は、これまで大きな変化がなされておらず、市街地内の骨格を形成する道路は旧街道が主体となって、市街地内の移動を支えている。そのため、バイパス整備により、通過交通の市街地内流入は抑制されているものの、市街地内の道路の多くで、歩車道分離がなされておらず、歩行者の回遊が行われにくい環境となっている。

さらに町民アンケートでは、中心市街地に対し、「人通りが少ない」というイメージを多くの町民が持っており、「歩いて楽しい街」を将来像として望む意見が多く挙げられている。

中心市街地への来訪手段を見ると、主たる来訪手段は自動車であり、これまで町営街なか駐車場の整備を行ってきたものの、中心市街地商店街における路上駐車は解消されず、町民アンケートにおいても、「駐車場整備」を望む意見が多くの町民から挙げられている。

中心市街地の地域資源である中央公園は、丘陵地の地形を活かした、自然を身近に感じられる公園であるものの、施設の老朽化や東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響から、十分に活用がされていない状況である。そのため町民アンケートでは、子育てを支援する場として、「公園・広場の整備」を望む意見が、子育て世代から多く挙げられている。

(市街地の整備改善の必要性)

これらの現状を踏まえ、市街地の整備改善の必要性は以下のとおりである。

◆町道整備、歩行空間整備

歩行者の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、街なかの回遊に資する歩行空間整備により、移動利便性の向上を図る必要がある。

しかし、未整備の都市計画道路を中心とした中心市街地全体での道路網整備は、地域住民との合意形成や財政上の課題から困難である。そのため、本計画では、中心市街地商店街での回遊性向上を目的とし、商店街の形成された町道鉄炮町・新中町線、広瀬川沿いの町道日和田・中丁線等を対象とした、日常の買い物や散策に資する歩行環境の形成を図る。

◆活動支援・交流支援施設の整備（中央公園）

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、様々な活動や交流、子育て支援を行う場である中央公園の機能向上により、人々が集まる魅力を形成する必要がある。

◆街なか駐車場整備

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、中心市街地への主要アクセス手段である自動車交通を対象とした来訪支援により、移動利便性の向上を図る必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 体験学習等活動スペースの確保 内容： 既存建築物のリニューアル（体験学習スペース、トイレ等の整備）、中心市街地側からのエントランスとしての空間形成（舗装広場・花壇等整備）、絹蔵でのイベント等とも連携し、公園管理事務所敷地内で様々な体験学習等イベントを実施 実施時期： 平成 26 年度～平成 29 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地側から中央公園への良好なエントランス及び活動空間を形成し、隣接する絹蔵と連携を図りながら、中心市街地における体験学習等の屋外活動の拠点形成を図る。 【必要性】 中心市街地内の貴重な自然環境を活用し、子供たちが屋外で安全・安心に活動できる環境を形成するとともに、商店街と公園の連携強化により、来訪者及び公園利用者の増加に寄与することが期待されるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～平成 29 年度	
事業名： 町道整備（広瀬川沿い）＜中丁＞ 内容： 広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道日和田・中丁線を整備 実施時期： 平成 25 年度～平成 27 年度	川俣町	【位置づけ】 広瀬川の自然環境を活かし、中心市街地の回遊性を高め、居住者の日常の散策等に資するとともに、広瀬川沿いの土地の有効活用を図る。 【必要性】 中心市街地の回遊性が高まれば、歩行者が増加し、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 25 年度～平成 27 年度	
事業名： 町道整備（広瀬川沿い）＜川原田＞ 内容： 広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道川原田支線 1 号を整備 実施時期： 平成 25 年度～平成 27 年度	川俣町	【位置づけ】 広瀬川の自然環境を活かし、中心市街地の回遊性を高め、居住者の日常の散策等に資するとともに、広瀬川沿いの土地の有効活用を図る。 【必要性】 中心市街地の回遊性が高まれば、歩行者が増加し、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 25 年度～平成 27 年度	
事業名： 側溝整備と合わせた歩行空間整備 内容： 町道鉄砲町・新中町線等において、既設の側溝を改修する。 実施時期： 平成 26 年度～平成 29 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における排水機能を改善するとともに、段差解消等による歩行性を改善し、中心市街地内の徒歩による回遊性を高める。 【必要性】 中心市街地の回遊性が高まれば、歩行者が増加し、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～平成 29 年度	

事業名： 中央公園の整備 内容： 除染を進め屋外遊具をリニューアル 町民と協働で園内の清掃や花卉等の植栽充実を図り、市街地の緑を活用した新たな名所を形成 実施時期： 平成 25 年度～平成 30 年度以降	川俣町	【位置づけ】 町民と協力しながら、花卉等の植栽を充実させることで中心市街地における新たな名所としていくほか、屋外の子供の遊び場としての機能の充実を図ることで子供が集まる場を形成し、中心市街地の機能を高め、来訪を促進する。 【必要性】 中心市街地の子育て環境を改善し居住を促進するとともに、中心市街地に交流拠点を形成する。また、それを目的とした来訪を増加させることで、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 福島定住緊急支援交付金（子供元気復活交付金） 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 25 年度～平成 30 年度以降	
事業名： 街なか駐車場整備 内容： 商店会から駐車場を借り上げ、維持管理費と併せて賃料を支払い、費用の一部をまちづくり活動に還元 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 商店会を通じ駐車場を借り上げ、街なか駐車場として供用することで、路上駐車解消による歩行環境の向上や、中心市街地利用者の利便性確保を図る。また、賃料の一部は、まちづくり活動に還元を図る。 【必要性】 来訪の主要手段である自動車アクセスへの対応を図ることで来訪者を増加させるとともに、商店会のまちづくり活動を促進させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(現状分析)

中心市街地特有の機能として、町役場、中央公民館、郵便局や病院等の公共公益施設が集積しており、日常の買い物を目的とした来訪のほか、文化活動や医療・福祉活動等を行うことを目的とした来訪も多く見られる。

一方、少子高齢化の進む中心市街地にあつて、町民アンケートでは、子育てを支援する場として「公園・広場の整備」、高齢者の健康増進を支援する場として「福祉・医療施設の整備」を望む意見が、子育て世代や高齢者から多く挙げられている。特に「公園・広場の整備」については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響から、安全・安心に子供たちを遊ばせることができる空間に対して、要望が強くなっている。

また、中心市街地には文化財や歴史のある建物など、様々な地域資源が点在しているものの、広く認識されておらず、町民アンケートで挙げられた「歩いて楽しい街」の実現のためには、これら地域資源の活用を検討することも重要である。

(都市福利施設の整備の必要性)

これらの現状を踏まえ、都市福利施設の整備の必要性は以下のとおりである。

◆活動支援・交流支援施設の整備（多世代交流支援施設、屋内遊び場（暫定整備）、新庁舎）

多様な機能の集積による中心市街地の利便性向上に向け、教育・文化活動や行政事務手続きなど、様々な活動や交流、子育てを支援する機能の導入により、人々が集まる魅力を形成する必要がある。

◆地域資源の活用促進（史跡文化財案内板、公共サイン、史跡文化財案内・ウォーキングマップ）

新たな来訪目的の創出による中心市街地の賑わい創出に向け、文化財や蔵など、地域資源の活用による街なか散策コース等の設定により、人々が集まる魅力を形成する必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 多世代交流支援施設整備 内容： 屋内の子供の遊び場、図書館機能、高齢者のスポーツ活動や文化活動の場を整備 実施時期： 平成 25 年度～平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 子供が安心して遊び・運動ができる環境を整備し、街なかの賑わい創出を図る。 また、町に不足している図書館や高齢者が気軽に利用できる健康増進の場を一体的に整備し、世代間交流やコミュニティ形成を推進しながら街なかの賑わい創出を図る。 ※平成 25 年度中に、未就学児を対象とした「屋内遊び場整備（暫定整備）」を実施し、本施設完成後、機能を統合 【必要性】 少子高齢社会の進展を見据えつつ、子育て環境の向上を図るとともに、多世代が多様な目的で集い、交流する環境を形成することで、中心市街地の来訪を促し、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 25 年度～平成 30 年度	
事業名： 屋内遊び場整備（暫定整備） 内容： 既存建築物の改築により、未就学児を対象とした屋内の子供の遊び場を暫定的に整備 実施時期： 平成 25 年度	川俣町	【位置づけ】 子どもが放射線被曝を気にせず遊べる場を暫定的に整備し、子供が安心して遊べる環境を整備する。 ※「多世代交流支援施設」の完成後、機能を統合 【必要性】 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、子供たちが十分に運動できない環境の中での生活を余儀なくされていることから、安全・安心な遊び場を確保することで、安心して子育てができる環境を形成し、人口流出を抑制するとともに、来訪を促すことも可能であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 福島定住緊急支援交付金（子供元気復活交付金） 実施時期： 平成 25 年度	
事業名： 新庁舎整備 内容： 東日本大震災により被災し、解体撤去された庁舎の建替え 実施時期： 平成 25 年度～平成 27 年度	川俣町	【位置づけ】 町民の安全・安心の確保、住民サービスの向上等を図るため、防災拠点機能を有し、広く町民に利用され親しまれる庁舎、地域復興のシンボルとなる新庁舎を建設する。 【必要性】 広く町民に利用され親しまれる庁舎が形成されることで、住民サービス等の住環境向上に資するとともに、街なかに憩いの空間が形成され、また、街の空間を演出することとなるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 震災復興特別交付税 実施時期： 平成 25 年度～平成 27 年度	
事業名： 史跡文化財案内板の設置 内容： 中心市街地及び周辺の史跡・文化財の案内板を設置 実施時期： 平成 26 年度～平成 27 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地及び周辺の史跡・文化財の案内板を整備し、郷土愛を高め、街なかの地域資源を活かし、中心市街地の回遊や散策を促す。 ※「公共サインの整備」「ウォーキングマップの作成」と連携し、街なかでの散策を促進 【必要性】 中心市街地に散策という新たな機能を付加し、来訪を促すとともに、滞在時間の延長による賑わいの創出が期待される。 また、住民の郷土愛を高めることで、まちづくりへの関わりの強化も期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～平成 27 年度	

事業名： 公共サインの整備 内容： 案内サインのデザインを検討し、主要施設や地域資源の案内誘導板、散策コースへの距離標を整備 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地の主要施設や地域資源を案内する案内誘導板を整備し、来訪者を的確に案内誘導する。また、散策コースに距離標を整備し、居住者の健康づくり（ウォーキングや散策）を促す。なお、設置する案内サインのデザインは統一し、景観に配慮する。 ※「史跡文化財案内板の設置」「ウォーキングマップの作成」と連携 【必要性】 中心市街地に散策という新たな機能を付加し、来訪を促すとともに、滞在時間の延長による賑わいの創出が期待される。 また、住民の郷土愛を高めることで、まちづくりへの関わりの強化も期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	
事業名： 史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成、設置 内容： マップ作成及び配布（マップの内容は、商店会等の住民組織と協働で作成・日常の散策コースに供する道路は、商店会等が情報収集を実施） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地内の史跡や文化財等の地域資源や休憩施設、移動距離等を記したマップを作成し、街なかの散策や健康づくりを促進する。 ※「史跡文化財案内板の設置」「公共サインの整備」と連携 【必要性】 中心市街地に散策という新たな機能を付加し、来訪を促すとともに、滞在時間の延長による賑わいの創出が期待される。 また、住民の郷土愛を高めることで、まちづくりへの関わりの強化も期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(現状分析)

本町の中心市街地は、丘陵地に隣接する限られた平坦地に古くから形成され、旧街道沿道の商店街を中心とし、その周辺に住居系土地利用を基本とした市街地形成が行われてきた経緯を持つ。しかし近年は、人口減少や社会経済の低迷等の影響から、建物の更新が進まず、空き地・空き家等の低未利用地が多く発生し、防災・防犯上の課題にもなっている。

一方、町民アンケートでは、商業機能や公共公益機能が集積した中心市街地への居住意向が確認され、居住の条件として地価や家賃の低廉化が挙げられている。

また、山木屋地区避難者にあっても、中心市街地への居住意向が確認されている。

(街なか居住の推進の必要性)

これらの現状を踏まえ、街なか居住の推進の必要性は以下のとおりである。

◆復興公営住宅整備

山木屋地区長期避難者を対象とした、中心市街地における居住の安定確保に向け、街なか居住の促進に資する復興公営住宅の整備により、街なか定住環境を形成する必要がある。

◆街なか定住環境の形成（空き地・空き家情報の一元管理、宅地供給支援、定住促進）

中心市街地における街なか居住の促進に向け、住宅整備の種地となる低未利用地の情報管理・発信、各種補助制度による宅地供給・街なか定住支援など、土地取得から入居に至るまでの各段階において支援を行うことにより、街なか定住環境を形成する必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 復興公営住宅整備 内容： 復興公営住宅（戸建て）の整備 ポケットパーク、集会所、外周道路の整備 実施時期： 平成 25 年度～平成 26 年度	川俣町	【位置づけ】 山木屋地区の避難者を対象とした復興公営住宅を整備し、避難者の居住の安定を図る。また、敷地内にポケットパークや集会所を整備し、居住者のコミュニティの維持・形成を推進し、避難者の居住の安定を図る。（整備戸数：25 戸） ※平成 25 年度中に、旧川俣精練事務所を活用し、未就学児を対象とした「屋内遊び場整備（暫定整備）」を実施。当該施設は、「多世代交流支援施設」の完成後、機能を統合 【必要性】 中心市街地の利便性を活かしながら、長期避難者の居住の安定を図るとともに、中心市街地の住環境の多様性が確保され、中心市街地の定住促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 長期避難者生活拠点形成交付金 実施時期： 平成 25 年度～平成 26 年度	
事業名： 空き地・空き家情報の一元管理 内容： 空き家の除却、空き地の活用に向けた意識啓発を図るため、地域住民を対象とした相談会を開催し、登録を募り、空き地・空き家情報を収集。収集した情報を、町やまちづくり会社等が一元管理し、情報提供 実施時期： 平成 26 年度～平成 31 年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地内の空き地や空き家の情報を一元管理し、新規事業者や居住者に対し情報提供を図ることで、空き地や空き家の活用促進を図る。 【必要性】 中心市街地における不動産の需要と供給を結びつけ、市街地の更新を促し、定住促進や商業業務機能の更新につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独費 実施時期： 平成 26 年度～平成 31 年度以降	
事業名： 街なか宅地供給支援＜空き家除却助成①＞ 内容： 中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家除却費の一部を助成 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し、中心市街地の定住促進を図る。（空き家除却費助成） 【必要性】 中心市街地の防災性・防犯性を高めるとともに、新たな投資が誘発され、宅地供給等につながることを期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	
事業名： 街なか宅地供給支援＜空き家除却助成②＞ 内容： 中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家除却費の借入金の利子を補給 実施時期： 平成 26 年度～平成 29 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し、中心市街地の定住促進を図る。（空き家除却費助成） 【必要性】 中心市街地の防災性・防犯性を高めるとともに、新たな投資が誘発され、宅地供給等につながることを期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 26 年度～平成 29 年度	

事業名： 街なか宅地供給支援 ＜宅地造成助成＞ 内容： 中心市街地内で分譲宅地を造成する事業主に対し、造成費の借入金の利子を補給 また、3,000㎡以下の分譲宅地を造成する事業主には、道路整備及び水道管設置に関する経費を助成 実施時期： 平成28年度～平成30年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し、中心市街地の定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） 【必要性】 中心市街地において民間活力を活かし、宅地供給を促進することで、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（民間小規模宅地造成事業助成事業交付金） 実施時期： 平成28年度～平成30年度	
事業名： 街なか定住促進 ＜戸建取得助成＞ 内容： 中心市街地で戸建住宅を取得し、居住する世帯に対し、取得費用の一部を助成 実施時期： 平成26年度～平成30年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地への転入者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） ※川俣町林業等活性化対策推奨金交付制度の適用 【必要性】 中心市街地における新たな居住を促し、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（俣町林業等活性化対策推奨金交付制度） 実施時期： 平成26年度～平成30年度以降	
事業名： 街なか定住促進 ＜家賃助成＞ 内容： 中心市街地内の賃貸住宅への転入者に対し、家賃の一部を助成 実施時期： 平成26年度～平成30年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地への転入者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） ※新婚世帯定住奨励金、UIターン者定住奨励金制度の適用 【必要性】 中心市街地における新たな居住を促し、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（新婚世帯定住奨励金、UIターン者定住奨励金） 実施時期： 平成26年度～平成30年度以降	
事業名： 街なか定住促進 ＜集合住宅建設助成＞ 内容： 中心市街地内で集合住宅を建設する事業主に対し、整備費の借入金の利子を補給 実施時期： 平成28年度～平成30年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地において、住宅供給を行う事業者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） 【必要性】 中心市街地において、民間活力を活かし、住宅供給を促進することで、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成28年度～平成30年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(現状分析)

中心市街地は、商業機能が集積した地域であったが、購買活動の広域化や多様化により、町民の主たる購買活動の場所が中心市街地から「道の駅」周辺の商業施設に移りつつあり、町外への流出も確認される。

そのため、中心市街地の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積はいずれも減少傾向にあり、空き店舗の増加も見られる。

また、商業者アンケートでは、約半数が閉店を考えているほか、約4割の事業継続意向の事業者のうち、約4割で後継者がいない状況であり、中心市街地の主要な機能である商業機能の更なる低下が懸念される。

一方、町民アンケートにおいて、中心市街地は身の回り品の主要な買い物先であることが確認され、特に中心市街地居住者や高齢者の生活を支える重要な役割を担い続けており、「新規店舗の誘致」のほか、「既存店舗の継続」が望まれている。

なお、中心市街地でのこれまでの取り組みに係る反省点として、まちづくり活動を支える組織・体制づくりや、その組織が継続的に活動できる仕組みづくりなどの重要性を確認しており、本計画の推進にあつては、中心市街地活性化に係る活動を先導する組織づくりが求められている。

(商業活性化の必要性)

これらの現状を踏まえ、商業活性化の必要性は以下のとおりである。

◆街なか駐車場整備

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、中心市街地への主要アクセス手段である、自動車交通を対象とした来訪支援により、移動利便性の向上を図る必要がある。

さらに、商店会主体の活動促進に向け、町から商店会に対し、街なか駐車場の維持管理費・賃料を支払うことにより、まちづくり活動に還元していくことが必要である。

◆空き店舗を活用した休憩施設の設置

来訪機会や滞在時間の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、空き店舗の活用により、中心市街地のサービスを高める必要がある。

◆中心市街地活性化に向けた体制づくり

中心市街地における継続的なまちづくり活動の展開に向け、既設のまちづくり会社を中心とした企画立案・実施を行う体制づくりにより、個店の魅力向上や新規出店支援等の各種まちづくり活動へ展開していく必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

〔2〕 具体的事業等の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 街なか駐車場整備 内容： 商店会から駐車場を借り上げ、維持管理費と併せて賃料を支払い、費用の一部をまちづくり活動に還元 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 商店会を通じ駐車場を借り上げ、街なか駐車場として供用することで、路上駐車解消による歩行環境の向上や、中心市街地利用者の利便性確保を図る。 また、賃料の一部は、まちづくり活動に還元を図る。 【必要性】 来訪の主要手段である自動車アクセスへの対応を図ることで、来訪者を増加させるとともに、商店会のまちづくり活動を促進させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	
事業名： 空き店舗を活用した休憩施設の設置 <空き店舗改装等助成> 内容： 空き店舗を活用してベンチを設置するなど、商店会等が主体となった休憩施設設置を助成 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 商店街利用者や街なか散策者を対象とした休憩施設を、商店会等が主体となり設置し、中心市街地の回遊性向上を図る。 ※「ウォーキングマップの作成」と連携 【必要性】 空き店舗を活用することで商店街の連続性を確保するとともに、来訪者へのサービスを高め、中心市街地利用者の増加や滞在時間の延長が期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（川俣町空き店舗活用事業補助金交付制度） 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	
事業名： 中心市街地活性化に向けた体制づくり <活動費等助成> 内容： 中心市街地の活性化や個店の魅力向上に資する各種取り組みについて、まちづくり会社を中心とした企画立案・調整・実施（各種補助事業の活用）を行う組織づくり。また、組織づくりの完了後、個店の魅力を高める各種事業・施策及び新規出店に対する支援を展開。 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地の活性化や個店の魅力向上に資する各種取り組みについて、まちづくり会社を中心とした企画立案・調整・実施を行う組織づくりを行い、商店会等の魅力を高める各種事業・施策及び新規出店に対する支援へと展開する。 【必要性】 中心市街地の商業機能の活性化では、事業者が主体的となった取り組みの継続的な展開が必要不可欠であり、その実現に向けて、中心市街地が一体となった体制づくりが必要不可欠であることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度以降	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(現状分析)

中心市街地への主たる来訪手段は自動車となっているが、町域での高齢化率が30.0%を超え、今後とも増加していくことが予想される状況にあって、公共交通は、自動車を運転できなくなった場合の移動手段として重要な役割を担う。

そのため、郊外部から中心市街地への来訪手段として、デマンドタクシーを導入するなど、公共交通の確保を進めてきたが、中心市街地内に点在する各種主要施設を、徒歩のみで複数利用することは困難な状況にあり、公共交通の利用により、複数の目的を達成できる環境づくりが重要である。

買い物行動においても同様に、中心市街地商店街と「道の駅」周辺商業施設の双方を利用できる環境づくりを行うことで、身の回り品を中心とした日常の買い物先として、中心市街地の商業機能の維持を図ることが重要である。

(公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性)

これらの現状を踏まえ、公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性は以下のとおりである。

◆街なか循環バスの運行

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、中心市街地の商店街や各種主要施設、「道の駅」周辺の商業施設を連絡する循環バスの運行により、移動利便性の向上を図る必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 街なか循環バスの運行 内容： 街なか循環バスの運行 実施時期： 平成26年度～ 平成31年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地及び周辺の公共施設や金融機関、医療機関等の主要施設を連絡する循環バスを運行し、街なかの円滑な移動を支援し、利便性向上を図る。 【必要性】 中心市街地に点在している様々な施設を、誰もが無理なく利用できる環境を形成することで、中心市街地での来訪や誘発行動が促され、来訪回数や滞在時間の延長が期待されることから、中心市街地の活性化には必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成26年度～ 平成31年度以降	

[illegible]

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

※国の認定を受ける場合、詳細を記載

記載内容は、想定される内容を記載

[1] 市町村の推進体制の整備等	①主管部署（通常：中心市街地活性化室の設置） 計画の推進にあたっては、産業課商工交流係が担当し、関係部局等の連携強化を図っていく。 （整備については、本計画を推進するにあたり、中心市街地活性化を担当部署として、産業課内に中心市街地活性化対策室を設置し、専任職員を 1 名配置する。等） ②川俣町中心市街地活性化推進本部の設置 各部署の連携を図り、中心市街地活性化に関する施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として、関係する部署で構成する庁内の総合調整のための組織として「中心市街地活性化推進本部」を設置する。
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	①中心市街地活性化協議会の概要 ②組織の役割 ③活動状況等

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

①客観的現状分析

中心市街地の現状を把握するため、各種統計データを用いて客観的な現状分析を行った。

その結果については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」に記載している。

②町民ニーズ等の分析

中心市街地への町民ニーズや商業者の意向を把握するため、町民アンケート及び商業者アンケートを実施した。

その結果については「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」の「(4) 住民意向の把握・分析」に記載している。

③旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価」に記載している。

(2) さまざまな主体と相互連携

①まちづくり川俣へのヒアリング

前計画に位置付けられた各種事業の取り組み状況や評価を行い、本計画を検討する際の視点として活用するため、まちづくり川俣へのヒアリングを実施した。

②商工業者ワークショップの開催

中心市街地活性化に向けた事業の提案や、実現可能性について検討するため、平成 25 年 6 月から 11 月にかけて、商工業者の参加によるワークショップを 5 回開催した。

③商工事業者等からの意見聴取

中心市街地活性化に向けた事業を展開していく中で、中心的な役割を担う商工会の理事（商工事業者）を対象として、本計画に位置付けた方針や各施策について意見聴取を行った。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

※国の認定を受ける場合、詳細を記載

記載内容は、想定される内容を記載

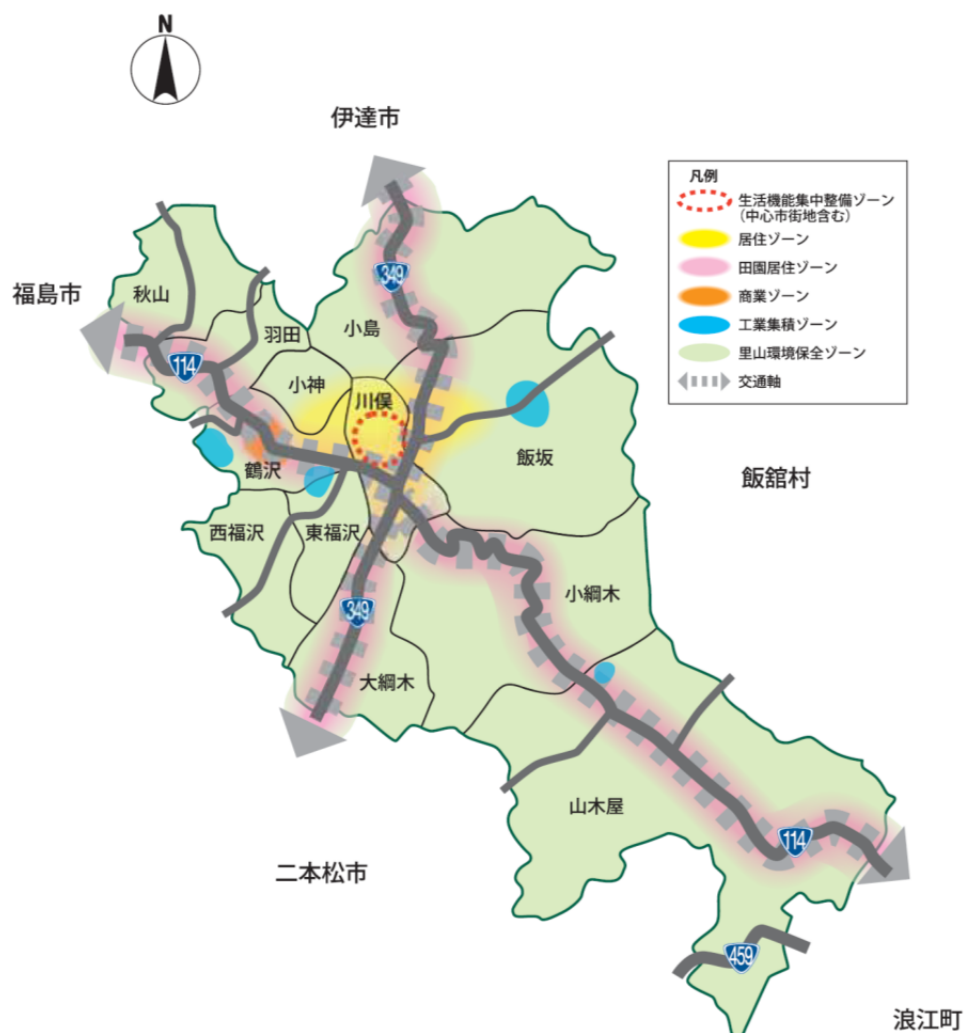
〔 1 〕 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地における都市機能の集積の促進の考え方として、上位計画である「第5次川俣町振興計画」において、以下の内容を推進することとしている。

(1) 第5次川俣町振興計画（平成22年9月策定）

振興計画では、土地利用基本構想において、『行政機能、保険・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能などが集積する中心市街地を、「生活機能集中整備ゾーン」と位置づけ、コンパクトに町の機能を集中させ、商業と地域経済の活性化を強化する魅力ある土地利用を進めます。また、都市基盤を支える機能の充実・強化を図ります。』としている。

■第5次川俣町振興計画における土地利用基本構想図

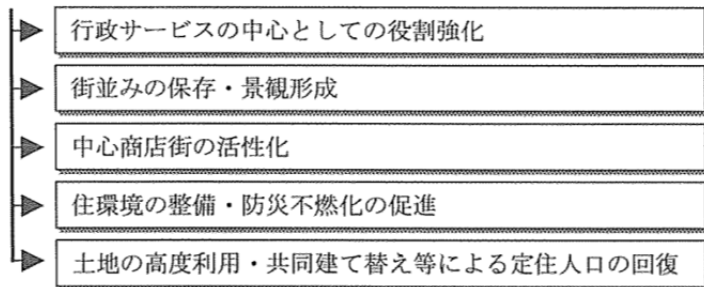


(2) 川俣町都市マスタープラン（平成 10 年 3 月策定）

川俣町都市マスタープランでは、都市構造の方針において、『川俣町の将来都市構造としては、既存の都市機能・都市基盤の集積を最大限に活かし、その更新・再整備を図ることにより、現在の中心市街地を核とするコンパクトで質の高い市街地を中心とした構造としていきます。』としている。

■川俣町都市マスタープランにおける市街地再整備の目標

①中心市街地の再整備



[2] 都市計画手法の活用

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の無秩序な拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めるため、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 低未利用地の有効活用

①大規模な未利用地の有効活用

中心市街地内に位置する「川俣精錬跡地」については、復興公営住宅を主体とする事業を実施し、中心市街地内における良好な居住ストックの形成を図る。

②小規模な未利用地の有効活用

中心市街地内に点在する低未利用地については、情報の一元管理を行い、需要と供給のマッチングを行うことで有効活用を促進する。

また、空き家の除却助成や宅地・住宅供給に対する助成を行い、民間活力を活かしながら有効活用を促進する。

(2) 中心市街地における公共公益施設等の立地動向

中心市街地には、公共公益施設が集積しているとともに、民間の福祉医療施設が立地している。東日本大震災において、町役場が被災し立て替えを行うこととなったが、郊外等への移転を行わず、現位置において立て替えを進め、都市機能の集積を活かしたまちづくりを進める。

その他、現在中心市街地に立地する公共公益施設等について、郊外等へ移転する計画はない。

(3) 大規模集客施設の立地状況

本町内には、10,000 m²以上の大規模集客施設は立地していない。

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地へ都市機能の集約を図るために、実施する事業は下記のとおりである。

■都市機能の集約のための事業

- ◇多世代交流支援施設整備
- ◇屋内遊び場整備（暫定整備）
- ◇体験学習等活動スペースの確保
- ◇復興公営住宅整備
- ◇中央公園の整備
- ◇新庁舎整備
- ◇空き地・空き家情報の一元管理
- ◇街なか宅地供給支援＜空き家除却助成①＞
- ◇街なか宅地供給支援＜空き家除却助成②＞
- ◇街なか宅地供給支援＜宅地造成助成＞
- ◇街なか定住促進＜戸建取得助成＞
- ◇街なか定住促進＜集合住宅建設助成＞

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

※国の認定を受ける場合、詳細を記載

記載内容は、想定される内容を記載

〔１〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項
（１）まちづくり会社の活動 旧活性化計画策定時に TMO として設立した「まちづくり川俣」は、空き店舗を活用した「絹蔵」の管理運営や、放課後児童保育施設「わいわいクラブ」の運営を行うなど、まちづくり活動を展開しているため、本計画に位置づけた事業への参画など、活動資金調達を含めた更なる活動の展開が期待される。
〔２〕都市計画等との調和
（１）第５次川俣町振興計画（平成 22 年 9 月策定） まちづくりの方向性として、「中心市街地の活力・機能の向上」が位置づけられており、『商店街が地域コミュニティや各種関係団体と連携しながら、商品やサービスの付加価値向上を図るなど、住民や利用者の多様なニーズに対応できるような取り組みの促進を図ります。また、様々な人が集い交流する空間となるように、安全性や快適性の向上を図るためのハード面での整備についても検討していきます』としている。 また、施策の大綱として「活力ある産業を育てるまち」に商業の振興を位置づけ、『中心市街地や商店街の活性化は、地域住民にとっても大きな課題であるため、各種関係団体との連携のもと、消費者ニーズを捉えた業態開発や販売促進活動などにより、魅力ある店舗づくりを支援していきます。また、川俣シャモなどの町産品の更なるブランド化やイベントの振興、回遊しやすい中心商店街の整備、空き店舗・空き家活用、駐車場の確保など、魅力ある商店街の形成に努めます』としている。 更に、重点施策として「中心市街地の活性化」を位置づけ、『商店街が地域コミュニティや各種関係団体と連携しながら、地域コミュニティの核として、高齢者などへの支援の視点も含めた商品・サービスの提供や、交流拠点としての空き店舗の活用、出かけることの楽しさを演出するためのイベントの開催、情報の積極的な発信など、自らの力とアイディアで行う活性化の取り組みを支援します。 また、住民や利用者が安全、快適に過ごすことができるように、イルミネーション事業の継続や歩道のバリアフリー化、駐車場の整備、街路網の整備とあわせた住宅地の再整備及び街並みの整備などを検討し推進します。』としている。
（２）川俣町都市マスタープラン（平成 10 年 3 月策定） 川俣町都市マスタープランでは、土地利用に関する方針として「中心市街地の再整備・活性化」を位置づけ、『中心市街地は、現在では、木造密集家屋や細街路等の存在により、防災上の問題も多く、中心市街地としての機能の低下が現れはじめています。したがって、中心市街地の再整備を進め、町の中心としての機能を回復して活性化を図る必要があります。』とし、基本方針に『中心市街地における防災・不燃化の推進』『中心市街地の再整備』『若者向け定住環境の整備』『遊休地の活用による中心市街地での住宅供給』を位置づけている。

12. 認定基準に適合していることの説明

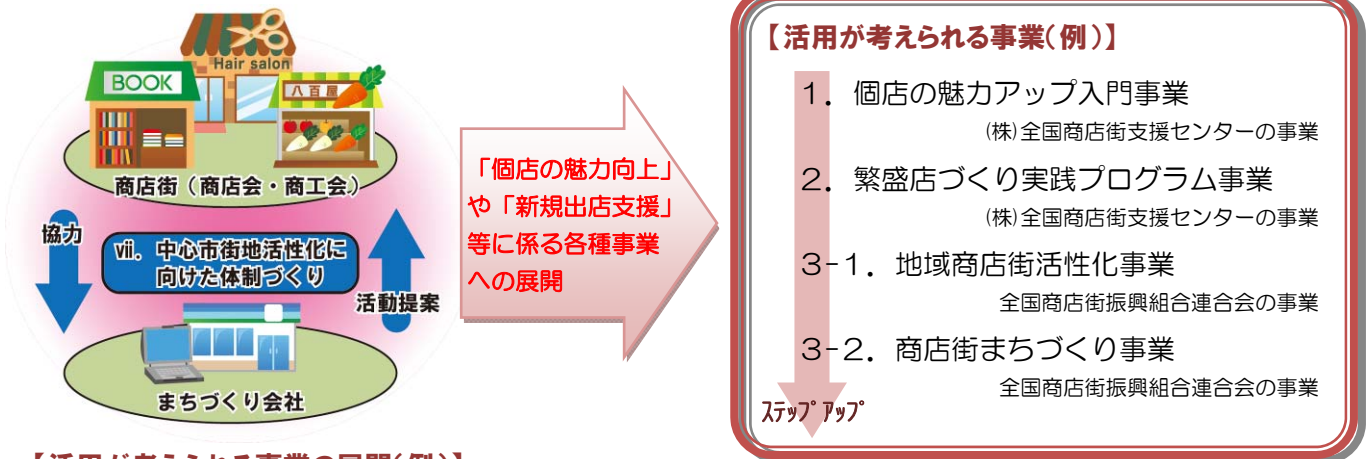
※国の認定を受ける場合、詳細を記載

記載内容は、想定される内容を記載

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手続	①活性化協議会
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4～8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8に記載

「個店の魅力向上」「新規出店支援」等への事業展開イメージ

- ◆「vii. 中心市街地活性化に向けた体制づくり」により、まちづくり会社を中心とした企画立案・調整・実施を行う体制づくりと併せて、商工事業者の参画のもと、「個店の魅力向上」や「新規出店支援」等に係る各種事業の展開を図る。
- ◆「個店の魅力向上」や「新規出店支援」等に係る各種事業は、外部の視点を取り入れながら、研修等による「体感・実感」から、具体的取り組みの実行による「協働・実践」までを展開し、商店街全体の魅力の向上を図る。



【活用が考えられる事業の展開(例)】

	事業名称	事業の内容	想定実施時期
ステップ1 体感・実感	個店の魅力アップ入門事業	<u>(1) 公開臨店アドバイス</u> ・商店街の店舗で、店内レイアウトや陳列などのアドバイスを受け、繁盛店づくりのポイントを体感する <u>(2) 商店街全体研修</u> ・商店街を取り巻く環境変化や消費者のライフスタイルの変化等を踏まえた、繁盛店づくりの方向性を学習する ・繁盛実践サポーターの体験談より、繁盛店づくりの具体的な方策を学習する	平成26年度
ステップ2 実践的研修	繁盛店づくり実践プログラム事業	<u>(1) 臨店研修</u> ・商店街の店舗を対象に、個店の魅力向上に係る実践的研修を実施し、モデルとなる店舗を育成する <u>(2) 全体研修</u> ・商店主及び従業員等を中心に個店の魅力づくりに係るノウハウについて情報共有を行い、活力の向上を図る <u>(3) 店舗情報発信</u> ・商店街マップやショップカードの作成を支援し、個店の魅力発信力の向上を図る	平成26年度
ステップ3 協働・実践	地域商店街活性化事業	<u>(1) 商店街組織の地域コミュニティ機能の強化</u> ・地域住民のニーズ調査、地域住民や協力組織との交流事業、子育て・介護等のサービス実施 等 <u>(2) 助成や若者のチャレンジ支援</u> ・研修事業 等 <u>(3) 商店街組織の情報発信</u> ・情報発信マップ作成、機関誌発刊、WEB掲載 等	平成27年度以降
	商店街まちづくり事業	<u>(1) 施設・設備等の整備</u> ・地域住民の安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備等の整備 <u>(2) 効果検証</u> ・施設・設備等の整備前後における歩行者通行量の測定	平成27年度以降

中心市街地活性化計画骨子案に係る説明会 議事概要

1. 開催概要

◇日時・場所：平成 25 年 11 月 15 日（金） 13 時～ 中央公民館 第 2・3 研修室
◇説明内容
・計画策定の趣旨について
・中心市街地活性化計画の骨子案について
◇出席者：14 名

2. 議事概要

【復興公営住宅・山木屋地区避難者用住宅について】

- ①：復興公営住宅の整備について、町が建設・賃貸することで良いか？
⇒町が建設し貸し出す。建築戸数は 25 世帯を予定している。
- ②：山木屋地区の居住制限区域内の住民以外は入居できないのか？
⇒居住制限区域外の山木屋地区避難住民も入居は可能である。
- ③：入居者への払い下げは考えているのか？
⇒払い下げは、担当部署で検討中である。
- ④：山木屋地区避難者の問題は喫緊の問題であり、山木屋地区避難者のために、町が空き地を買い取ることは考えられないか？町が買えば売り主の税金負担がなくなる。
⇒土地を動かすための工夫について、町がある程度の負担をすべきとの意見は多く頂いており、現時点で実行すると言えないが、検討をしていくべきと認識している。提案した市街地活性化の個別施策については、事業者に対し空き家の除却や造成等の段階でどのような支援があるかを整理・提示することで理解が深まり、宅地供給も進むのではないかと考えている。

【宅地・住宅の供給について】

- ①：既存制度の宅地造成に係る利子補給の使用事例はあるか？
⇒現在は小規模宅地造成を対象としており、最近の使用事例はない。
- ②：利子補給ではなく、太陽光発電のように、補助金や 20 年間の買い上げ、さらには一括償却が可能な制度があれば、事業者の投資が活発化すると考える。一括償却は企業にとって魅力的である。
⇒宅地を安く供給すべきという意見はあるが、土地を低廉化した差額分を行政が負担することは、個人の資産形成に係る問題であり困難である。他都市の事例として、居住者が 20 年間賃料を払い続けることで、20 年後に自己所有とする制度もあるので、具体的な制度設計の段階で、改めて皆様に相談させていただくこともあと考えている。
- ③：若者を住まわす賃貸住宅が不足しているため、借り上げ方式の公営住宅を供給してはどうか？
⇒現在、町営住宅は空き家があり充足しているため、「空き家除却の補助」や「空地・空き家情報の一元管理」による民間事業者の力を借りた宅地供給を考えたが、将来的には視野に入れていきたいと思う。
- ④：空き家があるため町営住宅の戸数が充足しているとの話は、町営住宅が老朽化しているためであり、戸数が充足していないと感じている。なぜ空き家となっているのか、老朽化対策等を考えて行く必要があるのではないか？
⇒町営住宅の老朽化等は、町も十分認識しているが、4～5 階の住宅にエレベーター設置を行うなどの補修を行うことは、現在の財政状況では困難である。そのため、民間事業者が事業を起こしやすい環境を作っていかなければならないと考えている。その場合、都合が悪い部分は役場が負担すれば良いという発想のものは受けられないので、双方で知恵を出し合えればと思っている。

- ⑤：「空き地・空き家情報の一元管理」や「街なか宅地供給支援」は時間をかけず早急に実施が必要である。
⇒早期に制度設計したい。制度を運用する期間が 5 年間という考え方である。
- ⑥：空き家除却の補助額はどの程度か？また、既存制度の宅地造成に係る舗装補助は、上乘せを検討して欲しい。
⇒除却費用は、4/5 を国と町が負担し、事業主が 1/5 を負担する補助制度の活用を想定している。補助上乘せは意見として参考にさせていただく。
- ⑦：事業者が集合住宅等の整備にあわせてポケットパークを整備した場合、ポケットパークを町が借り上げることは考えられないのか？その場合、固定資産税はどのようなになるのか？
⇒公共施設としてポケットパークを整備するのであれば、相談は受けられると思うが、現時点では想定しておらず、計画には盛り込んでいない。

【まちなみ形成について】

- ①：商店街は商業併用住宅が多く、閉店してシャッターを下していても生活している。シャッターが街並みを悪くする要因でもあるため、閉店した店舗がシャッターを取り払うことへの補助制度があっても良いと思う。
⇒ご意見としていただく。
- ②：商店街に住宅が増えることは、商店街側から見ると問題がある。住宅として再生するのではなく、あくまで店舗として再生すべきである。
⇒ご意見としていただく。

【まちづくり会社について】

- ①：まちづくり会社はどこを想定しているのか？
⇒まちづくり川俣を想定している。市街地活性化計画では、町民側の主体となる組織として位置づけられているが、現在の活動は停滞している。本来の役割を果たせるよう、「中心市街地活性化に向けた支援体制づくり」において、町や商工会等のバックアップ体制を整えていきたいと考えている。
- ②：まちづくり川俣の経営等についてどのように見ているのか？経営状況の悪い会社が市街地活性化の推進母体になることは適切なことか。
⇒担当レベルのイメージであるが、資金面で苦慮し、本来の活動が行われていないと感じている。まちづくり川俣が本来の機能を発揮できる体制づくりについて知恵が必要であるが、サポートしていくことが必要との認識で、計画に盛り込んでいる。

【計画について】

- ①：町内で検討・策定している各計画が、それぞれバラバラで動いているイメージがある。役場の中で統一的な動きが取れていないのではないか。
⇒町の根幹となる計画は振興計画であるが、詳細を規定しているわけではない。それを補完する計画が中心市街地活性化計画であり、中心市街地に限定した計画である。振興計画やその他の計画と相互調整を図っている。
- ②：復興計画と中心市街地活性化計画は 1 本化できないのか。
⇒振興計画が町の最上位計画であり、広く全ての分野の方針が示されている。その方針に基づき市街地活性化計画で内容を詳述する体系となっている。
- ③：スマートコミュニティの計画策定において、街なかで太陽光パネルを導入することが決定しており、面積目標まで定めている。スマコミ策定委員会の中で、中心市街地活性化計画にも内容の位置づけをお願いしていたが、反映されていない。
⇒内容を担当課に確認し、決定事項について、反映させる部分があれば盛り込みたい。